平成29年度 指定介護保険事業者 新規セミナー資料

通所リハビリテーション

平成29年度 集団指導講習会資料 (共通事項抜粋)

平成29年度運営の手引き

神奈川県 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課

目 次

	領事項 ↑護保険制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	望 営関係	
(1)	運営の手引き・運営状況点検書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	運営規程・重要事項説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)	法令遵守と管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)	記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)	苦情処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6)	事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(7)	非常災害対策計画・避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 届	出 関係	
(1)	変更届・加算届・廃止届・休止届等・・・・・・・・・・・・	1
(2)	指定更新申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3)	介護サービス情報の公表制度・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(4)	業務管理体制の整備に係る届出・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(5)	生活保護法指定介護機関制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(6)	老人福祉法に基づく居宅生活支援事業の各種届出・・・・・・・・・	2
4 軒	强酬関係	
(1)	介護報酬請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 関	連事項	
(1)	労働関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	高齢者虐待の未然防止と早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)	徘徊高齢者の早期発見と保護のための事前登録の推進・・・・・・	4
(4)	認知症リスクの軽減が期待される取組み~コグニサイズ~・・・・・	4
(5)	介護支援専門員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(6)	介護職員等による喀たん吸引等・・・・・・・・・・・	4
(7)	介護職員離職者届出制度等・・・・・・・・・・・・・・	4
(8)	かながわ感動介護大賞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(9)	かながわベスト介護セレクト 20 と優良介護サービス事業所「かながわ	清

介護保険制度の見直し

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が、国会で審議されています。(平成29年5月1日現在)審議されている改正案の内容と、平成26年の介護保険法改正で今後施行される予定の内容は以下のとおりです。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

介護保険は地域住民に最も身近な自治体である市町村が保険者となっており、地域の課題を分析し、自立支援・重度化予防に向けた取り組みを行うことが求められています。

- ・データに基づく地域課題の分析
- ・地域マネジメントに係る取組み内容・目標の介護保険事業計画への記載
- ・実際の保険者機能の発揮・向上
- ・取組みの評価

1

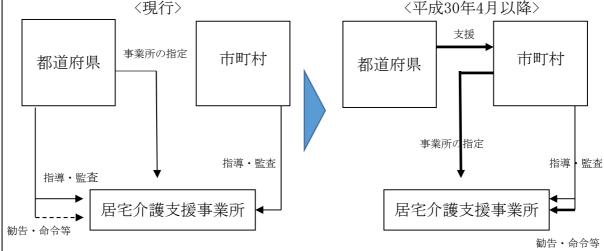
上記4点について、PDCAサイクルを機能させる。



平成30年度(第7期介護保険事業計画)から実施予定

○居宅介護支援事業所の市町村への指定権限移譲(平成30年4月施行予定) 神奈川県では、平成30年1月頃に、居宅介護支援事業所向けに、市町村への指定権

神奈川県では、平成30年1月頃に、居宅介護支援事業所向けに、市町村への指定権限移譲に係る県の方針について説明会を開催予定。



※指定都市、中核市に所在する事業所の指導・監査については、指定都市、中核市が行います。

(2) 医療・介護の連携の推進等(具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討)

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設する。

- (3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
- 〇共生型サービスの創設(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)

介護保険制度及び障害福祉制度に「共生型サービス」を創設すること、これにより、 介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定 を受けやすくする。

2 介護保険制度の持続可能性の確保

(1) 利用者負担の見直し(平成30年8月施行予定)

世代間・世代内の負担の公平性を確保することが目的で、特に所得の高い高齢者において「3割負担」を導入するものです。介護保険の受給者は現在496万人ですが、このうち3割負担が導入されるのは12万人程度で、全体の約3%にとどまります。

(2) 高額介護サービス費の見直し (平成29年8月施行予定)

所得が「一般」区分の世帯について月額上限が3万7200円から4万4400円(医療保険の高額療養費と同額)に引き上げられますが、経過的な激変緩和措置として「1割負担者のみの世帯では、年間上限額を3年間設定する」ことになっています。

(3)費用負担の見直し(平成29年度から段階的に施行予定)

第2号被保険者の負担する保険料について、これまでに「加入する医療保険者の加入者数に応じた負担」(加入者割)から「加入する医療保険者の加入者数と負担能力に応じた負担」(総報酬割)に、段階的(平成29年8月から2分の1総報酬割、平成31年度から4分の3総報酬割、平成32年度から全面総報酬割)に移行していくことになります。

- ○福祉用具について(平成30年10月施行予定、下線箇所は平成30年4月施行予定)
 - ①国が商品ごとに全国平均貸与価格を把握し、公表する
 - ②福祉用具貸与相談員に対しての義務付けとして、
 - ・貸与しようとする商品の全国平均価格等を利用者に説明すること]
 - ・機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること(H30.4 施行) / を義務付ける
 - ③商品ごとに貸与価格の上限を設定する(全国平均貸与価格+1標準偏差)

3 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」について

平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)による介護保険法の改正により、介護予防サービスのうち「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の2サービスは、平成29年度までに全ての市町村で介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」)に移行することとされており、介護予防の指定の有効期間は、平成30年3月末までとなっています。平成30年4月1日以降は、要支援者に対するサービス提供は、総合事業のみとなりますのでご注意ください。

2-(1)

運営の手引き・運営状況点検書

1 平成29年度版「運営の手引き」について

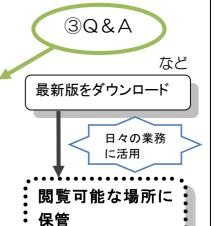
①基準

2解釈通知

サービスごとの冊子「平成29 年度版運営の手引き」を「介 護情報サービスかながわ」に 掲載しています。 平成29年度版 運営の手引き

各サービス

神奈川県



【運営の手引きの掲載場所】

「介護情報サービスかながわ (http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)」

- ーライブラリ(書式/通知)
 - -9. 運営状況点検書・運営の手引き
 - -2. 運営の手引き

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=541&topid=10)

-【各サービス】平成29年度版 運営の手引き

2 平成29年度版「運営状況点検書」について

※ <u>平成29年度版「運営状況点検書」は、7月に「介護情報サービスかながわ」へ掲載する予定です。</u>様式の掲載については、メール配信にてお知らせします。

自己チェックツール

人員・設備・運営等 指定基準に適合

法令遵守の確保

平成29年度版 運営状況点検書

点検の基準日 (7月1日)

- ① 事業所の人員、設備、運営等が指定基準 等に適合しているかを確認する。
- ② 点検結果は事業所で保管する。(<u>県への提</u>出は不要)
- ※ 実地指導の際に事前提出資料として、点検 結果の写しの提出を求める場合があります。 提出を求められた際は、勤務形態一覧表等の 別紙の写しも併せて提出してください。

【運営状況点検書の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ (http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)」

- ーライブラリ(書式/通知)
 - -9. 運営状況点検書・運営の手引き
 - -1. 運営状況点検書

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=540&topid=10)

-【各サービス】平成29年度版 運営状況点検書(7月更新予定)

<点検を行う際の留意事項>

- 運営状況点検書を作成することが目的ではありません。事業者自ら点検を行うことにより、 法令や基準等に沿った運営ができているか確認を行ってください。基準に適合しない運営を 行っていた場合には、過誤調整が必要になることも想定されます。
- 点検結果を法人の法令遵守責任者に報告することにより、法人全体の業務管理体制の整備に役立ててください。
- ◎ 点検の結果、もし基準違反に該当する事項が確認された場合は・・・
 - ⇒ <u>速やかに是正を行ってください。</u> 過誤調整の要否や手続きについては、保険者に相談してください。

公义	$\stackrel{\star}{\sim}$	

2-(2) 運営規程・重要事項説明書

介護保険事業者は、事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程(=「運営規程」)を定めなければなりません。

また、介護保険サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書(=「重要事項説明書」)を交付して説明を行い、サービス提供開始について同意を得なければなりません。

1 運営規程

- 運営規程には、事業所名称、事業所所在地のほか、事業の運営についての重要事項を規 定しなければなりません。
- 記載すべき項目は運営に関する基準においてサービスごとに規定されていますので、各サービスの基準条例、解釈通知に規定されている項目の変更を確認してください。

ポイント

- 基準条例の解釈通知において運営規程に規定すべき項目を平成25年から追加しています。解釈通知を確認し、事業所の運営規程に新たに追加した項目が含まれていない場合は、該当項目を追加する改正を行ってください。
- 運営規程の記載事項に変更が生じたときは、その変更の都度、運営規程も修正しておく必要があります。(修正した年月日、内容を最後尾の附則に記載することで、事後に確認しやすくなります。)

2 重要事項説明書

(1) 重要事項説明書に記載する項目

- 重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制等を記載する必要があり、運営 規程の項目に沿った内容を記載してください。なお、記載すべきと考えられる項目として、次 の例が挙げられます。
 - ア 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど)
 - イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
 - ウ サービスの内容、利用料その他の費用の額
 - エ 従業者の勤務体制(従業者の職種、員数及び職務の内容)
 - オ 通常の事業の実施地域
 - カ 緊急時等における対応方法
 - キ 苦情処理の体制
 - (事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載)
 - ク その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など)

注意

※重要事項説明書の内容と運営規程の内容、事業所内に掲示してある内容に不一致がないようにしてください。(運営規程を修正したときは、重要事項説明書、事業所内に掲示してある内容も同様に修正してください。)

(2) 重要事項説明書の説明・同意・交付

○ 重要事項説明書を交付し説明した際には、重要事項に関する説明を受けて内容に同意した ことが必要となります。当該文書の交付を受けたことが確認できるよう利用申込者の署名又 は押印を得ることが望ましいです。

【記載例】

重要事項について文書を交付し、説明しました。 平成28年〇月〇日 管理者 神奈川 太郎 ®

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。 平成28年〇月〇日 平塚 花子 ®

ポイント

- 記載の方法は必ずしも上記によるものではありませんが、記録等から重要事項説明書 について、説明した日、説明者、交付したこと、内容に関する同意を得たことが確認で きるようにしてください。
- なお、特に「サービス提供開始についての同意」は、利用申込者及びサービス事業者 双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容について確認を得てくだ さい。
- 料金表は、自己負担2割への対応(自己負担2割用の料金表の作成、自己負担額を1割と2割を記載する等)を行ってください。
- 料金表は、算定できない加算、算定の予定のない加算を削除する等、適時見直しを行ってください。

2-(3)

法令遵守と管理者の責務

1 法令遵守

介護保険事業を運営するにあたって、人員基準・設備基準・運営基準等、様々な基準が定められており、介護保険指定事業者は、人員基準や設備基準を満たし、運営基準に沿った事業運営をすることを前提に、指定(開設許可)を受けています。よって、基準を満たさない場合には、指定や更新を受けることができません。

「基準」は、介護保険指定事業者の行う事業がその目的を達成するために必要な最低限の 基準を定めたものであり、常に満たされている必要があります。また、介護保険指定事業者は、 常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

基準を理解しておらず、知らないうちに基準違反の運営を行っている事業所も見受けられますので、そのような事態にならないためにも、きちんとした法令の理解が必要です

2 管理者の責務

(1) 事業所内の一元的な管理

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。 サービスの実施状況の確認等を担当者に任せきりにするのではなく、管理者も確認するよう にしてください。

ポイント(従業者の管理)

○ 従業者の管理については、タイムカード等による出勤状況の確認、有資格者について の資格証等の写しの保管等により、従業者に関する記録等を整備し、勤務表を毎月作成 するなど、基準に適合した勤務体制を確保するために必要な状況把握を行ってくださ い。

(2) 従業者への指揮命令

管理者は事業所の従業者に、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。管理者が法令を遵守することは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守っていただくよう、管理者として必要な指示を行ってください。

事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者が直接関与していなくても、管理者の監督責任を問われます。

管理者は<u>常勤で管理業務に専従する</u>ことが原則となっています。同一敷地内で管理 業務に支障がない範囲内の兼務しか認められていませんので、たとえ同じ事業所内 で他の職務との兼務でも管理業務に支障がある場合には基準違反となります。

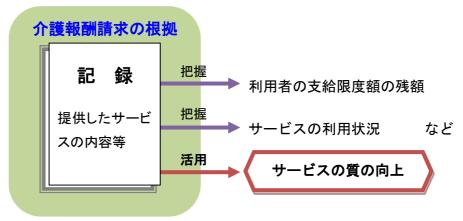
2-(4)

記録の整備

介護保険事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。また、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

1 記録の整備について

記録によりサービス提供が確認できない場合は、報酬返還になることもありますので、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供開始・終了時刻、提供内容、保険給付の額、利用者の心身の状況、その他必要な事項などを具体的に記録してください。



<活用事例>

- ①利用者の日々の提供記録を活用し、利用開始時からの利用者の心身の状況等の変化を 把握した上で、サービス内容の評価や計画の見直しを行い、より利用者に合った適切 なサービスの提供を図る。
- ②利用者等からの苦情の内容等の記録、事故の状況等の記録を従業者の研修資料として活用し、同様の苦情や事故の再発防止を図る。

☆メモ☆

2-(5) 苦情処理

提供した介護保険サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

1 苦情に対応するための必要な措置

利用者又は その家族等

苦情

事業者

迅速かつ適切に対応する ※対応に<u>必要な措置</u>を講じて おくこと

(1) 必要な措置とは

- ① 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。
- ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかすること。
- ③ ①、②を利用者等にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に記載するとともに、事業所に掲示すること。
- ※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、**市町村**及び**国民健康保険団体連合会**の窓口についても利用者等に周知する必要があります。

○国民健康保険団体連合会の苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 〒220-0003 横浜市西区楠町 27番1 TEL:045-329-3447 TEL:0570-022110 《苦情専用》

受付時間/午前8時30分~午後5時15分(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

(2) 事業所が苦情を受けた場合

利用者等からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に 対応するため、**当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。**

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

(3) 市町村又は国保連に苦情があった場合

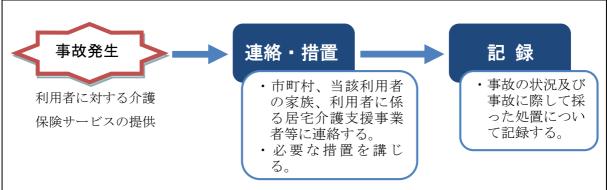
利用者等からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連からの指導又は助言を受けた場合には、**当該指導又は助言に従って、必要な改善を** 行い、その内容を市町村または国保連に報告しなければなりません。

ポイント

- <u>市町村の相談窓口は、利用者等の保険者です。</u>よって、利用者等に周知すべき市町村の相談窓口については、<u>事業所所在地の市町村だけではなく、利用者等が居住する市町村も記載してください。</u>
- 各市町村・国保連の相談窓口の所管部署・連絡先は、必ず最新のものに更新してください。

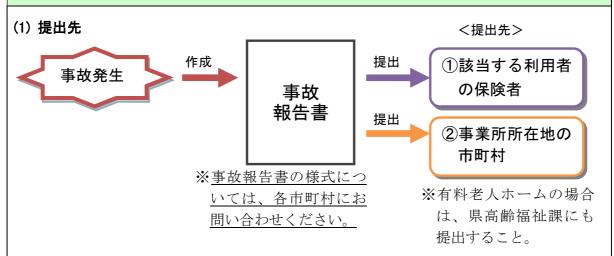
2-(6)

事故発生時の対応



事業所独自の判断で、事故としての扱いではなく、ヒヤリ・ハットで済ましているケース、事業所所在地の市町村への報告は行っているものの、利用者の保険者に報告していないケースが見受けられます。

1 事故報告書の提出について



☆指定通所介護事業所等の設備を利用して、夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス) を実施している事業所の事故発生時には、保険者(事業所所在地の市町村及び利用者の 住所地)へ報告が必要です。

(2) 報告が必要な事故の範囲



- ・ケガ、死亡事故
- ・ 感染症の発生
- ・従業者の不祥事 など

利用者の自己過失であっても、サービス提供時の事故か、また、程度はどのくらいかで報告の要否が分かれます。



ヒヤリ・ハット事例とは、場合によっては事故に直結したかもしれない事例であり、<u>結果的には事故に至っていないもの</u>です。程度が軽易であっても、事故が発生したときは、報告が必要かどうか、市町村に確認してください。

※ 事故報告についての詳細については、下記に掲載されています。 (事故報告書の様式標準例も掲載されています。)

【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)」

- ーライブラリ(書式/通知)
 - -11. 安全衛生管理•事故関連
 - -事故報告

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=597&topid=22)

2 事故発生時の対応について

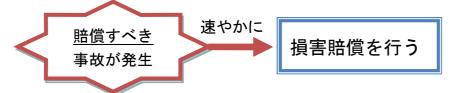
(1) あらかじめ対応方法を定めておくこと

事故発生時の対応方法

- ・事故が起きたときの連絡先
- •連絡方法
- ・報告が必要な事故の範囲 等



(2) 賠償すべき事故が発生した場合



※ 賠償しなければならない事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入 しておくことが望ましいとされています。損害保険の内容、損害賠償の方法等についても 事前に把握しておけば速やかな対応が可能となります。

(3) 再発防止の対策



- ※ 事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)には、その 原因を分析し、その分析結果を従業者に周知徹底するなど、再発生を防ぐための対策を 講じてください。
- ※ 事故等の記録を利用者別ファイルのみに保管している例が見受けられますが、個別に 保管するとわかりにくくなるので、一元的に情報管理することが望ましいです。

2-(7)

非常災害対策計画 · 避難訓練

非常災害対策計画及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされています。この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画も定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありませんが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害に対処できるものにすることが必要です。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられます。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとすることが重要です。

【具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有してください。さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行ってください。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施してください。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応を共有しておくこと、介護保険施設や介護サービス事業所等は、自力避難困難な方々も多く利用していることから、防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策のほか、地震等の各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要があります。

また、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常時に協力してもらえるような体制作りも行ってください。

3-(1)

変更届・加算届・廃止届・休止届等

1 変更届・加算届・廃止届・休止届等について

- ○介護保険事業者は、次の①から③までに該当するときは、県に届け出ることが介護保 険法等により義務付けられています。
 - ① 事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
 - ② 加算や減算等の介護給付費算定に係る体制等に変更があったとき
 - ③ 事業を廃止、休止又は再開しようとするとき

(参考:介護保険法第75条、82条、89条、99条、115条の5、115条の25介護保険法施行規則第131条、133条、135条、137条、140条の22、140条37

○届出が必要な事項、その提出期限をあらかじめ確認しておき、届出事項が発生したと きは、必ず提出期限までに県に届出を行ってください。

基本報酬額の改定にともなう料金表の変更については、変更届の提出は不要です。

【届出方法·提出期限等】

変更届	必ず『変更届一覧表』により、次のア〜ウを確認した上で、届出を行ってください。 ア 届出が必要か、不要か イ 届出方法は来庁(事前)か、郵送(事前・事後)か ウ 必要書類は何か
加算届	ア 次のサービスの加算の届出 (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援 (介護予防サービスは省略して記載) ⇒加算算定開始月の前月15日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。 イ 次のサービスの加算の届出 (短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 (介護予防サービスは省略して記載) ⇒加算算定開始月の1日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。 ウ 加算の廃止(居宅系サービス・施設系サービス共通) 加算の廃止の届出を行ってください。
廃止届 休止届	廃止又は休止の日の1月前まで に 郵送により 届出を行ってください。 ※事業所を休止又は廃止するときは、従業者に対し、これまでのキャリアを今後の業務に 活かせるよう、実務経験証明書を発行してください。
再開届	再開する日の前日までに来庁により 届出を行ってください。

【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)

- ーライブラリ(書式/通知)
 - -2. 変更·廃止·休止·再開届(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=3)

2 QRコードの利用について

- 「介護情報サービスかながわ」からダウンロードする届出書類は、ワードやエクセルで作成されており、書類によっては、パソコン上で入力するのに手間がかかるものもあったかと思います。今後は、このダウンロードするファイルが、エクセルで作成されたファイルに統一され、入力しやすくなる予定です。
- 入力のうえ印刷すると、書類下段部分にQRコードが表示されるようになります。これにより、QRコードを読込むだけで申請内容が台帳登録できるようになります。



○ まずは、下記のサービスと様式が対象となり、順次拡大していく予定です。詳細は改めて「介護情報サービスかながわ」等でお知らせします。

対象サービス

① (介護予防) 訪問介護

③居宅介護支援

② (介護予防) 通所介護

対象様式

①第1号様式(指定申請)

②役員名簿

③付表 1-1 (訪問介護)

④付表 3-1 (通所介護)

⑤付表13 (居宅介護支援)

⑥付表13別紙(介護支援専門員)

(7)第2号様式(変更届出)

⑧第4号様式(指定更新申請)

⑨介護給付算定に係る体制等に関する届出書

⑩体制等状況一覧(全サービス対応済み)

☆メモ☆

3-(2)

指定更新申請の手続き

介護保険事業者が指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的 に確認するための仕組みとして事業者の指定に6年間の有効期間が設けられています。



指定更新制度と指定有効期間等の確認方法

(1) 指定の更新と指定有効期間



※指定更新手続きについては、「介護情報サービスかながわ」に掲載している「受付スケジュール」、「申請書類」等を確認した上で、指定した日時に申請書類を持参してください。

(2) 指定有効期間等、事業所情報の確認方法

- ① 事業所で保管する指定通知書、指定申請書類(控)、変更届(控)
- ② 「介護情報サービスかながわ」の介護事業所検索による事業所情報の確認

ポイント

- 貴事業所のサービスごとに指定年月日を確認してください。
- 変更届等の提出漏れがないか、実態と届出内容が乖離した状態となっていない か等を確認し、提出漏れ等があった場合には、速やかに変更届等を提出してく ださい。

2 更新を希望しない場合

- 指定更新申請をせずに指定有効期間満了日を経過した場合、指定の効力を失い、介護保険サービスの提供ができなくなります。(指定の失効)
- こうした指定更新手続きの重要性から、更新を行わないとする場合においても、その旨の意思表示を申出書の提出により行ってください。

3 平成30年3月31日指定有効期限の事業所について

○ 平成18年の介護予防サービス開始と同時に、介護予防サービスの指定を受けた事業所の 皆様は、平成30年3月31日に2回目の有効期限を迎えます。そのため、多くの事業所の皆様 が、この時期に更新を迎えることになるため、更新申請受付の日程を変更する可能性があり ます。詳細につきましては、後日、お知らせします。

【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)

- ーライブラリ(書式/通知)
 - -4. 指定更新(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=5)

3-(3)

介護サービス情報の公表制度

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するための仕組みとして介護保険法で定められている制度です。

公表の対象となるサービスを実施している全ての事業者は、<u>基本情報と運営情報の報告</u> (調査票の提出)及び公表手数料の納入が義務付けられています。

なお、訪問調査は、県が定める「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき実施しており、<u>訪問調査の対象となる事業者は、調査手数料の納入</u>も義務付けられています。

1 公表対象サービスについて

○ 前年の介護報酬の支払額(利用者負担額を含む。)が100万円を超えたサービスが公表の対象(※1)となります。公表の対象となるサービスは、県から郵送する『計画通知書』(※2)に記載していますのでご確認ください。

ポイント

- ※1 例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護の み介護報酬の支払実績が100万円を超えていた場合、訪問看護のみが対象とな ります。
- ※2 県から郵送する『計画通知書』は重要な書類です。1年間大切に保管してください。なお、公表対象サービスを実施する事業所のみに発送いたします。

2 手数料について

- 公表手数料(公表事務に関する費用)及び調査手数料(調査事務に関する費用) は、<u>所定の納入通知書により、お近くの金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)でお支</u>払いください。
- これらの手数料は、県における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するため に、指定情報公表センター及び指定調査機関の運営費用として使われます。

注意

※納入通知書は、『計画通知書』が入っている封筒に同封していますので、<u>納入期</u> 限までに必ずお支払いください。

3 報告(調査票の提出)について

(1) 報告の内容(基本情報調査票と運営情報調査票)

	基本情報調査票	運営情報調査票		
報告内容	事業所の名称、連絡先、人員体制、 営業時間などの事業所の基本的な情 報	事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項などの情報		
報告対象 事業所	公表の対象となる全ての事業所	公表の対象となる全ての事業所 (※平成29年度に指定された事業所 を除く。)		

ポイント

<基本情報>

公表後に内容を修正することができますので、内容に変更があった場合は、適宜 修正を行ってください。併せて<u>変更の届出も必要な場合は、必ず県に対し変更届を</u> 提出してください。

<運営情報>

公表後に内容を変更することができませんのでご注意ください。

(2) 調査票の作成、提出方法について

- 調査票の作成及び報告は、ウェブサイト「神奈川県指定情報公表センター」の「ウェブ報告システム」を使って行います。
- <u>調査票報告期限は県から郵送された『計画通知書』に記載されています。ご確認の</u>上、必ず期限までに提出してください。
- 操作の詳細及び調査票の作成方法については、「神奈川県指定情報公表センター」 のホームページに掲載している『報告システム操作ガイド』及び『調査票記入マニュアル』をご確認ください。

神奈川県指定情報公表センターホームページ http://center.rakuraku.or.jp/

4 訪問調査について

○ 平成29年度の訪問調査は、平成13年度、平成16年度、平成19年度、平成22年度、平成27年度~平成29年度に新規に指定を受けたサービスについて実施します。なお、訪問調査の有無については『計画通知書』にも記載しています。

【訪問調査が免除されるサービス】

- 調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により次のア〜オに規定する評価を平成28年度(2016年4月1日〜2017年3月31日)に受審した事業所にあっては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることから、情報公表制度に係る訪問調査の対象サービスから除外されます。計画通知書受領後、事業所自らの申出をもって申請することとし、申請がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うこととなります。
 - ア 福祉サービス第三者評価
 - イ 地域密着型サービス外部評価(実施回数緩和適用の事業所を含 す?)
 - ウ 介護サービス評価
 - 工 特定施設外部評価
 - オ その他、公正、客観性があると県が認めた評価

※平成28年度に「介護サービス情報の公表」制度に基づく調査を受けていたとして も、この調査によって今年度の訪問調査が免除となることはありませんので、ご 注意ください。

- 公表に応じない業者への対応(介護保険法第115条の35)
 - 4 (略) 当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を 是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
 - 開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、(略)許可を取り消し、 又は期間を定めてその指定もしくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができ る。

5 政令指定都市への権限移譲について

○ 「介護サービス情報の公表」制度については、平成25年12月に閣議決定された「事

務・権限の移譲等に関する見直し方針」の中で、政令指定都市への移譲が盛り込まれていましたが、平成30年4月に政令指定都市への権限移譲が実施されることになりました。
☆メモ☆

3-(4)

業務管理体制の整備

介護サービス事業者(法人)は、事業の適正な運営を確保するため、法令遵守等の業務 管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。

<u>業務管理体制の届出が行われていない場合、介護保険法第115条の32に違反し、法令違</u>反となります。届出を行っていない事業者(法人)は、速やかに届け出てください。

1 事業者が整備する業務管理体制

○ 介護サービス事業者(法人)は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて、次のとおり業務管理体制を整備しなければなりません。

業			③業務執行の状況の監査の実施 (「業務執行状況の監査」)				
整備の内容	②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 (「法令遵守規程の整備」)						
容制の	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(「法令遵守責任者の選任」						
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上				

注意

※事業所等の数には、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所の数は含みますが、病院等が行うみなし指定の事業所の数は含みませんので、みなし事業所のみの法人については届出の必要はありません。

2 届出先

○ 介護サービス事業者(法人)は、整備した業務管理体制の内容を、次の区分により 関係行政機関へ届け出なければなりません。

	区分	届出先
	①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所 在する事業者	厚生労働省
(1)事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	②事業所等が1又は2の地方厚生局管轄区域に所 在する事業者	事業者の主 たる事務所 が所在する 都道府県
(2)地域密着型サービス(介護予防な事業所等が同一市町村内に所在	市町村	
(3)事業所等が1の都道府県の区域 ※ただし、事業所等が1の指定者	都道府県	
(4)事業所等が1の指定都市の区域	指定都市	

注意

※事業所の新規指定、廃止等に伴い届出先に変更があった場合は、**変更前、変更後の** それぞれの関係行政機関に届出を行う必要があります。

3 変更届について

- 次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出しなければ なりません。
- 指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わります。新規事業所の指定を受けたときは、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

【変更届出事項】

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 法人代表者の氏名(フリガナ)、生年月日、住所、職名
- 4 事業所等の名称、所在地(※)
- 5 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- 6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(<u>事業所等の数が20以</u> 上の法人のみ)
- 7 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所等の数が100以上の法人のみ)
- ※<u>法人が運営する事業所等の数の増減により、整備する業務管理体制の内容に変更があった場合(例えば、事業所等の数が20未満から20以上100未満に変わった場合など)のみ、変更の届出が必要です。</u>

【業務管理体制の整備の届出方法や変更届等の様式等について】

○ 様式、記入要領、業務管理体制の概要は、以下に掲載しています。

「介護情報サービスかながわ」

- ーライブラリ (書式/通知)
 - -8. 各種届出(業務管理体制・老人福祉法の届出・生活保護法の届出)等 -業務管理体制の整備に係る届出
- (http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=610&topid=20)

注意

※厚生労働省や地方厚生局、指定都市、その他市町村に届出を行う場合の届出様式は、 それぞれの行政機関にお問い合わせください。

4 業務管理体制整備の確認検査について

- 神奈川県では、事業者の業務管理体制の整備状況を検証するため、報告の徴収、事業者の本部・関係事業所等への立入検査などを実施しております。
- 立入検査において、問題点が確認された場合、必要に応じて行政上の措置(勧告、 命令)を行うことがあります。

【検査の種類】

一般検査・・・届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、定期的 (概ね6年に1回)に実施

「昨年度の実績」

・実施時期 平成28年9月1日から9月30日

・実施方法 書面検査により実施

・対象事業者 200事業者(「介護情報サービスかながわ」内に対象事業者を掲載)

特別検査・・・指定介護サービス事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合に 実施(①業務管理体制の問題点を確認しその要因を検証、②指定等取消 処分事案への組織的関与の有無を検証)

3-(5)

生活保護法指定介護機関制度

生活保護の受給者に対して介護サービスを提供するには、介護保険法に基づく指定の他に、<u>サービス種類ごとに生活保護法(以下「法」という。)の指定事業者となる必要</u>がありますが、介護保険法に基づく指定日が平成26年7月1日以降の場合は、原則として生活保護法による指定があったものとみなされます。

(1) 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定

- ア 介護保険法の指定又は許可があったときは、その介護機関は、法第54条の2第1項の指定(以下「介護保険法によるみなし指定」という。)を受けたものとみなされます。ただし、当該介護機関(地域 密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたとき はこの限りではありません。(法第54条の2第2項関係)
- イ 法第54条の2第2項の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされた指定介護機関が、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたときは、その効力を失うこととなります。(法第54条の2第3項関係)

留意事項

■旧法(平成26年6月30日付け廃止)により指定された法指定介護機関について

平成26年7月1日において、**法第54条の2第1項の規定による指定を受けたものとみなされます**。ただし、 法第54条の2第2項の規定による指定を受けたものではないため、上記(1)のイの規定は適用されません。 このため、届出事項に変更等があった場合の他、廃止等の届出が必要です。

- ■介護保険法で平成26年6月30日以前に指定されているものの、法での指定を受けていない場合
- ○<u>法によるみなし指定の対象とはなりません。法での指定を受ける場合は、神奈川県生活援護課生活保</u> 護グループに別途申請が必要です。
- ※法の規定による指定は、**更新制ではありません**。(6年毎の更新手続きは不要です)

(2) 指定介護機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

法第54条の2第4項で読み替えて準用する第49条の2第2項の第1号を除く各号(欠格事由)のいずれかに該当するときは、指定介護機関の指定をしません。また、同条第3項各号(指定除外要件)のいずれかに該当するときは、知事は指定介護機関の指定をしないことができます。

(欠格事由の例)

- ・申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間に 指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。 (指定除外要件の例)
- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。 イ 指定の取消要件

指定介護機関が、法第54条の2第4項で読み替えて準用する第51 条第2項各号のいずれかに該 当するときは、**知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力 を停止することができます。**

(取消要件の例)

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があったとき。

・指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

40歳以上65歳未満の被保険者以外の生活保護受給者への介護サービスについて

40歳以上65歳未満の介護保険被保険者以外の生活保護受給者(以下「みなし2号の方」という。)への介護サービス提供については、障害福祉サービス優先活用の原則がありますので、居宅サービス計画作成にあたり十分留意してください。

【他法他施策(障害福祉サービス)優先の原則】

生活保護受給者は、国民健康保険に加入できないため、みなし2号の方は社会保険加入者及び被扶養者を除き医療保険未加入者であり、介護保険の被保険者となりません。

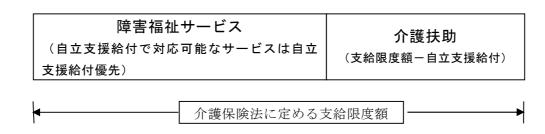
介護保険被保険者以外のみなし2号の方で介護保険法施行例第2条各号の特定疾病により要介護状態等にある者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付等の障害福祉サービスが、法による介護扶助に優先されるため、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図ったうえで、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、要介護状態に応じ介護扶助を受けることとなります。

○法による介護扶助の適用が可能な場合(みなし2号の方)

- (1) 給付を受けられる最大限まで障害者施策を活用しても、要保護者が必要とするサービス量のすべてを賄うことができないために、同内容の介護サービスにより、その不足分を補う場合
- (2) 障害者施策のうち活用できる全ての種類のサービスについて最大限(本人が必要とする水準まで)活用している場合において、障害者施策では提供されない内容の介護サービスを利用する場合

【介護扶助の給付限度額】

みなし2号の方の介護扶助(居宅介護及び介護予防)の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額となります。



ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場合で、介護扶助の支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス(自立支援給付等によるサービス)には同等の内容のものがない介護サービス(訪問看護等)を確保できないと認められるときは、例外的に、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限度のサービス給付を行うことは差し支えないこととされています。

なお、自立支援給付を受けるためには障害者手帳(以下「手帳」という。)の取得が必要となる場合が多いことから、福祉事務所ではみなし2号の方が手帳を取得していない場合は、まず手帳取得の可否の判断を行い、取得が可能であれば、自立支援給付の優先適用について検討していくこととなっています。居宅サービス計画作成にあたり福祉事務所と十分に連携をはかってください。

生活保護法に関する問い合わせ先

生活援護課生活保護グループ (045)210-1111(代) 内4915

3-(6)

老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の各種届出

1 留意点

平成28年4月1日から、通所介護事業所のうち利用定員18人以下の事業所は、地域密着型通所介護事業所に移行しました。そのため、政令市・中核市を除く一部の15市町村(50ページ参照)に所在する事業所においては、地域密着型通所介護事業に係る開始(設置)・変更・廃止(休止)の届出先が、神奈川県高齢福祉課から事業所が所在する市町村に変更されました。

なお、介護予防通所介護事業及び第一号通所事業については、事業所が次ページの政令市・中核市を除く一部の15市町村に所在していても、今後も神奈川県高齢福祉課に提出してください。

- ○地域密着型以外の事業を行う事業所
 - ・横浜市内、川崎市内、相模原市内、横須賀市内に所在する事業所に係る届出→各市
 - ・上記4市を除く県域内に係る届出→県
- ○地域密着型通所介護事業のみ行う事業所
 - ・地域密着型通所介護に係る届→市町村
- ○地域密着型通所介護事業及び介護予防通所介護(又は第一号通所事業)を行う事業所
 - ・地域密着型通所介護に係る届→市町村
 - ・介護予防通所介護(又は第一号通所介護事業)に係る届出→県

2 届出対象事業

○下の表の太枠内の6事業は老人福祉法に基づく届出が必要です。

老人福祉法上の事業名	介護保険法上の事業名
老人居宅介護等事業	(地域密着型以外) 訪問介護、介護予防訪問介護、第一号訪問事業 (地域密着型) 夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護 看護
老人デイサービス事業	(地域密着型以外)通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業 (地域密着型)地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予 防認知症対応型通所介護
老人短期入所事業	(地域密着型以外)短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
小規模多機能型居宅介護事業	(地域密着型) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居 宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業	(地域密着型) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共 同生活介護
複合型サービス福祉事業	(地域密着型)複合型サービス ※看護小規模多機能型居宅介護

3 届出の種類一覧

○老人福祉法に基づく各種届出は次のとおりです。

<u> </u>								
	事 業 開 始 時		届出内容変更時		事業廃止(休止)時			
老人福祉法上の事業名	事業開始 届	設置届	事業変更 届	変更届	事業休 廃止届	休廃止届		
老人居宅介護等事業	1 号様式	_	2号様式	_	3 号様式	_		
老人デイサービス事業	1 号様式	4 号様式	2号様式	7号様式	3号様式	9号様式		
老人短期入所事業	1号様式	4 号様式	2号様式	7号様式	3号様式	9号様式		
小規模多機能型居宅介護事業	1 号様式	_	2 号様式		3 号様式	_		
認知症対応型老人共同生活援助事業	1号様式	_	2 号様式	_	3 号様式	_		
複合型サービス福祉事業	1 号様式	_	2 号様式	_	3 号様式	_		

4 様式入手先

- ○「介護情報サービスかながわ(らくらく)」(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/)
 - ⇒事業者▼にカーソルを合わせ、「ライブラリー(書式/通知)」
 - ⇒「8. 各種届出(業務管理体制・老人福祉法の届出・生活保護法の届出)等」
 - ⇒「老人福祉法に基づく届出」

5 届出方法について

- (1) 共通事項
 - ○記載事項が多く、各種様式によることができない場合、資料添付でも可能です。 ※介護保険法上の申請時添付書類と同じであっても、別に添付してください。
 - ○事業を行おうとする区域が複数に渡る場合でも、届出先は<u>事業所所在地の所管官</u> 庁のみです。
 - ○介護保険事業所番号及び老人福祉法上の事業種別ごとに提出してください。 (一覧での提出不可。)
- (2) 事業開始時
 - ○提出書類…「2 届出の種類一覧」のとおり
 - ○提出時期…事業開始前
 - ○添付書類…《1号様式》
 - ・<u>定款、条例その他の基本約款*、</u>収支予算書、事業計画書 ≪4号様式≫

(届出者が国、都道府県、市町村以外の場合)

- ・ 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類 $_{\times}$ (届出者が市町村の場合)
 - ・土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類※
 - ・当該市町村の区域外に施設を設置する場合は、その施設を設置する区域の市町村の同意書
 - ※県が介護保険法上の指定を行う事業者においては、添付不要。

○注意事項

- ・記載例を必ず確認した上で記入してください。
- ・1号様式「2 経営者の氏名及び住所」において、<u>事業所名称及び事業所所</u> 在地もあわせて記載してください。
- ・前払金を受領するグループホームは、前払金保全措置内容の確認書類を添付。 ※平成18年4月以降に老人居宅生活支援事業の開始届をするグループホームで、 終身にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を前払金として一括して 受領する場合、次の対応が必要となります。(老人福祉法第14条の4)
 - ア 前払金の算定の基礎を書面で明示しておくこと。
 - イ 前払金について返還債務を負うこととなる場合に備え、銀行の債務保証 等の保全措置を講じること。
- (3) 届出内容変更時
 - ○提出書類…「2 届出の種類一覧」のとおり
 - ○提出時期…変更日から1月以内
 - ○添付書類…原則不要
 - ○注意事項
 - ・県が介護保険法上の指定を行う事業者においては、次の事項に変更があった場合のみ届出が必要であり、その他の事由については、介護保険法第75条の変更届をもって、届出があったものとみなします。

≪県が介護保険法上の指定を行う事業者において届出を要する事項≫

- ①経営者の氏名及び住所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)
- ②施設の名称、種類、及び所在地(事業所名称、所在地含む)
- ※参考事項欄に、事業所名称、介護保険事業所番号等を記載してください。
- (4) 事業廃止(休止) 時
 - ○提出書類…「2 届出の種類一覧」のとおり
 - ○提出時期…廃止日(休止日)の1月前までに
 - ○添付書類…原則不要
 - ○注意事項
 - ・参考事項欄に事業所名称及び介護保険事業所番号等を記載してください。
 - 事業開始時に届出した内容において変更が生じた際に提出してください。

6 届出先・問合せ先 法人所在地ではなく事業所の所在地で異なりますので、下記をご覧ください。

【申請・届出様式等の掲載場所】

- 「介護情報サービスかながわ」(http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)
 - ーライブラリ(書式/通知)
 - -8. 各種届出(業務管理体制・老人福祉法の届出・生活保護法の届出)等 -老人福祉法に基づく届出

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=611&topid=20/)

4-(1) 介護報酬請求

1 介護報酬請求の誤りについて

○介護報酬請求について、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」)に帳票等を提出しますが、誤りが多い請求もあるようです。

国保連のホームページに、「支払い関係帳票と返戻事由の解説」が掲載されています ので、介護報酬請求の際は参考にしてください。

※神奈川県国民健康保険団体連合会ホームページ

「支払い関係帳票と返戻事由の解説」掲載先

http://www.kanagawa-kokuho.or.jp/kaigohoken/index.html

2 真鶴町の過疎地域指定について

- ○今年に入り過疎地域自立促進特別措置法が改正され、国の財政支援が受けられる過疎地域に、真鶴町が平成29年4月1日から指定されました。これに伴い、真鶴町は中山間地域等(特定農山村地域、過疎地域等)に該当することになりましたので、加算の対象になる事業所で加算を算定する場合は、加算届を提出してください。
- ○中山間地域等が対象になるサービスと加算
 - ·居宅介護支援事業所、(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護 予防)訪問看護、(介護予防)福祉用具貸与

中山間地域等における小規模事業所に対する加算

中山間地域等居住者へのサービス提供に対する加算

・ (介護予防) 通所介護 (介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 通所リ ハビリテーション

中山間地域等居住者へのサービス提供に対する加算

3 集合住宅に居住する利用者に対する減算について

○今年の3月に国の機関である会計検査院が、神奈川県内の訪問介護事業所及び通所介護事業所計 293 事業所について、集合住宅に居住する利用者に対する減算の適用状況について検査したところ、減算を適用すべきであったのに、適用していなかった事業所が6事業所ありました。日ごろから、適切な介護報酬請求を心がけていただくよう注意していただくとともに、集合住宅減算の対象になっている事業所は、各運営の手引きを参照のうえ確認をしてください。

☆メモ☆

4-(2)

介護職員処遇改善加算

1 基本的考え方

- ○介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の制度を継続するために、平成24年度から交付金を円滑に介護報酬に移行し、介護職員の賃金に充てることを目的に創設されたものです。
- ○交付金を受けていた事業者・施設は、原則として交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。
- ○平成27年度介護報酬改定の目的は次のとおりです。 介護保険事業者が介護職員の能力を向上させる取り組み及び雇用管理をより一層改善する取り組みを実施することによって、介護職員は積極的に自分の能力を向上させ、キャリアアップを図ることに加えて、介護職員自身も研修等の機会を積極的に活用す

ることによって自らの能力を高めることを、目的とします。 このような取り組みによって、介護職員の社会的・経済的評価が高まることが期待できることから、介護保険保険事業者に対してこれらの取組を一層促進してもらうように、加算の範囲が拡充されました。

○さらに、今回、平成29年度の介護報酬改定においては、介護人材が職場に定着することが重要視されていること、そのためには介護保険事業者が昇給と結びついたキャリアアップの仕組みを示すことを目的とし、これらの取り組みを実施した介護保険事業者に対して、更なる加算の拡充を行うこととされました。

2 平成29年度介護報酬改定における主な改正点

○平成29年4月に新設した「加算 I」を取得すれば介護職員1人当たり月額3万7千円相当の加算が受け取れます。

【新設の加算(加算 I)の算定要件】

従来のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱと、新設されたキャリアパス要件Ⅲの全てを満たす必要があります。また、職場環境要件(平成27年4月以降実施する取組)を満たす必要があります。

- (1) キャリアパス要件 I
 - イ 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
- (2) キャリアパス要件Ⅱ
 - イ 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること ロ イの内容について、全ての介護職員に周知していること。
- (3) キャリアパス要件Ⅲ
 - 次のイ及び口の全てに適合すること。
 - イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。
 - 一 経験に応じて昇給する仕組み
 - 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
 - 二 資格等に応じて昇給する仕組み
 - 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 - 三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
 - 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであるこ

と。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介 護職員に周知していること。

【キャリアパス要件Ⅲの例】

- ①経験に応じて昇給する仕組みの例
 - ・勤続年数3年までの者は、基本給として月額28万円を支給する。
 - ・勤続年数3年から6年までの者は、基本給として月額32万円を支給する。
- ②資格等に応じて昇給する仕組みの例
 - ・資格のない者は、基本給として月額28万円を支給する。
 - ・介護福祉士の資格を有する者は基本給として月額32万円を支給する。
- ③評価に応じて昇給する仕組みの例
 - ・人事評価でB評価以下の者は、基本給として月額28万円を支給する。
 - ・人事評価でA評価以上の者は、基本給として月額32万円を支給する。
- ④周知の方法
 - ・就業規則を書面で整備し、説明会を実施する。

(4) 職場環境等要件

平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除きます。)について、介護職員へ周知することが必要です。

- a 資質の向上一研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動など
- b 職場環境・処遇の改善-子育てとの両立を目指す人のための育児休業制度の 充実、事業所内保育施設の整備など
- c その他-非正規職員から正規職員への転換など

3 加算率等

サービス区分		キャリアパス要	厚件等の適合状況	兄に応じた加算率		
9 一 こ へ 区 万	加算 I	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算IV	加算V	
・(介護予防) 訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5. 5%	_	5. 5%	
• (介護予防) 訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2. 3%			
・(介護予防)通所介護・地域密着型通所介護	5.9%	4. 3%	2. 3%			
・ (介護予防) 通所リハビリテーション	4. 7%	3. 4%	1. 9%	加算Ⅲにより算 出した単位(1		
・ (介護予防) 特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3. 3%			出した単位
• (介護予防) 認知症対応型通所介 雙	10.4%	7.6%	4. 2%	四 捨五入)×	四捨五入	
・(介護予防) 小規模多機能型居宅 介護・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4. 1%	0. 9	0. 9	0. 8
・(介護予防)認知症対応型共同生 活介護	11.1%	8. 1%	4. 5%			
・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・(介護予防) 短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3. 3%			
・介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3. 9%	2. 9%	1. 6%			

• 介護療養型医療施設				
• (介護予防) 短期入所療養介護	2.6%	1.9%	1.0%	
(病院等(老健以外))				

(2) 加算算定対象外サービス

サービス区分	加算率
 ・(介護予防) 訪問看護 ・(介護予防) 訪問リハビリテーション ・(介護予防) 福祉用具貸与 ・特定(介護予防) 福祉用具販売 ・(介護予防) 居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	0%

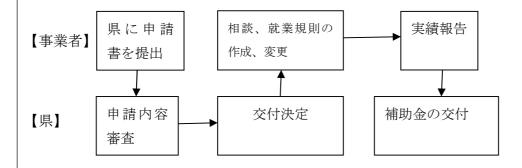
(3) キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

(0)		要件適合状況			加算額の算定方法
区分	算定要件	安什過百秋化 (○=適合、×=不適合)			
	并 亿安计		パターン B		加弃俄少弃足刀伍
I	キャリアハ゜ス要件 I	0			
	キャリアパス要件Ⅱ	0			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加 算減算)×サービス区分別の加算 I の加算率
	キャリアパス要件Ⅲ	0			
	職場環境等要件	0			
П	キャリアハ゜ス要件 I	0			
	キャリアパス要件Ⅱ	0			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加
	キャリアパス要件Ⅲ	×			算減算)× <u>サービス区分別の加算Ⅱの加算率</u>
	職場環境等要件	0			
Ш	キャリアハ゜ス要件 I	0	×		地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種 加算減算)× <u>サービス区分別の加算Ⅲの加算率</u>
	キャリアパス要件Ⅱ	×	0		
	キャリアパス要件Ⅲ	×	×		
	職場環境等要件	0	0		
IV	キャリアパス要件 I	0	×	<u> </u>	地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加 算減算)× <u>サービス区分別の加算Ⅲの加算率×0.</u>
	キャリアパス要件Ⅱ	×	0	×	
	キャリアパス要件Ⅲ	×	×	×	
	職場環境等要件	×	×	0	9
V	キャリアパス要件 I	×	×	×	地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加 算減算)× <u>サービス区分別の加算Ⅲの加算率×0.</u> 8
	キャリアパス要件Ⅱ	×	×	¦ ×	
	キャリアパス要件Ⅲ	×	×	<u> </u>	
	職場環境等要件	×	×	×	

<メモ>

4 介護職員処遇改善加算取得促進特別事業補助金

- ○対象事業所が介護職員処遇改善加算の取得を促進するために、キャリアパス要件を設定するにあたり、社会保険労務士に対して就業規則の作成等に係る相談を行った場合に、補助金を交付します。
- ○補助金の交付額は、1回の相談に当たり2万円を上限として支給します。
- ○相談回数は2回までとします。
- ○補助金の交付は予算の範囲内で行い、申請書は先着順で受け付けます。
- ○補助金申請の流れ



5 届出•実績報告

- ○介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、他の加算と異なり、年度ごとに事前の届出と、事後の実績報告が必要となります。
- ○神奈川県に届出をいただく事業者は以下のとおりです。
 - ・政令指定都市、中核市(横須賀市)を除く神奈川県内の各市町村に事業所を有する 事業者。
 - ・地域密着型通所介護等、市町村が所管するサービスだけを展開する事業所だけを有する場合は所管する市町村に提出してください。
 - ・地域密着型通所介護と介護予防介護等、所管が市町村と県をまたがる場合には、両者に提出してください。
 - ・市町村が所管する総合事業が開始されている場合は、従来型の介護予防サービスに該当する場合は一体運営できますので、両サービスを併せて算定します。。 これに対して、緩和型サービスに該当する場合は、一体運営ができませんので、それぞれ個別に算定してください。
 - ・都道府県をまたいで事業所を有する場合には、各都道府県に対して提出してください
 - ・複数の都道府県、市町村に対して提出する場合は、所管する都道府県、市町村の様式を用いて作成、提出してください。この場合、他の都道府県、市町村に対して提出した(する)届出書のコピーを添付してください。
- ○介護職員処遇改善加算を算定した場合、賃金水準を維持する必要があります。ただし、経営状況の悪化等の理由で、一時的に賃金水準を維持できない場合には、特別事情届出書を提出してください。
- ○届出・実績報告の方法については、次の場所に掲載されている文書を確認してください。 ウェブサイト 介護情報サービスかながわ
 - → 書式ライブラリ (書式/通知)
 - → 0.介護職員処遇改善加算

http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=19

- ○キャリアパスについては、次に掲げる会議の資料を参照してください。厚生労働省ホームページ
 - → 「介護職員のキャリアパスに関する懇談会」

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1211-13.html

Q&A (平成29年3月22日版)

間1 賃金改善を行う方法としてどのような記載が適切か。

(答)

①賃金改善とみなすことができる記載

基本給のベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金、賃金改善に伴う法定福利費等の 事業主負担の増加分等

なお、基本給による賃金改善が望ましいとされています。

②賃金改善とみなすことができない記載

福利厚生費、退職手当、職員の増員、交通費、研修費、資格取得費用(テキスト購入等)、健康診断費、講習会受講料等

間2 法人の役員が介護業務を行っている場合、加算対象となるのか。

(答)

法人の役員であっても、介護職員の業務に従事している場合には対象となります。ただし、この場合、この役員に役員報酬ではなく「給与」が支払われており、人事配置表 (「介護職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」)の中に「介護職員」と記載されている必要があります。

問3 一部の介護職員を対象としない(例:一時金で処遇改善を行う場合、「一時金支給 日まで在籍している者のみに支給する(支給日前に退職した者には全く支払われない)」)ことは可能か。

(答)

加算の算定要件は「賃金改善額が加算額を上回る」ことであり、事業所(法人)全体での 賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能です。

ただし、あらかじめ賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について計画 書等に明記し、全ての介護職員に周知してください。

また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いる等の方法により分かりやすく説明してください。

間4 賃金改善実施期間はどのように設定すればよいのか。

(答)

原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなりますが、次の条件を満たす期間の中で選択することもできます。

- ・月数は加算算定月数と同じでなければならない。
- ・当該年度における最初の加算対象月(年度当初より加算を算定する場合は4月)から当該年度における最終の加算支払月の翌月(翌年6月)までの間の任意の連続する月でなければならない。
- ・各年度において重複してはならない。

問5 実績報告時において賃金改善額が加算額を下回りそうな場合、どのように対応すべきか。

(答)

賃金改善額が加算額を下回ることは想定されないため、一時金や賞与としての支給により、 賃金改善額が加算額を上回るようにしてください。

5-(1) 労働関係法令

1 勤務体制の確保等

(1) 研修の機会の確保

- 従業者の資質の向上のため研修の機会を確保しなければなりません。(県基準条例第32条等)
 - ※例えば採用時研修や継続研修などにおいて、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加する機会を計画的に確保し、従業者の資質の向上に努めてください。
- (2) 労働関係法令の遵守について

平成24年4月 介護保険法改正

事業者指定の欠格及び取消要件の追加

労働関係法令違反で罰金刑に処せられた者

※勤務体制の確保を図るためには、事業者による雇用管理の取組、労働法規の遵守を徹底することが重要です。

<介護保険法第70条(指定居宅サービス事業者の指定)>

◎第2項

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の(中略)いずれかに該当する ときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

○第5号の2

申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

「参考:介護保険法第79条(指定居宅介護支援事業者の指定)

介護保険法第86条(指定介護老人福祉施設の指定)

介護保険法第94条(介護老人保健施設の開設許可)

【基本的な雇用管理上の問題点】

- ①就業規則(パート就業規則を含む。)を作成していない。
- ②36協定(=時間外及び休日労働に関する協定)を締結、届出せずに、時間外労働又は休日労働を行わせている。
- ③年次有給休暇を与えていない。
- ④衛生管理者又は産業医(労働者50人以上の場合)、衛生推進者(労働者10人以上50人 未満の場合)を選任していない。
- ⑤健康診断を実施していない。
- 介護人材の確保・活用には、従業者の能力開発と仕事への取り組み意欲を高い水準で維持することが重要です。<u>従業者の仕事への取り組み意欲を維持・向上するには、</u>働きに見合った処遇、働きぶりの公正な評価、能力開発機会の提供などのほか、<u>労働条件や労働時間、仕事の管理な</u>どに関して納得して働くことが重要です。
- 適切な雇用管理、労働法規の遵守を徹底し、貴重な介護人材の確保・活用に努めてください。
 - ※ 労働関係法令については管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。 神奈川労働局ホームページ http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

2 労働条件の確保・改善と労働災害防止について(神奈川労働局より)

下記を参考にしていだたき、労働条件の確保・改善、労働災害の防止について、適切な管理をお願いします。

1 労働条件の確保・改善について

介護労働者等の労働者(パート・アルバイトも含む。以下同じ。)を使用する事業場は、労働者を雇い入れた時の労働条件通知書の交付、労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合の時間外労働・休日労働に関する労使協定(36 協定)の締結及び所轄労働基準監督署への届出(以下「届出」という。)、就業規則の作成及び届出(常時10人以上の労働者を使用する場合)並びに労働者への36協定、就業規則の周知などを行うことが必要です。

2 介護サービス事業者の安全衛生管理体制について

労働者50人以上の事業場は、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の開催が必要です。

労働者10人以上50人未満の事業場は、衛生推進者の選任が必要です。

3 介護・看護作業での職員等の腰痛・転倒災害予防対策について

介護サービス事業場では、「動作の反動・無理な動作」による腰痛、「転倒」事故が多く発生しています。腰痛及び転倒災害を予防するため、作業・作業環境・健康の3つの管理と安全衛生について、安全な介助方法のマニュアルを作成するなどして、総合的・継続的に労働者教育を実施することが重要です。利用者の負傷防止にもつながります。

4 介護サービス現場の作業環境の改善に「職場定着支援助成金」(個別企業助成コース)を活用しましょう!

介護関連事業主が、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、介護労働者の労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の2分の1(上限300万円)を支給します。この助成を受けるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。

間合せ先:神奈川労働局神奈川助成金センター 151045-277-8801

5 **公益財団法人介護労働安定センター**では、介護労働者に係る労務管理や助成金活用の 相談や講習会を無料で行っていますので、御活用ください。

問合せ先:神奈川支所 16045-212-0015

神奈川労働局のホームページにおいて、下記資料を掲載しておりますので、併せて参照願います。 (http://kanagawa-roudoukyoku,jsite.mhlw.go,jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_120133.html)

- ・ 労働基準法関係リーフレット
- ・労働基準法主要様式及び記載例(モデル就業規則、労働条件通知書、時間外労働・休日労働に関する協定届等)
- ・安全衛生関係リーフレット
- ·安全衛生関係資料 · 教材

「神奈川労働局 介護サービス」で検索してください。

5-(2) 高齢者虐待の未然防止と早期発見

【経過】

○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法と表記。)」が平成18年に施行されてから、10年が経過しました。

【現状】

○法の周知や高齢化の進展により、高齢者虐待の相談・通報件数や、虐待認定件数は、年々増加しています。特に養介護施設従事者等による高齢者虐待については、昨今、深刻な事案が複数報道され、本県でも深刻な状況が顕在化しています。

【法の趣旨】

○高齢者虐待防止法第5条において、「養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設や養介護事業における高齢者虐待の発生は、決してあってはならないことであり、養介護施設従事者等の方々は、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分理解することが不可欠です。

【厚生労働省老健局長通知】

○国は平成29年3月23日、高齢者虐待の再発防止、未然防止に向けた体制整備に取り組むよう厚生 労働省老健局長通知「平成27年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156208.html)を発出しました。

【局長通知の要点】

●高齢者虐待の実態の把握へのさらなる取組

- (1) 高齢者虐待への対応策を検討するには、潜在している高齢者虐待も含め実態の把握が不可欠。市町村や都道府県のホームページ等を活用し、通報窓口の周知徹底を行う。
- (2)養介護施設等に外部の目(地域住民、介護相談員等)を積極的に導入することなどにより、開かれたものとすることで、虐待等の抑止、早期発見の端緒とする。

●関係者等への研修等による対応力の強化

- (1)養介護施設等の施設長等へ身体拘束、虐待に関する研修を行い、施設内で適切な研修の実施、職員へのストレス対策等を促すことで、発生要因の軽減を図る。
- (2) 市町村職員へ研修を行い、効果的な事例を横断的に展開するとともに、意見交換の場を設けることで、対応力の底上げを図る。
- (3) 介護保険サービスの適切な利用を促進し、家族等への支援を行うとともに、地域住民向けのシンポジウム等を開催し、理解を深めてもらうことで近隣住民からの通報促進を図る。
- (4) 市町村の関係機関とのネットワーク構築支援、居室の確保の広域調整支援を実施し、体制整備を促進する。

●高齢者権利擁護等推進事業の活用

1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

- ○「高齢者」とは、65歳以上の者と定義。
- ○「養護者による高齢者虐待」「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義。
- ○次の5つの類型を「虐待」と定義

「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」

※身体拘束は介護保険事業者・施設指定基準において、原則として禁止されています。緊急や むを得ない場合以外の身体拘束は、全て高齢者虐待に該当する行為とされています。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

(1) 平成27年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談通報件数	98件	1,640件
虐待と判断した件数	29件 (29.6%)	408件 (24.9%)

(2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するものです。

	本 人 による 届出	家族• 親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設 管理者 等	医師等	介護支援 専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県	警察	その他 ・不明
人数	46	385	420	193	225	49	84	9	50	35	426
割合	2.4%	20.0%	21.9%	10.0%	11.7%	2.5%	4.4%	0. 5%	2.6%	1.8%	22.2%

相談・通報者のうち、当該施設職員、管理者等が33.6%、元職員が10.0%、合計43.6%です。養介護施設従事者による高齢者虐待の発見に重要な役割を果たしています

(3)養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

① 組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に渡りますが、その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。(平成21年3月「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40~41)

②通報等による不利益取扱いの禁止

ア 通報義務

高齢者虐待防止法において通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

イ 守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません(第21条第6項)。

ウ 公益通報者保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等を理由に、 解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています(第21条第7項)。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

③施設職員のスキルアップのため研修等の紹介

ア 研修教材「高齢者の権利擁護に関する研修プログラム」

平成21年に県が作成した「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」の内容をパワーポイントで学べる研修プログラムを作成しました。県高齢福祉課のホームページからダウンロードできます。施設内研修にご活用ください。

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/(神奈川県高齢福祉課)

イ 平成29年度 神奈川県認知症介護基礎研修

県では、平成28年度から、国の要綱に基づき、認知症介護の基礎的な知識・技術を身につけるための認知症介護基礎研修を年4回実施しています。介護の仕事が初めての方や、保有資格のない方向けの研修です。スケジュールは介護情報サービスかながわでご確認ください。

http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=835&topid=21

3 養護者による高齢者虐待の早期発見

(1)平成27年度の養護者による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談·通報件数	1,316件	26,688件
虐待と判断した件数	871件 (66.2%)	15,976件 (59.9%)

(2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人に対するものです。

	介護支援専門 員·介護保険 事業所職員	医療機 関従事者	近隣 住民· 知人	民生委員	被虐待 者本人	家族• 親族	虐待 者本 人	当該市 町村行 政職員	警察	その他・ 不明
人数	10,612	1, 472	1, 128	1, 050	2, 329	3, 025	452	2, 131	5, 174	2, 023
割仓	36. 1%	5.0%	3.8%	3.6%	7.9%	10.3%	1. 5%	7. 2%	17.6%	6. 9%

相談・通報者の36.1%が、介護支援専門員・介護保険事業所職員です。 養護者による高齢者虐待の発見において重要な役割を果たしています。

(3) 養護者による高齢者虐待の早期発見

①観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面の変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

②協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種が協力して、一人の高齢者を支えています。 虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催するなどして、様々な職種が 関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

③養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者 虐待の早期発見に努めなければならない。(第5条)

また、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。(第7条第1項)第1項に定める場合のほか、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。(第7条第2項)

この場合の通報は、守秘義務違反にはなりません。(第7条第3項)。

(4) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法の第9条第2項により、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者を一時的に保護するため、老人福祉 法第11条等の措置を、市町村は行います。ご協力をお願いします。

4 神奈川県内の高齢者虐待相談・通報窓口

- ○「県内市町村窓口一覧」を次ページと下記のアドレスで紹介しています。
- ○「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」も同アドレスでご覧いただけます。

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/

未然防止の体制づくりに役立ちます。 事後対応や再発防止についても紹介しています。

(参考資料) 高齢者虐待相談・通報窓口 (各市町村の高齢者虐待相談窓口)

〇各市町村の高齢者虐待相談窓口

Ē		窓口	担当課	電話	FAX
横浜市	養護者	鶴見区	高齢者支援担当	045-510-1775	045-510-1897
		神奈川区	高齢者支援担当	045-411-7110	045-324-3702
		西区	高齢担当	045-320-8410	045-290-3422
		中区	高齢・障害支援課	045-224-8167~8169	045-224-8159
		南区	高齢・障害支援課	045-341-1139	045-341-1144
		港南区	高齢者支援担当	045-847-8415	045-845-9809
		保土ケ谷区	高齢者支援担当	045-334-6328	045-331-6550
		旭区	高齢者支援担当	045-954-6125	045-955-2675
		磯子区	高齢・障害支援課	045-750-2417~2419	045-750-2540
		金沢区	高齢者支援担当	045-788-7777	045-786-8872
		港北区	高齢者支援担当	045-540-2327	045-540-2396
		緑区	高齢者支援担当	045-930-2311	045-930-2310
		青葉区	高齢者支援担当	045-978-2449	045-978-2427
		都筑区	高齢支援担当	045-948-2306	045-948-2490
		戸塚区	高齢者支援担当	045-866-8439	045-881-1755
		栄区	高齢者支援担当	045-894-8415	045-893-3083
		泉区	高齢事業担当	045-800-2434	045-800-2513
		瀬谷区	福祉保健相談係	045-367-5731	045-364-2346
	養介護施設従事者	健康福祉局介護事業	· 注指導課	045-671-2356	045-681-7789
	食月暖肥故從爭勻	健康福祉局高齢施設	注 課	045-671-3661	045-641-6408
川崎市	養護者	川崎区	高齢者支援係	044-201-3080	044-201-3291
		大師地区	高齢・障害担当	044-271-0157	044-271-0128
		田島地区	高齢・障害担当	044-322-1986	044-322-1995
		幸区	高齢者支援係	044-556-6619	044-555-3192
		中原区	高齢者支援係	044-744-3217	044-744-3345
		高津区	高齢者支援係	044-861-3255	044-861-3249
		宮前区	高齢者支援係	044-856-3242	044-856-3163
		多摩区	高齢者支援係	044-935-3266	044-935-3396
		麻生区	高齢者支援係	044-965-5148	044-965-5206
	施設	健康福祉局高齢者事業推進課		044-200-2910	044-200-3926
相模原市	養護者・施設	緑高齢者相談課		042-775-8812	042-775-1750
		中央高齢者相談課		042-769-8349	042-755-4888
		南高齢者相談課		042-701-7704	042-701-7725
		城山保健福祉課		042-783-8136	042-783-1720
		津久井保健福祉課		042-780-1408	042-784-1222
		相模湖保健福祉課		042-684-3215	042-684-3618
		藤野保健福祉課		042-687-5511	042-687-5688
	施設	高齢政策課		042-707-7046	042-752-5616
横須賀市	養護者・施設	高齢者虐待防止セン	ター	046-822-4370	046-827-3398

市町村名	 	窓口担当課	電話	FAX
平塚市	養護者・施設	高齢福祉課	0463-21-9621	0463-21-9742
鎌倉市	養護者	高齢者いきいき課いきいき福祉担当	0467-61-3899	0467-23-7505
	施設	高齢者いきいき課介護保険担当	0467-61-3950	
藤沢市	養護者・施設	地域包括ケアシステム推進室	0466-50-3523	0466-50-8412
小田原市	養護者・施設	高齢介護課	0465-33-1864	0465-33-1838
茅ヶ崎市	養護者・施設	高齢福祉介護課	0467-82-1111	0467-82-1435
逗子市	養護者・施設	高齡介護課	046-873-1111	046-873-4520
三浦市	養護者・施設	高齢介護課	046-882-1111	046-882-2836
秦野市	養護者	高齡介護課在宅高齢者支援担当	0463-82-7394	0463-84-0137
	施設	高齡介護課介護保険担当	0463-82-9616	0463-84-0137
厚木市	養護者	介護福祉課高齢者支援係	046-225-2220	046-221-1640
	施設	介護福祉課介護給付係	046-225-2240	046-224-4599
大和市	養護者	高齢福祉課	046-260-5613	046-260-1156
	施設	介護保険課	046-260-5170	046-260-5158
伊勢原市	養護者・施設	介護高齢課	0463-94-4711	0463-94-2245
海老名市	養護者・施設	高齢介護課	046-235-4951	046-231-0513
座間市	養護者・施設	介護保険課	046-252-7084	046-252-8238
南足柄市	養護者	高齡介護課地域包括支援班	0465-74-3196	0465-74-6383
	施設	高齡介護課高齡介護班	0465-73-8057	0465-74-0545
	夜間	夜間は市役所代表	0465-74-2111	
綾瀬市	養護者・施設	高齡介護課	0467-70-5633	0467-70-5702
葉山町	養護者・施設	福祉課	046-876-1111	046-876-1717
寒川町	養護者・施設	高齡介護課	0467-74-1111	0467-74-5613
大磯町	養護者・施設	福祉課	0463-61-4100	0463-61-6002
二宮町	養護者	健康づくり課	0463-71-3311	0463-73-0134
	施設	福祉保険課	0463-71-3311	0463-73-0134
中井町	養護者・施設	健康課	0465-81-5546	0465-81-5657
大井町	養護者・施設	介護福祉課	0465-83-8011	0465-83-8016
松田町	養護者・施設	福祉課	0465-83-1226	0465-44-4685
山北町	養護者	福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171
	養護者・施設	保険健康課	0465-75-3642	
開成町	施設	保険健康課	0465-84-0320	0465-85-3433
	養護者	福祉課	0465-84-0316	0465-85-3433
箱根町	養護者・施設	福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124
真鶴町	養護者・施設	健康福祉課	0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町	養護者・施設	介護課	0465-63-2111	0465-63-2384
愛川町	養護者・施設	高齢介護課	046-285-2111	046-286-5021
清川村	養護者・施設	保健福祉課	046-288-3861	046-288-2025

〇神奈川県

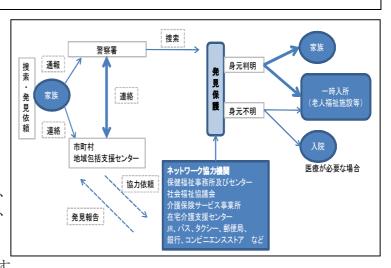
神奈川県		保健福祉局福祉部高齢福祉課	045-210-1111 (4847)	045-210-8874
------	--	---------------	---------------------	--------------

徘徊高齢者の早期発見と保護のための事前登録の推進

1 徘徊高齢者SOSネットワークについて

認知症等で徘徊する方の捜索について警察と連携し、地域の方や 関係機関の協力を得て、一刻も早く発見して家族の元へ帰すこと、 また、保護された高齢者の身元が わかるまで安心して過せるように 一時的に施設でお預かりするシステムです。

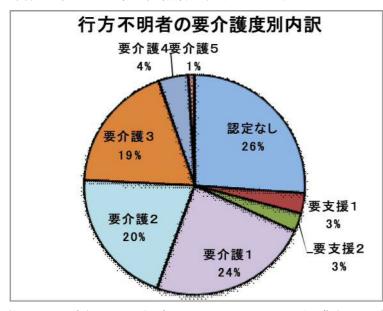
県内全域に徘徊SOSネットワー クがあり、地域包括支援センター、 社会福祉協議会、介護保険事業所、 公共交通機関、タクシー会社、郵 便局、銀行、コンビニエンススト ア、などが協力機関となっています。



2 事前登録について

あらかじめ、徘徊の心配がある方は、各市町村の窓口へ事前に登録をしておくことで、地域ネットワーク、警察やその他関係機関と共有され、早期発見につながります。

平成26年9月に厚生労働省が発表した「行方不明になった認知症の人等に関する調査結



果」によると、 行方不明者 の要介護度別内訳は、「お26%と最も多く、、 いで「要介護1」が24%、 「要介護2」が20%、となって いで「要介護2」が20%、となずして いでが起こるのは、必ず知知 が担こるのはなく、 では起こからではなり、 が起こったことにより が起こが発したというケースも あるということです。

また、徘徊がなくても、早めに事前登録をしておくことで、万が一に備えることができます。

その他、衣服や杖などの持

ち物には、ご本人のお名前を記入しておくと、保護された際、早期の身元判明の手がかりとなります。(厚生労働省「行方不明になった認知症の人等に関する調査結果(H26.9公表)」より 平成26年神奈川県高齢社会課作成)

事前登録は、各市町村にある徘徊高齢者SOSネットワークの窓口で行い、高齢者の名前や連絡先、体の特徴等を登録します。また、お顔のはっきりわかる写真があると、捜索する際の有効な手がかりとなります。

<神奈川県徘徊高齢者SOSネットワークホームページ>

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p711536.html

【問い合わせ先】

神奈川県保健福祉局 高齢福祉課 高齢福祉グループ 電話045(210)4846

5-(4)

|認知症リスクの軽減が期待される取組み ~コグニサイズ~

神奈川県では、認知症リスクの軽減が期待される取組みとして、「コグニサイズ」を全県に普及・展開しています。

「コグニサイズ」とは、コグニション(認知)とエクササイズ(運動)を組み合わせた造語です。頭で考えるコグニション課題と、身体を動かすエクササイズ課題を同時に行うことで、脳と身体の機能を効果的に向上させることをねらいとしたものです。



県のホームページにコグニサイズ等の実施状況を掲載していますので、事業所でコグニサイズ 等を実施(予定含む)した場合は、県に情報提供いただくようお願いいたします。

また、指導者がいなくても簡単にコグニサイズを学び、実践できるDVDを作成しましたので、詳細は県ホームページをご覧いただき、そちらも是非ご活用ください。

(神奈川県ホームページ http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12651/)

【問い合わせ先】

神奈川県保健福祉局 高齢福祉課 企画グループ 電話045(210)4835

☆メモ☆			

5-(5) 介護支援専門員

1 主任介護支援専門員の更新制度について

平成28年度から主任介護支援専門員に更新制の導入により、資格に5年間の有効期間が設定され、その更新には、主任介護支援専門員更新研修の修了が必要となりました。

主任介護支援専門員更新研修については、神奈川県ホームページ「介護支援専門員のページ」(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3721/)にてご案内しておりますので、御確認ください。

また、主任介護支援専門員更新研修の修了者は、介護支援専門員の更新に必要な研修を受講したものとみなされるため、介護支援専門員証の更新も行うことができます。

ただし、<u>主任介護支援専門員資格の有効期間と、介護支援専門員証の有効期間は同一とはならないため、それぞれの資格の有効期間を管理する必要があります。</u>

介護支援専門員証が失効した場合は、主任介護支援専門員としても業務に就くことができなくなりますので、事業所におかれましては、<u>介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の双方</u>の有効期間について管理をお願いします。

○主任介護支援専門員の有効期間

主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了日から5年間

※ただし、次の者については有効期間に経過措置が設けられています。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者 平成31年3月31日まで 平成24年度から26年度に主任介護支援専門員研修を修了した者 平成32年3月31日まで (平成29年3月31日付け省令改正により、平成26年度の修了者にも経過措置が設けられました。)

○介護支援専門員証の更新後有効期間 **更新前の有効期間満了日から5年間**

2 介護支援専門員証の有効期間満了日の確認について

介護支援専門員として実務(居宅介護支援事業所管理者を含む)に継続して従事するためには、介護支援専門員証の更新を行い、有効期間内の介護支援専門員証を所持しなければなりません。介護支援専門員証の更新を行わず、有効期間が切れたまま介護支援専門員として業務を行った場合、介護保険法の規定により登録の消除となります。登録消除になると、5年間は介護支援専門員として登録を受けることはできません。

なお、<u>県や研修機関からは、個々の介護支援専門員に対して有効期間満了日や受講すべき研修の案内は行いませんので、各自で有効期間満了日の把握及び研修の計画的な受講をお願いします。</u>研修の時期等、神奈川県からの情報発信は、神奈川県ホームページ「介護支援専門員のページ」(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3721/)によって行いますので、確認してください。

また、各事業所におかれましては、次の項目について徹底した管理をお願いします。

- ①介護支援専門員証の有効期間満了日はいつか。
- ②介護支援専門員証の更新に必要な研修を計画的に受講しているか。
- ③更新に必要な研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きをしているか。

5-(6)

介護職員等による喀痰吸引等について

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等は、診療の補助として喀痰吸引等の「医療的ケア」を行うことを業とすることが可能になりました。

1 介護職員等による喀痰吸引等

(対象となる医療行為)

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)
- ※実際に介護職員等が実施できるのは、県知事の認定を受けた上記行為の一部又は全部です。

(実施できる者)

医師の指示、看護師等との連携の下において、

○ 認定特定行為業務従事者

(具体的には、一定の研修(社会福祉士及び介護福祉士法に定める「喀痰吸引等研修」等)を 修了し、県知事が認定したホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士、特別支援学校教員、 経過措置対象者等)

○ 介護福祉士

(介護福祉士登録証に実地研修を修了した喀痰吸引等行為が附記されていること)

(実施される場所)

- 特別養護老人ホーム等の施設
- 在宅(訪問介護事業所等からの訪問)

などの場において、認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等は登録特定行為事業者により、介護福祉士による喀痰吸引等は登録喀痰吸引等事業者(注)により行われる。

【たん吸引等に関するQ&A(その1)】

- (Q)現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員(ヘルパー等)は全てたん吸引等の 研修(喀痰吸引等研修)を受けて認定されなければならないのですか。
- (A) すべての人が受ける必要はありません。ただし、現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。また、認定を受けていなければ、たんの吸引等が行えないことは言うまでもありません。
- (Q)介護職員実務者研修等において、医療的ケアの科目を履修しましたが、「実地研修を除く」 類型となっています。その場合、認定特定行為業務従事者となることはできますか。
- (A)介護職員実務者研修等(社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校)において医療的ケアの科目を履修した者であっても、実地研修を除く類型で履修を完了した場合、それだけでは認定特定行為業務従事者として認定を受けることや喀痰吸引等業務を行うことはできません。(介護職員実務者研修等実施機関ごとに実地研修を含む類型の受講が可能であるか否か異なりますので、確認することをお勧めします。)

その場合、改めて登録研修機関等により必要となる実地研修を履修したのち、認定特定行為業務従事者として認定を受けてください。

2 登録特定行為事業者、登録喀痰吸引等事業者

○ 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに県知事に申請し、登録を受けることが必要です。

<対象となる施設・事業所等の例>

- 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、 通所介護、短期入所生活介護等)
- 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)・特別支援学校
- ※ 医療機関は対象外です。
- <認定特定行為業務従事者の認定申請及び登録特定行為事業者の登録申請の流れ> ※平成28年度より申請窓口が変更になりました。ご注意ください。

従事者認定証の申請

県内事業所が取りまとめて申請
 ☆県内在住で、当該事業所勤務者に限る

2. 個人で申請

☆県内在住で、県外事業所勤務者 ☆県内在住ボランティア 認定特定行為業務従事者 認定証交付

認定特定行為業務従事者 認定証交付申請 ■第一号及び第二号関係 (不特定の者対象)

高齢福祉課

福祉施設グループ

電話 045-210-1111 内線 4852

■第三号関係 (特定の者対象)

障害福祉課

調整グループ

電話 045-210-1111 内線 4704

事業者登録の申請

☆県内事業者に限る

登録特定行為事業者

(登録喀痰吸引等事業者)

登録申請

登録番号の交付・公示

※申請に当たっては、必ず「介護情報サービスかながわ」 に掲載の「認定特定行為業務従事者の認定証の交付及び 登録喀痰吸引等事業者の登録等の手続きについて」を ご覧ください。 ■高齢施設関係

高齢福祉課

福祉施設グループ

電話 045-210-1111 内線 4852

■高齢在宅関係

在宅サービスグループ

電話 045-210-1111 内線 4842

■障害者事業所関係

障害福祉課

調整グループ

電話 045-210-1111 内線 4704

内称 4/04

【たん吸引等に関するQ&A(その2)】

- (Q)事業所は全て登録特定行為事業者(登録喀痰吸引等事業者)となる必要がありますか。
- (A)すべての事業所や施設が登録事業者となる必要はありません。ただし、<u>当該事業所等において認定特定行為業務従事者や介護福祉士にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。</u>

3 登録研修機関

○ たんの吸引等の研修を行う機関は県知事に申請し、登録を受けることが必要です。(<u>全ての要</u>件に適合している場合は登録)

【登録の要件】

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師等が講師として研修業務に従事(准看護師は対象外)していること。 ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合していること ☆具体的な要件については省令で定めている

- ○『喀痰吸引等研修』のカリキュラムは「講義+演習+実地研修」、類型は次の3種類です。
 - ・第1号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)全てについて実地研修 を修了する類型)
 - ・第2号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)のうち、任意の行為に ついて実地研修を修了類型)
 - ・第3号研修(特定の者対象、対象者(行為)ごとに実地研修について再受講が必要)

【たん吸引等に関するQ&A(その3) 研修関係~特定の者対象(省令第3号研修)】

(Q) 特定の者を対象とする研修については、当初、対象となる者(行為)が存在することが前提となるのですか。

また、対象者が存在しない場合においても予め「喀痰吸引等研修の課程のうち、講義及び (評価を伴わない)シミュレーター演習」のみを受講しておいたのち、対象者に対し喀痰吸引等行為が必要である事態が生じた時点で現場演習及び実地研修を受講することは可能 ですか。

(A) 登録研修機関(特定の者対象~省令第3号研修)において基本研修のうち、予め8時間の 講義+(評価を伴わない5種類の)シミュレーター演習を受講することは可能です。

ただし、登録研修機関等においては、上記の取扱いを行う場合、次の条件が必要になります。

- ① 相当期間経過したのちの研修(現場演習+実地研修)受講となるが、研修初回であることから研修時の事故回避の観点からも簡易なシミュレーター等を用いての現場演習は必須であり、指導看護師から現場演習において一連の行為が問題なく行えると評価を受けたのち、対象者に対し直接行為を行う「実地研修」に移ること。
- ② ①の取扱いにより研修を実施する場合においても、初回受講については「講義+(評価を伴わない5種類の行為)シミュレーター演習」に加え、相当期間経過した後においても「(特定の行為)の簡易なシミュレーター等を用いての評価を伴う現場演習+対象者に対する特定の行為を直接行う実地研修」までを当初受講した登録研修機関において

責任を持って修了させることとする。(ただし現場演習+実地研修については受講生の所属する事業所等への委託も可能である。その場合、登録研修機関として実地研修 先から研修実施責任者や指導責任者等を記した承諾書を得ておくことが必要)

- ③ なお、上記①、②の取扱いによらず、登録研修機関等において事故回避等の責任上上記のカリキュラムの分離を認めない取扱いをすることを何ら妨げるものではないことを申し添える。
- (Q) 特定の者対象(省令第3号)研修について当初全課程を修了した者が、新たな対象者や 行為を行う場合の取扱いについて実地研修からの受講が必要であると承知していますが、 現場演習の取扱いは具体的にはどのようになるのですか。
- (A) 当初、特定の者対象(省令第3号)研修を全課程修了した者については、国の要綱上、 実地研修からの受講が必要となるが、その際に現場演習を行ったうえで対象者に対し直接 行為を行う実地研修に移ることは望ましいことといえます。

また、国研修実施要綱では、基本の研修カリキュラムを示していますが、全課程を受講した 者であっても、登録研修機関等がその責任上、安全性を担保するうえで現場演習を実施す ること及び評価を行うことを妨げるものではありません。

なお、受講生はそれぞれの研修実施先のカリキュラムが国の実施要綱に準拠していることを 確認の上、各実地研修先に問い合わせ、受講先を選択することができます。

【登録の要件】

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

- (注) 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者では、次のとおり要件に違いがあります。
 - ・登録特定行為事業者⇒喀痰吸引等は、実地研修を修了した認定特定行為業務 従事者に行わせること。
 - ・登録喀痰吸引等事業者⇒喀痰吸引等は、実地研修を修了した介護福祉士に行わせること。また、実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行うこと。
 - ※<u>登録喀痰吸引等事業者は現在登録の方法を検討中であり、準備が整い次第</u> 御案内します。
- ☆具体的な要件については省令で定めている
- ※登録特定行為事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備

【各種申請の様式・申請方法等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(http://www.rakuraku.or.ip/kaigonavi/)

- ーライブラリ(書式/通知)
 - -14. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23)

4 喀痰吸引等研修支援事業について

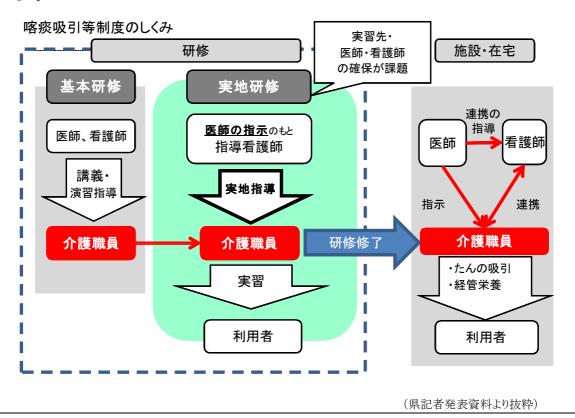
- 県では、喀痰吸引等を要する対象者の増加に対応するため、平成27年度より「喀痰吸引等研修支援事業」を実施することにより、医療的ケアを担う介護職員の養成に係る課題を解消し、研修の円滑な実施を図ることになりました。
- 指定都市、中核市を含む県全域を対象としています。
- 事業実施にかかる問い合わせ先

高齢福祉課在宅サービスグループ(電話:045-210-4840)まで

喀痰吸引等研修支援事業の内容

- (1) 実地研修先の確保
 - 他法人の受講者の実地研修を受け入れた事業所・施設に対し、協力金を支払います。
- (2) 指導看護師の確保
 - 他法人の受講生を指導する指導看護師に対して、謝金を支給します。
- (3) 看護師・介護職員に対する研修の実施
 - ア 看護師に対し、制度により介護職員等が実施可能となる行為や実地研修の評価手法等 に関する研修を実施します。
 - イ 既に喀痰吸引等研修を受けている介護職員等に対して業務の不安解消、技術の向上等 を目的としフォローアップ研修を実施します。

<参考>



5-(7) 介護職員離職者届出制度等

1 離職介護人材届出制度の開始及び再就職準備金貸付制度について

(1) 離職介護人材届出制度の開始について

平成29年4月から、社会福祉法の改正により、社会福祉事業等に従事していた介護福祉士の資格を有する者が離職した場合には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等の届出をすることが努力義務化されました。

介護福祉士の有資格者の他、次の研修修了の資格を有する職員が退職する際にも、介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」から届出を行ってください。また、かながわ福祉人材センターのホームページ「離職介護人材登録バンク」への登録でも対応できることについて、周知をお願いします。

- 介護職員初任者研修修了者
- ·訪問介護員養成研修1級課程、2級課程修了者
- 介護職員基礎研修修了者
- ·介護職員実務者研修修了者

「福祉のお仕事」ホームページ http://www.fukushi-work.jp/todokede/ かながわ福祉人材センターホームページ http://www.kfjc.jp/

○介護福祉士の方は、「介護福祉士人材バンク」への登録もお願いします。 (こちらは、かながわ福祉人材センターのホームページから登録してください。)

(2) 離職した介護人材の再就職準備金の貸付制度について

介護の実務経験を有する者が、県内の介護職員処遇改善加算を算定した事業所又は施設に介護職員等として再就職が決定(内定を含む)した場合に、再就職のための準備金(上限40万円)を貸付する制度を開始しています。再就職者の採用をした際には、制度の案内をお願いします。

【対象者】介護職員等としての実務経験を1年以上有し、離職後の期間が1年以上の者 【返還免除】県内の介護事業所又は施設に継続して2年間従事した場合、貸付金の返還 が免除になります。

問合せ先:かながわ福祉人材センター 電話045-312-4816

2 介護福祉士国家試験の受験資格及び実務者研修受講資金貸付制度について

(1) 実務者ルートによる介護福祉士国家試験の受験資格について 平成28年度の国家試験から、実務者ルートによる介護福祉士国家試験の受験資格に「実務者研修」の修了が加わっています。

昨年度、「実務者研修」を修了していないために受験できなかった方が多くいました。 実務経験3年以上だけでは受験できませんので、計画的に「実務者研修」を受講し、国 家試験に備えるよう、職員に周知をお願いします。

- ○実務者研修実施機関については神奈川県ホームページに一覧を掲載しています。 「神奈川県の社会福祉士・介護福祉士養成施設及び介護職員実務者研修施設情報」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f535601/p869793.html
- ○介護福祉士国家試験については、社会福祉振興・試験センターにお問合せください。 社会福祉振興・試験センター 試験室 03-3486-7521
- (2) 実務者研修受講資金貸付制度について

実務者研修を受講する者で次のいずれかに該当する者を対象に、受講資金の貸付を行っています。職員へ周知いただきますようお願いします。

○県内において介護業務に従事している者

- ○3年以上の実務経験を有し、県内に住民登録する者
- ○3年以上の実務経験を有し、県内の実務者研修施設に在学する者

実務者研修修了後、一定期間内に介護福祉士国家試験を受験して介護福祉士の資格を取得し、その後県内で2年間継続して介護福祉士として介護業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

問合せ先:神奈川県社会福祉協議会福祉人材センター 電話 045-312-4816

3 介護職員研修受講促進支援事業費補助及び介護職員子育て支援代替職員配置事業 費補助について

(1) 「介護職員研修受講促進支援事業費補助金」について

介護職員初任者研修や実務者研修を受講する従業員に対して、介護事業者が受講料の負担や代替職員の配置などの支援を行う場合に、その費用に対して補助します。

<平成29年度の変更点>

- ○介護職員初任者研修受講料補助の上限を増額しました。
- ○従業者が介護職員初任者研修を受ける際の代替職員の費用も補助の対象になりました。
- ○介護事業者が負担した実務者研修の受講料も補助の対象になりました。

【補助額】

- ○介護職員初任者研修
 - ・受講料補助 1人につき上限24,000円
 - ・代替職員補助 1人につき1日13,000円×上限5日間
- ○実務者研修
 - ・受講料補助 1人につき上限40,000円
 - ・代替職員補助 1人につき上限13,000円×上限3日間

(2) 「介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助」について

神奈川県では、平成29年度より、出産・育児休業等から復職した介護職員が育児のために 短時間勤務等を希望する際に、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部 について、補助する制度を開始しました。

【補助額】 短時間勤務の介護職員1人当たり 上限額 2.5万円

【補助対象となる短時間勤務職員】

出産・育児休業後に復職し短時間勤務制度を利用する介護職員の他、出産・育児のために一度退職し、介護職員として短時間勤務の雇用形態で再就職した職員について代替職員配置した場合なども、補助の対象となります。

【代替職員】

新たに雇用した職員、派遣職員の他、既に雇用している非常勤職員等で代替対応する 場合も対象となります。

※補助金の申請手続きについては、県ホームページ又は介護情報サービスかながわ書式ライブラリをご覧ください。

ホームページ

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533152/(介護職員研修受講促進支援事業費補助金)

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536505/(介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助)

介護情報サービスかながわ http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/top-category.asp

事業者 ➡ ライブラリ ➡ 18.補助金・助成金等 ➡ 介護職員研修受講促進支援事業費補助

介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助

5-(8)

かながわ感動介護大賞の取組み

急速に高齢化が進む中で、ますます介護ニーズが増加する一方、介護従事者の人材確保が厳しい状況にあります。

そこで、神奈川県では、介護従事者がやりがいと誇りをもって仕事ができるよう、介護従事者への 社会的な評価の向上を目指し、介護の仕事の素晴らしさをアピールするため、神奈川発の「かな がわ感動介護大賞~ありがとうを届けたい~」を平成24年度に創設し、取組みを進めています。

○ 事業内容

介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソード(感動介護エピソード)を募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。

- 今後のスケジュール(予定)
 - ・8月 第5回感動介護エピソードの応募締切り (感動介護エピソードは随時募集中です。)
 - ・ 9月中 感動介護大賞の選考
 - 11月頃 表彰式の実施
 - ・ 12月以降 感動介護エピソード作品集の配布

【問い合わせ先】

☆メモ☆

神奈川県保健福祉局 高齢福祉課 感動介護大賞担当 電話045(210)4835

5-(9)

かながわべスト介護セレクト20と優良介護サービス事業所「かながわ認証」

1 かながわベスト介護セレクト20と優良介護サービス事業所「かながわ認証」

現在の介護保険制度では、質の高い介護サービスを提供し、利用者の要介護度が軽減すると 介護報酬が減額となるなど、利用者の自立に向けた事業者や職員の努力が収益向上に反映され にくい仕組みとなっています。

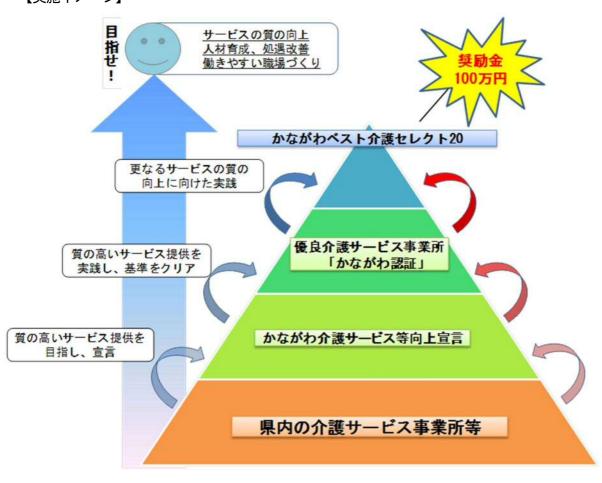
また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年(平成37年)には、約2万5,000人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要があります。

そこで、本県では、介護に頑張る事業所を応援する本県独自の取組みとして、介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善に顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を表彰し、奨励金(1事業所100万円)を交付する「かながわベスト介護セレクト20」を平成28年度から実施しています。

さらに、この制度の裾野を広げるため、サービスの質や人材育成、処遇改善等について一定 の水準を満たしている<u>介護サービス事業所等を認証し、認証書を交付する優良介護サービス事</u> 業所「かながわ認証」も実施しています。

これらの取組みにより、「頑張れば報われる」といった機運が醸成され、今後の更なるサービスの質の向上につながることを目指します。

【実施イメージ】



【対象】

介護保険法に基づく次のサービスを提供している県内(政令・中核市も含む。)介護サービス事業所等とします。

サービス区分	介護サービスの種類
訪問系サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、
初间ポリーレス	夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、
通所系サービス	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型
	サービス)、地域密着型通所介護
 居住系サービス	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
石圧ボグービバ	認知症対応型共同生活介護
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉
入所系サービス	施設入所者生活介護、短期入所生活介護(併設施設を除く。)、
	短期入所療養介護(併設施設を除く。)

【要件】

かながわ介護サービス等向上宣言を行った上で、次の要件をすべて満たす必要があります。 ア 事業所指定から3年が経過していること。

- イ 法人あるいは事業所が、過去3年間に指導・監査で勧告以上の行政指導又は行政処分 を受けていないこと。
- ウ 介護サービス情報公表制度で、事業所の運営体制や介護サービス提供体制等を示す レーダーチャート7分野すべてが4点以上であること。

【平成29年度の実施について】

平成29年度は一体的な取組みとして、応募及び申請の受付を行ないます。受付方法や要件等 を御確認の上、以下のURLから申請及び応募くださるようお願いします。

かながわベスト介護セレクト20・優良介護サービス事業所「かながわ認証」 http://ninsho.kanafuku.jp/

【受託先】公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会

応募及び申請に関する問合せ先: 045-227-5692

制度に関する問合せ先

- (1) かながわベスト介護セレクト20について 地域福祉課地域福祉グループ 電話 045-210-4750
- (2) 優良介護サービス事業所「かながわ認証」について 地域福祉課福祉介護人材グループ 電話 045-210-4755

1 ライブラリー(書式/通知)

(1)ラクラクの事業所のページ(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/w20/wpJTop.aspx)にアクセスしたら、ライブラリー(書式/通知)をクリックする。



(2) ライブラリーが開く。



書式ライブラリー

トップカテゴリーを選択、または検索条件を入力して検索ボタンを押下してください



書式ライブラリーの掲載書類・書式のうち、トップカテゴリーの18番までは、神奈川県高齢福祉課が管理・掲載 しています。19番は振興会が管理・掲載しています。

	[トップカテゴリーを選択してください]
選択	0. 介護職員処遇改善加算
進択	1. 新規事業者指定
選択	2. 変更・廃止・休止・再開届

2 変更届

(1)ライブラリーのトップカテゴリーから、「2.変更・廃止・休止・再開届」を選択する。



(2)該当サービスを選択する(例、訪問介護)

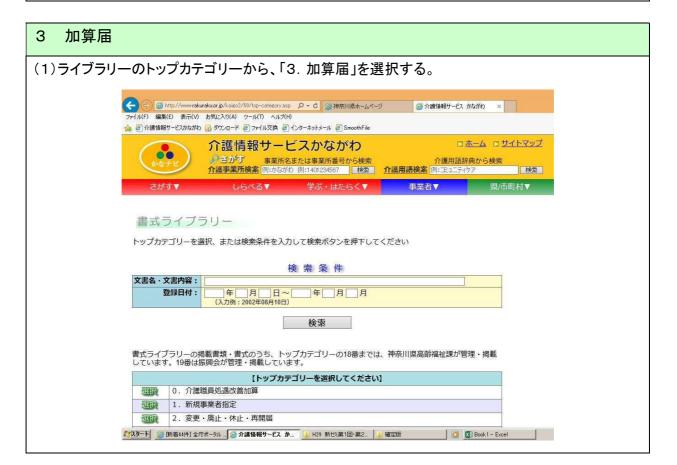
2. 変更・廃止・休止・再開届

選択



(3)変更内容に応じて「変更届一覧表」を選択し、提出時期、提出書類等を確認し、必要な変更届様式をダウンロードする。





(2)該当サービスを選択する。



(3)「加算届一覧表」を選択し、提出書類等を確認し、必要な加算届様式をダウンロードする。



平成29年度

指定介護保険事業者のための運営の手引き

通所リハビリテーション/

介護予防通所リハビリテーション

神奈川県 高齢福祉課

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。この手引きは作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。 歌が出ることが大変多い制度です。 の一場をは作成時点でよるめていますが、今後変更も予測されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。





●目 次

項目		頁
Ι	基準の性格等	1
I	サービスの提供の方法について	3
1	基本方針	3
2	単位についての考え方	3
3	通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの一体的運営	4
Ш	人員基準について	5
1	基本的な基準	5
(1) 医師	5
(2	2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員	5
2	診療所の緩和基準	6
(1) 医師	6
(2	2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員	6
(3	3) 用語の定義	7
IV	設備基準について	8
(1)設備等	8
V	運営基準について	9
1	サービス開始の前に	9
(1) 内容及び手続きの説明及び同意	9
(2	2) 提供拒否の禁止	9
(3	3) サービス提供困難時の対応	9
(4	・) 受給資格等の確認	10
(5	う 要介護(要支援)認定の申請に係る援助	10
2	サービス開始に当たって	10
(1) 心身の状況等の把握	10
(2	と) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携	10
(3) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービスの提供	11
(4) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)等の変更の援助	11
(5	b) 基本取扱方針	11
(6) 具体的取扱方針	12
(7) 通所リハビリテーション計画の作成	13
(8) 介護予防通所リハビリテーション計画とモニタリング	13
3	サービス提供時	16
(1) サービス提供の記録	16
(2	2) 利用料等の受領	16
(3	3) 保険給付請求のための証明書の交付	17
(4) 利用者に関する市町村への通知	18
(5	5) 緊急時等の対応	18

項目		頁
4	事業運営	18
(1)	管理者の責務	18
(2)	運営規程	18
(3)	勤務体制の確保等	19
(4)	定員の厳守	19
(5)	非常災害対策	19
(6)	衛生管理等	20
(7)	掲示	20
(8)	秘密保持等	20
(9)	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	21
(10)	苦情処理等	21
(11)	事故発生時の対応	22
(12)	会計の区分	22
(13)	記録の整備	23
VI 1	ト 護報酬請求上の注意点について	24
1	通所リハビリテーション	24
(1)	事業所規模による通所リハビリテーション費	24
(2)	所要時間について	27
(3)	利用者の体調不良等のやむを得ない事由によるサービス提供時間の短縮	28
(4)	サービス提供時間中の中断	29
(5)	他のサービスとの関係	29
2	介護予防通所リハビリテーション	29
(1)	定額制	29
(2)	他のサービスとの関係	30
3	その他<通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション>	31
(1)	送迎について	31
4	減算<通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション>	31
(1)	定員超過による減算	31
(2)	職員の人員欠如による減算	34
(3)	利用者の住居と同一建物に所在する事業所に対する減算	35
(4)	送迎を行わない場合の減算	36
5	加算<通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション>	37
(1)	理学療法士等体制強化加算	38
(2)	時間延長サービス加算	38
(3)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	38
(4)	入浴介助加算	39
(5)	リハビリテーションマネジメント加算	39
(6)	短期集中個別リハビリテーション実施加算	48
(7)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	49
(8)	生活行為向上リハビリテーション実施加算	51
(9)	若年性認知症利用者受入加算	55
(10)	栄養改善加算	56

項目		頁
(11)	口腔機能向上加算	58
(12)	重度療養管理加算	60
(13)	中重度者ケア体制加算	62
(14)	社会参加支援加算	63
(15)	サービス提供体制強化加算	65
(16)	運動器機能向上加算	67
(17)	選択的サービス複数実施加算	69
(18)	事業所評価加算	70
(19)	介護職員処遇改善加算	72
6	所要時間1時間以上2時間未満のサービスの提供について	77
7	医療保険と介護保険のリハビリテーションの給付調整について	77
[資料] 個人情報保護について	78
[資料] 勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法	79

I 基準の性格等

基準条例の制定

- 従前、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、厚生省令及び厚生労働省令により全国一律の基準等が定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」)及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」が改正され、各地方自治体において、当該基準等を条例で定めることとなり、神奈川県では、次のとおり当該基準等を定める条例を制定しました。
- 県内<u>(指定都市及び中核市を除く。)</u>に所在する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、条例の施行日である平成25年4月1日から、条例に定められた基準等に従った事業運営を行わなければなりません。

基準条例の改正

● 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年 法律第83号)の制定に伴い、並びに介護保険法の規定に基づき、各基準省令が改正されたことに伴い、各 基準条例・基準条例施行規則・解釈通知は改正されています。

平成27年4月1日以降は、改正後の基準条例等の規定に従って、適正に事業を実施しなければなりません。

【指定通所リハビリテーションに関する基準】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年神奈川県条例第20号。以下「居宅条例」という。)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (平成25年神奈川県規則第30号。)

【指定介護予防通所リハビリテーションに関する基準】

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 (平成25年神奈川県条例第21号。以下「予防条例」という。)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (平成25年神奈川県規則第31号。)

【指定通所リハビリテーションに関する基準及び指定介護予防通所リハビリテーションに関する基準の 解釈通知について】

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の人員、設備運営等に関する基準等を定める条例等について

(参考) 居宅条例及び予防条例等の掲載場所

○ 介護情報サービスかながわ (http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)

(平成25年3月29日付け高施第336号。以下「解釈通知」という。)

- →ライブラリ(書式/通知)
 - →7. 条例・解釈通知等
 - →高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=807&topid=9)

- →高齢福祉分野における施設基準等に関する解釈通知について
 - (http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=808&topid=9)
- →高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=809&topid=9)

(参考) 改正後の居宅条例及び予防条例等の掲載場所

- 介護情報サービスかながわ (http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)
 - →ライブラリ (書式/通知)
 - →7. 条例・解釈通知等
 - →指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例等の公布 (http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=802&topid=9)
 - →高齢福祉分野における施設基準条例等に関する解釈通知について (http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=808&topid=9)
 - →指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等に関する解釈通知について (http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=811&topid=9)

基準の性格

解釈通知 第1

- ◎ 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常に基準に従い、適正な運営をするよう努めなければなりません。
- 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指 定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、
 - ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に 係る措置を採るよう命令することができるものとされています。(③の命令をした場合には事業 者名、命令に至った経緯等を公示しなければなりません。)

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を 定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービスが行われていることが判明し た場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること)ができるものとされております。

- ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を 取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとされております。
 - ① 次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする、とされています。
- 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参 入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであるとされています。

指定居宅サービスの事業の一般原則

居宅条例第4条

- ◎ 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス の提供に努めなければなりません。
- ◎ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを 重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と の連携に努めなければなりません。

Ⅱ サービスの提供の方法について

1 基本方針

指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持向上を図るものでなければなりません。

2 単位についての考え方

◆単位とは

指定通所リハビリテーションの「単位」とは、通所リハビリテーションの提供が同時に一体的に行われるものをいいます。

例えば、次のような場合は、2単位として扱われます。

- ① 同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスが一体的に行われていると は言えない場合
- ② 午前と午後で別の利用者に対して提供する場合

◆従業者の配置

単位ごとに必要な従業者を確保し、配置しなくてはなりません。

◆減算との関係

通所リハビリテーションの報酬の定員超過減算、職員の人員欠如減算は、単位ごとに判断するため、 単位ごとに、利用者の数・配置した職員について記録することが必要です。

- → 「2単位」としていても、
 - ① 単位ごとに利用者グループが分かれていない
 - ② 従業者が一体的にサービス提供を行っている(単位ごとに配置されていない)

場合には、2単位としては認められず、1単位として扱われることになります。

【 指導事例 】

1 単位目 利用定員10人

2単位目 利用定員10人 の2単位で指定を受けていたが、

実態として、

- ・明確に単位ごとに利用者グループが分かれていなかった。
- ・従業者も単位ごとに固定されておらず、利用者20人を従業者全員で介護していた。
- ・サービスの提供内容も1単位目の利用者と2単位目の利用者が同じ時間帯に一緒にリハビリテーションを 行うなど一体的にサービスが提供されていた。
- → 1単位・利用定員20人のサービス提供と考えられます。
- → 変更届が必要となります。

3 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの一体的運営

(1) 人員基準・設備基準 (居宅条例第137条、138条 予防条例第118条、119条)

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションは、同一の事業所において一体的に 運営されている場合には、

- ① 設備・備品は共通で使用することができます。
- ② 面積要件(P8参照)の算定については、通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを合計した利用定員に応じた面積の確保が必要となります。
- ③ 職員の人員配置については、通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの利用者を合計した数に応じて必要な人員が配置される必要があります。

【注意}____

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても**完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合**にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があります。(解釈通知第2の3)

(2) 運営の方法

- ① 定 員
 - 一体的に行う事業所は、要介護者と要支援者の合計で定員を定めます。
- ② 共通サービス(日常生活の支援等) サービス提供を物理的に分ける必要はありません。
- ③ 加算に係るサービス、選択的サービス

<u>原則として物理的に区分してサービスを提供すること</u>。ただし、同時かつ一体的に行うとしても、 特段の支障がないものについては、必ずしも物理的に区分する必要はありません。

【ポイント】

【平成18年3月22日Q&A (vol.1)】

- (問9) 介護予防通所系サービスの提供に当たり、利用者を午前と午後に分けてサービス提供を行うことは可能か。
- (回答) 介護予防通所系サービスに係る介護報酬は包括化されていることから、事業者が、個々の利用者の 希望、心身の状態等を踏まえ、利用者に対してわかりやすく説明し、その同意が得られれば、提供回 数、提供時間について自由に設定を行うことが可能である。
- (問14) 予防給付の通所系サービスと介護給付の通所系サービスの提供に当たっては物理的(空間的・時間的)にグループを分けて行う必要があるのか。
- (回答) ① 日常生活上の支援(世話)等の共通サービス(入浴サービスを含む。)については、サービス 提供に当たり、物理的に分ける必要はないこととする。
 - ② 選択的サービス(介護給付の通所系サービスについては、各加算に係るサービス)については、要支援者と要介護者でサービス内容がそもそも異なり、サービスの提供は、時間やグループを区分して行うことが効果的・効率的と考えられることから、原則として、物理的に区分してサービスを提供することとする。

ただし、例えば、口腔機能向上のための口・舌の体操など、内容的に同様のサービスであって、かつ、当該体操の指導を要支援者・要介護者に同時かつ一体的に行うこととしても、特段の支障がないものについては必ずしも物理的に区分する必要はないものとする。

Ⅲ 人員基準について

1 基本的な基準 (居宅条例第137条、予防条例第118条) (※診療所は下の2の基準に従うことができます)

(1) 医 師

・**専任の常勤医師**が1人以上勤務していなければなりません。 なお、病院又は診療所と併設されている老健が行う通所リハビリテーション事業所については、 当該病院又は診療所の常勤医師との兼務でかまいません。

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師・准看護師)、介護職員

○ 従事者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までです。ただし、 1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては、0.5単位として扱います。

ア 全体での配置

単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら提供に当たる上記のいずれかの職種の職員を1以上配置することとし、利用者が10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上確保しなければなりません。

イ 専門職 (理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士) の配置

単位ごとに、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保しなければなりません。

※ <u>サービス提供時間の中でリハビリテーションの提供を行う時間帯は理学療法士、作業療法士</u> 又は言語聴覚士のいずれかのリハビリ専門職を配置する必要があります。

【ポイント】

- ・アとイの両方を満たさなくてはなりません。
- ・専門職はサービス提供日ごとに配置するようにしてください。
- 注1 上記人員基準は、最低限の基準です。実際のサービス提供に当たっては、個別リハビリテーション実施加算等の加算算定その他も勘案し、必要な人員の配置を行ってください。
- 注2 保険医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーション(以下、疾患別リハビリテーション)と1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションとは、一定の条件を満たした場合、理学療法士等は同日に疾患別リハビリテーションと通所リハビリテーションを提供することができます。

【国Q&A】平成24年3月16日 介護保険最新情報

- (問) 保険医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーション(以下、疾患別リハビリテーション)と1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを同時に行なう場合、理学療法士等は同日に疾患別リハビリテーションと通所リハビリテーションを提供することができるのか。
- (答) 次の3つの条件を全て満たす場合は可能である。
- 1. 通所リハビリテーションにおける20分の個別リハビリテーションに従事した時間を、疾患別リハビリテーションの1単位とみなし、理学療法士等1人当たり1日18単位を標準、1日24単位を上限とし、週108単位以内であること。
- 2. 疾患別リハビリテーション1単位を通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーション20分としてみなし、理学療法士等1人当たり1日合計8時間、週36時間以内であること。
- 3. 理学療法士等の疾患別リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーションに従事する状況が、勤務簿等に記載されていること。
- 注3 人員欠如については、減算しなくてはならない場合があります。

減算については、VI「介護報酬請求上の注意点について」で確認してください。

2 診療所の緩和基準 (居宅条例第137条第1項・第2項、予防条例第118条第1項・第2項)

(1) 医 師

- 利用者数が同時に10人を超える場合
 - ・<u>専任の常勤医師</u>が1人以上勤務していなければなりません。ただし、診療所と併設されている 老健が行う通所リハビリテーション事業所については、当該診療所の常勤医師との兼務でかま いません。
- 利用者数が同時に10人以下の場合
 - ・専任の医師が1人以上勤務していなければなりません。
 - ・利用者数は、専任の医師一人に対し1日48人以内でなければなりません。

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師・准看護師)、介護職員

○ 従事者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までです。ただし、 1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては、0.5単位として扱います。

ア 全体での配置

単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら提供に当たる上記のいずれかの職種の職員を1以上確保することとし、利用者が10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上確保しなければなりません。

イ 専門職 (理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士) の配置

単位ごとに、専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる<u>理学療法士、作業療法士若し</u> <u>くは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事し</u> た経験を有する看護師が、常勤換算方法で0.1以上確保されていること。

【ポイント】

- アとイの両方を満たさなくてはなりません。
- ・イの経験看護師とは、
 - ① 重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等
 - ② 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所
 - ③ 「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設

において、それらに1年以上従事した看護師です。(准看護師は該当しません)

- 専門職は、サービス提供日ごとに配置するように努めてください。
- 注1 上記人員基準は、最低限の基準です。実際のサービス提供に当たっては、加算算定等も勘案し、 必要な人員の配置を行ってください。
- 注2 保険医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーション (以下、疾患別リハビリテーション) と1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを同時に行なう場合、一定の条件を満たした場合、理学療法士等は同日に疾患別リハビリテーションと通所リハビリテーションを提供することができます。 (具体的な条件は前ページのQ&Aのとおりです。)
- 注3 **人員欠如については、減算しなくてはならない場合があります。** 減算については、VI「介護報酬請求上の注意点について」で確認してください。

3 用語の定義 (解釈通知第2、2)

① 単位ごとに

指定通所リハビリテーションの単位とは、指定通所リハビリテーションが同時に、一体的に提供されるグループをいいます。

単位が複数ある場合、それぞれの単位ごとに職員を配置しなくてはなりません。

【ポイント】

・通所リハビリテーションの提供記録において、職員の配置については、単位ごとに記録しましょう。 (単位ごとに記載がないと、場合によっては、人員欠如として報酬返還となる可能性があります。)

② 提供時間帯を通じて

「サービスを提供する時間の間はいつでも」の意味です。

③ 専ら従事する・専ら提供に当たる

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、 常勤・非常勤の別を問いません。

ただし、通所系サービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるとされています。

⇒ つまり、「提供時間帯を通じて専らサービス提供に当たる従業員を確保する」とは、「提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行わなくてはならない」ということです。

人は交代しても構わないが、単位ごとに、提供時間帯には常に、それぞれの職種の従業者が必要数、 必ずいなければならない、ということです。

4 常勤

当該通所リハビリテーション事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤 の従業者が勤務すべき時間数 (1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本 とする)に達していることをいいます。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並 行的に行われることが差し支えないと考えられるもの(例:管理者が訪問介護の管理者も兼務する場 合)については、それぞれに係る時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、 常勤の要件を満たすものとします。

⑤ 常勤換算方法

従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。(勤務時間の合計が常勤の職員の何人分かということ)この場合の勤務延時間数は当該通所リハビリテーションに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、老健で施設と通所リハビリテーションの職種を兼務する場合、当該従事者の勤務延時間数は通所リハビリテーションサービスに係る時間数だけを算入します。

【ポイント】

・併設する病院・診療所・老健等との兼務について

通所リハビリテーションに従事している時間は、老健本体や病院での勤務時間としてカウントすることは できません。

Ⅳ 設備基準について

1 設備等 (居宅条例第138条、予防条例第119条)

指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションの提供を行うにふさわしい 専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(同時に指定通所リハビリテーションの提供を 受けることができる利用者の数の上限)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。

ただし、介護老人保健施設併設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る)の面積を加えることができる。

また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

< 実患別リハビリテーション届出の保険医療機関の特例>

- ・保険医療機関が<u>医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は</u> 呼吸器リハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、1時間以上2時 間未満の指定通所リハビリテーションを実施する際には、指定通所リハビリテーションの利用 者に対するサービス提供に支障が生じない限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支え ありません(必要な機器及び器具の利用についても同様です)。
- ・この場合の指定通所リハビリテーションを行うために必要なスペースは、<u>3平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用定員と医療保険のリハビリテーションを受ける患者の数を乗じた面積以上</u>とすることとされています。(解釈通知第3、VII、2(2))

【Q&A】平成24年3月16日 介護保険最新情報

(問86)

- 問)保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハ ビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、1時間以上2時間未満の通所リハビリ テーションを実施する際には、通所リハビリテーションに対する利用者のサービス提供に支障が生じない 場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えないこととされているが、通所リハビリテーションを行うために必要なスペースの具体的な計算方法はどうなるのか。
- 答)1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションが提供される時間帯のいずれの時間においても、介護保険の通所リハビリテーションの利用者数と医療保険のリハビリテーションを受ける患者数を合算し、これに3平方メートルを乗じた面積以上が確保されていることが必要である。

<介護老人保健施設併設の場合>

別途、面積要件について、補助金に係る規定が別途定められています。詳細は介護老人保健施設を所管する県・市の担当部局にご確認ください。

・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(解釈通知第3・VI・2・(4)) 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければなりません。

Ⅴ 運営基準について

※通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションで内容が基本的に同じものは1つにまとめ、通所リハビリテーションの文言で記載しています。介護予防通所リハビリテーションについては適宜読み替えてください。

例:通所リハビリテーション計画→介護予防通所リハビリテーション計画

居宅介護支援事業者→介護予防支援事業者

要介護→要支援

通所リハ:通所リハビリテーション

予防リハ:介護予防通所リハビリテーション

(以下、同じ)

1 サービス開始の前に

(1) 内容及び手続きの説明及び同意 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第9条準用)、予防条例第124条(第9条準用)

通所リハビリテーションサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要などを、説明書やパンフレットなど重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始についての同意を得なければなりません。

【ポイント】

重要事項を記した文書に記載すべきと考えられる事項は、以下のとおりです。

- ア 法人、事業所の概要 (法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど)
- イ 営業日、営業時間、サービス提供時間
- ウ 利用定員
- エ 利用料その他費用の額
- オ 従業者の勤務体制(単位ごと)
- カ 事故発生時の対応
- キ 苦情相談窓口(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載)
- ク 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項
 - ※ 重要事項を記した文書を説明した際は、内容を確認した旨及び交付したことがわかる旨の署名を得てください。
 - ※ 重要事項説明書の内容と運営規程の内容に齟齬がないようにしてください。

サービス提供開始についての同意は重要事項説明書の交付のほかに、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、書面(契約書等)により確認することが望ましいと考えます。

(2) 提供拒否の禁止 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第10条準用)、予防条例第124条(第10条準用)

正当な理由なく通所リハビリテーションの提供を拒んではなりません。

【ポイント】

- ・原則として、利用申し込みに対して応じなければなりません。
- 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁じられています。
- ・提供を拒むことのできる正当な理由とは、
 - ア 事業所の現員では、利用申し込みに応じきれない。
 - イ 利用申込者の居住地が実施地域外である。

等があげられます。

(3) サービス提供困難時の対応 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第11条準用)、予防条例第124条(第11条準用)

(2)のア、イなどの理由で利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。

(4) 受給資格等の確認 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第12条準用)、予防条例第124条(第12条準用)

利用の申込みがあった場合は、その者の被保険者証(介護保険)によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、これに配慮して指定通所リハビリテーションを提供するよう努めなければなりません。

なお、平成27年8月1日から、介護保険法及び関係法令の一部改正により、利用者の負担割合について、 一定以上所得者の2割負担が導入されています。負担割合の確認は、保険者(市町村)が利用者に交付する「介護保険負担割合証」によりご確認してください。

(5) 要介護(要支援)認定の申請に係る援助 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第13条準用)、予防条例第124条(第13条準用)

要介護認定を受けていない者から利用申込があった場合には、要介護認定の申請が、既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

また、居宅介護支援事業者を利用していない利用者に対しては、継続して保険給付を受けるためには、 要介護認定の更新が必要となりますので、遅くとも要介護認定の有効期間終了日の30日前には更新申請 が行われるよう、必要な援助を行わなければなりません。

2 サービス開始に当たって

(1) 心身の状況等の把握 「通所リハ・予防リハ」

居宅条例第146条(第14条準用)、予防条例第124条(第14条準用)

利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議、本人・家族との面談等を通じて、利用者の心身の状況・病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

【ポイント】

【注意!】通所リハビリテーションの提供開始に当たっての診断書の提出

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者の健康状態を把握することは重要ですが、<u>利用者にとって診断書の提出は義務ではありません。</u>

利用者から任意に提出していただける場合には構いませんが、<u>「診断書の提出がなければ一切サービス提供できない」とすることは不適切</u>です。

(利用者の健康状態を把握するためには、担当のケアマネジャーや主治医に利用者の状態を確認するといった方 法も考えられます。)

(2) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携 「通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第69条準用)、予防条例第124条(第69条準用)

サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。また、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

(3) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービスの提供

[**通所リハ・予防リハ**] 居宅条例第146条(第17条準用)、予防条例第124条(第17条準用)

居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、当該計画に沿った通所リハビリテーションを提供しなければなりません。

(4) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)等の変更の援助 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第18条準用)、予防条例第124条(第18条準用)

利用者が居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅 介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡その他の必要な援助を行わなければなりません。

(1) ~ (4) の【ポイント】

(1) \sim (4) までは、他のサービス事業者、特にケアマネジャーとの密接な連携が必要となります。

〇 サービス担当者会議の出席

居宅サービス計画を変更する場合等に、ケアマネジャーは通所リハビリテーション事業者等の居宅サービス 事業者等を集めてサービス担当者会議を開催することになっています。

通所リハビリテーション事業者はこの会議に出席しなくてはなりません。

(5) 基本取扱方針 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第139条、予防条例第125条

〇 通所リハビリテーション

- ① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ② 自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

〇 介護予防通所リハビリテーション

- ① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ② 主治の医師又は歯科医師と連携を図りつつ、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。
- ③ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者が出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなりません。
- ④ 利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければなりません。
- ⑤ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加することができるよう適切な働きかけに努めなければなりません。

〇 通所リハビリテーション

- ① 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行います。
- ② 通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- ③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。
- ④ リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しなければなりません。

〇 介護予防通所リハビリテーション

- ① 主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行います。
- ② 介護予防通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを行う期間等を掲載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。
- ③ 医師等の従業者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。
- ④ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ます。
- ⑤ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該計画を利用者に 交付します。
- ⑥ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性の取れた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、基準を満たしているものとみなすことができます。
- ⑦ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画 に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行います。
- ⑧ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやす いように指導又は説明を行います。
- ⑨ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護 技術をもってサービスの提供を行います。
- ⑩ 医師等の従業者は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業所に、毎月1回以上報告するとともに、、サービスを行う期間の終了までに、計画の実施状況の把握(モニタリング)を1回以上行います。
- ① 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、介護予防サービス計画を作成した指定介護予防 支援事業所に報告します。
- ② 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション 計画の変更を行います。

- ① 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- ③ 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して 説明し、利用者の同意を得ます。
- ④ 通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該計画を利用者に交付します。
- ⑤ 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ってサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。
- ⑥ 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性の取れた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、基準を満たしているものとみなすことができます。

(8) 介護予防通所リハビリテーション計画とモニタリング [予防リハ]

予防条例第126条

【ポイント】

介護予防の場合は、計画にサービス提供期間を定め、その期間内に実施状況の把握(モニタリング)を行い、 その結果について介護予防支援事業者に報告しなくてはなりません。

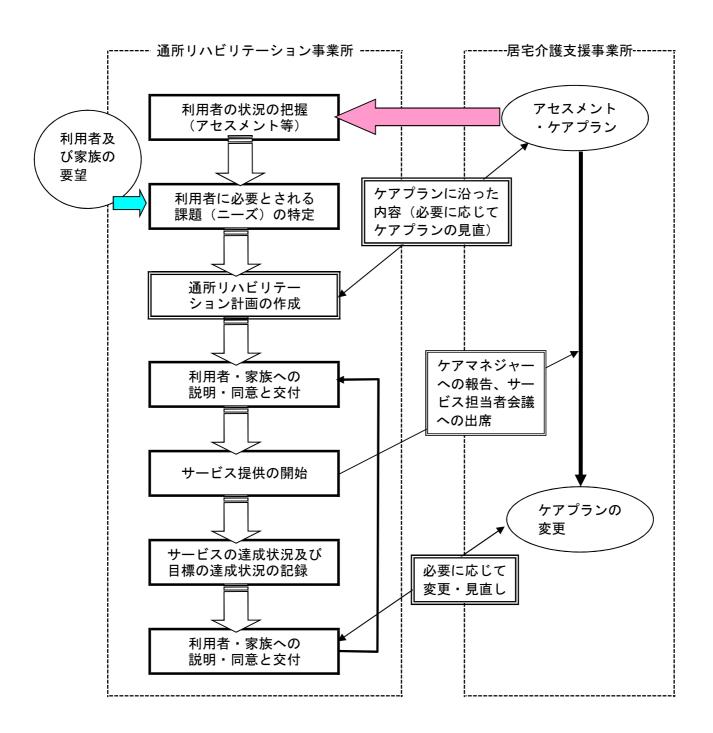
介護予防通所リハビリテーション計画の作成については、基本的に「(6) 具体的取扱方針」に 記載しています。

【ポイント】通所リハビリテーション計画作成の流れ

通所リハビリテーションの基本方針(居宅条例第136条)

通所リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければなりません。

従って、アクティビティや趣味活動のみの提供は通所リハビリテーションとは言えませんし、加算の算定の有無に関わらず、利用者には個別リハビリテーションを含め必要なリハビリテーションが提供されなければなりません。



【ポイント】通所リハビリテーション計画の作成について -------

≪通所リハビリテーション計画の作成までの流れ≫

1 利用者の状況の把握(アセスメント)

利用者の心身の状況・日常生活全般状況の把握(アセスメント)を行います。

-**-** ポイント -----

- □ 通所サービスに対する利用者の希望の把握(利用者本人は何をしたいのか、してもらいたいのか、 通所サービスに対する不安、抵抗感等)
 - ② 全体の状況から利用者の隠された可能性の発見
- ③ 隠れたニーズの把握
 - ④ 通所時の状況 (活動プログラムへの参加状況、利用者との交流、集団への適応、休憩等)

2 課題の特定

1のアセスメントに基づき、居宅サービス計画及び利用者の希望を勘案しながら、通所サービスとしての課題を特定します。

- ポイント --ー--

- ① 自立支援という観点から課題を把握
- ② 居宅サービス計画との整合を図りながら、利用者の希望する生活達成のために、通所サービスとして何を援助・介護すべきかを検討

3 通所リハビリテーション計画の作成(居宅条例第141条)

2 で特定した課題の優先順位をつけ、解決すべき課題・援助目標を記載し、その達成に必要なサービス内容を記載します。また、サービス内容の実施状況、具体的な対応方法等の適否について定期的に評価し、その結果を記入します。

-- ポイント ---

- ① 医師等の従業者は診察内容又は運動機能検査、作業能力検査等の結果を基に、共同して、個々の利用者ごとに作成します。
- ② 抽象的でなく、利用者のニーズを踏まえ、具体的に記載します。(課題・援助目標が居宅サービス計画の丸写しではなく、通所施設としての目標を設定してください。)
- ③ 居宅サービス計画の課題の具体的内容がわかりにくい場合、他の課題を発見した場合等には、居宅介護支援事業所に確認・提案します。
- ④ 定期的に評価を実施し、援助目標の変更等について検討します。

● 盛り込むべき項目

- ① 計画作成者·作成日
- ② 利用者名·要介護度
- ③ 解決すべき課題
- ④ 援助目標
- ⑤ 提供するサービス内容
- ⑥ 上記に係る留意事項
- ⑦ 通所サービスの実施状況、効果の評価
- ⑧ 利用者・家族への説明者名、説明・同意・交付日、同意者名、同意に関する署名欄

【加算に関する計画書との関係】

各加算に関する計画書とは別に、通所リハビリテーション計画を作成する必要があります。なお、各加算の計画書と通所リハビリテーション計画等を一体的に作成することも可能ですが、その場合は加算に係る部分を明確に判断できることが必要です。

3 サービス提供時

(1) サービス提供の記録 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第20条準用)、予防条例第124条(第20条準用)

通所リハビリテーションサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければなりません。

記録の整備 → P23参照

【ポイント】

- ・「サービスの提供内容」や「適正な職員配置がされていたか」をきちんと記録に残していないと介護報酬の返 還、減算となることがあります。
- ・記録の様式は特に定まっていませんが、次の点を参考にして作成・見直しをしてください。

<勤務体制について>

・提供日ごと、単位ごとにどの職種にどの職員が勤務したか分かるようにしてください。 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、その他加算の算定基準に配置が定められた職員等)

<利用者に対するサービス内容について>

- ・サービスの提供開始時刻、終了時刻
- ・入浴の有無(全身浴、部分浴等の区分)等に関する記録
- ・送迎(片道・往復の別、発着時刻、利用者名、運転者名、車両等)

(2) 利用料等の受領 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第103条準用)、予防条例第124条(第101条準用)

厚生省令の運	介護報酬に係るもの	基本額	[通所リハビリテーション]
営基準で定め	(利用者1割・2割負担)		[介護予防通所リハビリテーション]
られた費用			月定額報酬
		加算額	
	その他の費用(自己負担)	特別なサービス等の費用	実施地域外の交通費
			通常の提供時間を超えるサービス提
			供に伴う費用
			[通所リハビリテーションのみ]
		日常生活費	食費 ^{※1} 、おむつ代
		その他の日常生活費 ^{※2}	身の回り品の費用
			教養娯楽費

- ※1 食費については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(H17.9.7厚労省告示第419号)に基づき、料金を設定し、手続きを行う必要があります。
- ※2 その他の日常生活費 費用を画一的に徴収することは認められません。
 - → H12.3.30厚生省通知 老企54「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

	どんな場合?	具体的には?	注意点
身の回り品の	利用者の希望によって、身の	一般的に要介護者等の日常生	すべての利用者に対して一律に提
費用	回り品として日常生活に必要	活に最低限必要と考えられる	供し、すべての利用者からその費
	なものを提供する場合	物品(例えば、歯ブラシや化	用を画一的に徴収することは認め
		粧品等の個人用の日用品等)	られません
教養娯楽費	利用者の希望によって、教養	サービス提供の一環として実	すべての利用者に一律に提供され
	娯楽として日常生活に必要な	施するクラブ活動や行事にお	る教養娯楽に係る費用について徴
	ものを提供する場合	ける材料費等	収することは認められません

【ポイント】

【平成18年3月22日Q&A (vol.1) 】

- (問15) 月単位の介護報酬たる介護予防サービスの介護報酬についてキャンセル料を徴収することは可能か。また、 キャンセルがあった場合においても、報酬は定額どおりの算定が行われるのか。
- (回答) キャンセルがあった場合においても、介護報酬上は定額どおりの算定がなされることを踏まえると、キャンセル料を設定することは想定しがたい。
- ※ 利用者のキャンセルにより結果的に月に1回の利用もなくなり介護報酬を算定できない場合や、介護保険外の費用(食費等)についてはキャンセル料を徴収できます。ただし、運営規程、重要事項説明書、契約書、料金表等にキャンセル料の徴収要件や金額を記載するとともに、事前に利用者に説明し、同意を得ていることが前提です。

【指導事例】

- ・利用者全員が希望したとして、利用者全員が一律に使用するシャンプー・石けんやタオルのリネン費用を身の回 り品の費用として徴収していた。
 - → すべての利用者に対して一律に提供するものについては、その他日常生活費として徴収することはできません。入浴に通常付随する費用は入浴加算の報酬中に組み込まれています。
- ・プログラムの一環として利用者全員が参加する機能訓練で使用する材料費について、利用者から一律に徴収して いた。
 - → すべての利用者に対して一律に提供するものについては、その他日常生活費として徴収することはできません。

<介護報酬の利用者負担分>

- ・利用者負担として、1割又は2割相当額の支払いを受けなければなりません。
- ・利用者の負担割合は、保険者(市町村)が利用者に交付する「介護保険負担割合証」により確認して ください。

<領収書>

・通所リハビリテーションの提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、 それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付しなければなりません。

【ポイント】

- ア 利用者負担を免除することは、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反です。
- イ 当該サービスの内容及び費用について、利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。(この場合も、同意は文書により行います。)
- ウ 領収書又は請求書には、サービスを提供した日や請求単位等、利用者が支払う利用料、日常生活費、通所リ ハビリテーションサービスの提供範囲外の費用等の内訳がわかるように区分してください。

(3) 保険給付の請求のための証明書の交付 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第22条準用)、予防条例第124条(第22条準用)

法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスの内容、費用の額その他利用者が保険給付を保険者に対して請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。

(4) 利用者に関する市町村への通知 「通所リハ・予防リハ」

居宅条例第146条(第27条準用)、予防条例第124条(第24条準用)

利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

- ① 正当な理由なしに指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要(支援)介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 緊急時等の対応 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第28条準用)、予防条例第124条(第25条準用)

サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡その他の必要な措置を講じなくてはなりません。

【ポイント】

・ 緊急時の主治医等の連絡先を把握している必要があります。

(関連) 4 事業運営(11)事故発生時の対応(P22)

4 事業運営

(1) 管理者等の責務 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第142条、予防条例第120条

管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に必要な管理の代行をさせることができます。

管理者又は管理を代行する者は、従業者に対して運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとします。

【ポイント】

<従業者の勤務管理>

- ・タイムカード等によって出勤状況を確認できるようにしてください。
- ・基準以上の人員配置になるよう、勤務ローテーションを組んでください。
- ・従業者との雇用関係が確認できるよう雇用契約書等を事業所に保管してください。
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員等資格が必要な職種については、資格を確認し、資格証等の 写しを事業所で保管してください。

<労働関係法令の遵守>

労働関係法令については、労働基準監督署等に相談するなどして適正な事業運営を行ってください。

(2) 運営規程 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第143条、予防条例第121条

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなりません。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間、サービス提供時間
- エ 利用定員(単位数、単位ごとの定員)
- オ 内容及び利用料その他の費用の額
- カ 通常の事業の実施地域
- キ サービスの利用に当たっての留意点
- ク 非常災害対策
- ケ その他運営に関する重要事項 (「事故発生時の対応」、「従業者及び退職後の秘密保持」、 「苦情・相談体制」、「衛生管理」、「従業者の研修」等)

【ポイント】

運営規程は事業所の指定申請の際に作成しています。

指定後は、事業所名称、所在地、営業日、従業者の職種、員数、利用料等の内容の変更の都度、運営規程も修正しておく必要があります。(修正した年月日、内容を最後尾の附則に記載することで、いつ、どのように変更されたか分かるようになります。)

(3) 勤務体制の確保等 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第17条準用)、予防条例第124条(第17条準用)

利用者に対して、適切な指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該事業所の従業者によって指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供しなければなりません。

【ポイント】

- ・勤務体制を勤務表(日ごと)により明確にしてください。
- ・事業所ごとに、雇用契約の締結等により、事業所の指揮命令下にある従業者によりサービス提供を行ってくだ さい。

(4) 定員の厳守 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第109条準用)、予防条例第124条(第104条準用)

利用定員を超えて指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供を行ってはなりません。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

【ポイント】

【平成18年3月22日Q&A (vol.1)】

- (問39) 通所サービスと介護予防通所サービスについて、それぞれの定員を定めるのか、それとも全体の定員の枠内で、介護と予防が適時振り分けられれば良いものか。
- (回答) 通所サービスと介護予防通所サービスを一体的に行う事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と予防給付の対象となる利用者(要支援者)との合算で利用定員を定めることとしている。例えば、定員20人という場合、要介護者と要支援者とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、要支援者が10人であっても、要介護者が15人、要支援者が5人であっても、差し支えない。

(5) 非常災害対策の厳守 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第110条準用)、予防条例第124条(第105条準用)

非常災害に関する具体的計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければなりません。

【ポイント】

- ア 非常災害に関する具体的計画とは、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画のことです。
- イ 防火管理の責任者を決め、消防計画等を策定し、地域の消防機関へ速やかに通報する体制を従業員に周知してください。
- ウ 消防法に基づき、消火設備の設置や避難訓練を実施してください。
- エ 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を構築してください。
 - → 消防機関と連携・相談し、適切な措置を講じてください。

(6) 衛生管理等 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第144条、予防条例第122条

- ・利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるととも、医薬品及び医療用機器の管理を適正に行わなければなりません。
- ・当該指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう、努めなければなりません。

【ポイント】

- ア 従業員に対し健康診断等を実施し、健康状態について把握してください。
- イ 食事の提供を行う場合には、食中毒対策が必要です。
- ウ 入浴を行う場合には、レジオネラ症等の感染症対策が必要です。
- ※ 定期的な教育を行うとともに、新規採用時には必ず感染症対策研修を実施すること等が重要です。 また、研修の実施内容については記録が必要です。
- → 食中毒・感染症の発生防止のための措置については、必要に応じ保健所の助言、指導を求めてください。
- → インフルエンザ、O-157、レジオネラ症の対策については、別途通知が出ています。

(7) 掲示 [通所リハ・予防リハ] 居宅条例第146条(第34準用)、予防条例第124条(第31条準用)

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

【ポイント】

掲示すべき内容は重要事項説明書に網羅されていますので、重要事項説明書を掲示用に加工して掲示している 事業所が多いようです。

→ 参考: 1 サービス開始の前に (1)内容及び手続きの説明及び同意 (P9)

(8) 秘密保持等 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第35条準用)、予防条例第124条(第32条準用)

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

【ポイント】

- ア 過去に従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。
 - ※「必要な措置」とは、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずるべきとされています。
- イ サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者や他のサービス事業者に対して利用者に関する情報を 提供することが想定されます。このことについて、あらかじめ、利用者に説明を行い、文書により利用者か ら同意を得ておかなければなりません。
- ウ 個人情報保護法の遵守について、介護保険事業者の個人情報保護法に関するガイドラインが厚生労働省から 出されています。詳細は、インターネットに掲載しています。
 - >介護情報サービスかながわ http://www.rakuraku.or.jp/kaigo
 - >ライブラリ(書式/通知)
 - > 5. 国・県の通知
 - >個人情報の適切な取扱いについて

(9) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第37条準用)、予防条例第124条(第34条準用)

居宅介護(介護予防)支援事業者による居宅(介護予防)サービス事業者の紹介が公正中立に行われるよう、居宅介護(介護予防)支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁じられています。

【ポイント】

このような行為は、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反です。

(10) 苦情処理等 「通所リハ・予防リハ」

居宅条例第146条(第38条準用)、予防条例第124条(第35条準用)

提供した(介護予防)通所リハビリテーションサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じなければなりません。

<事業所が苦情を受けた場合>

利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容を記録しなければなりません。

<市町村に苦情があった場合>

市町村から文書その他の物件の提出若しくは提示の求めがあった場合又は市町村の職員からの質問若しくは照会があった場合は、その調査に協力しなければなりません。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行わなければなりません。

<u>市町村からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を市町村に報告しなければなりません。</u>

<国保連に苦情があった場合>

利用者からの苦情に関して、国保連が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行わなければなりません。また、国保連から求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を国保連に報告しなければなりません。

【ポイント】

<利用者からの苦情に対応するための必要な措置>

「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを利用者又はその家族にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に記載するとともに、事業所に掲示すること等です。

→ 「1サービス開始の前に(1)内容及び手続きの説明及び同意」、「4事業所運営(7)掲示」 参照

<苦情に対するその後の措置>

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行わなければなりません。

(11) 事故発生時の対応 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第146条(第40条準用)、予防条例第124条(第37条準用)

<実際に事故が起きた場合>

- ・市町村、家族、居宅介護支援事業者へ連絡を行い、必要な措置を講じなければなりません。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する必要があります。
- ・指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やか に損害を賠償しなければなりません。

<事故になるのを未然に防ぐ>

- ・事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- ・事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いものについて事前に情報を集約し、未然防止対策を講じます。

【ポイント】

- ア 事故が起きた場合の連絡先・連絡方法について、事業所で定め、従業員に周知してください。
- イ 少なくとも事業所が所在する市町村については、どのような事故が起きた場合に市町村に報告するかについて把握してください。
- ウ 事業所における損害賠償の方法(保険に加入している場合にはその内容)について把握してください。
- エ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、<u>当該事実が報告され、その分析を通</u>じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備してください。

具体的に想定されること

- ・介護事故等について報告するための様式を整備する。
- ・介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、 イの様式に従い介護事故等について報告すること。
- ・事業所において、報告された事例を集計し、分析すること。
- ・事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとり まとめ、防止策を検討すること。
- ・報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ・防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
- → 事故の報告は、市町村に行うことになっています。事業所所在地の市町村、利用者の保険者である市町村に事故報告の範囲・方法について確認してください。

詳細は、インターネットに掲載しています。

かながわ福祉情報コミュニティー

- >介護情報サービスかながわ http://www.rakuraku.or.jp/kaigo
 - > ライブラリ (書式/通知)
 - >11安全衛生管理・事故関連
 - >事故報告

(12) 会計の区分 [通所リハ・予防リハ]

居宅条例第119条(第41条準用)、予防条例第124条(第38条準用)

指定(介護予防)通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

★ 具体的な会計処理等の方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成13年3月28日老振発第18号)」を参照して下さい。 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければなりません。

利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日(契約終了、契約解除及び施設への入所等により利用者へのサービス提供が終了した日)から5年間保存しなければなりません。</u>

- ① (介護予防) 通所リハビリテーション計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【ポイント】

提供した個々のサービスの内容等の記録として、次の書類を整備しておきましょう。

- 1 重要事項説明書
- 2 契約書
- 3 各種計画書
- 4 アセスメントの記録
- 5 居宅サービス計画
- 6 業務日誌 (サービス提供日、サービス提供開始時刻、サービス提供終了時刻、利用者名、サービス提供者名(職種ごとに記載)、サービス提供の状況(送迎、入浴、食事摂取、バイタル、レクリエーションの内容)、その他)
- 7 記録(利用者の様子、目標等の達成状況、その他)
- 8 送迎記録
- 9 請求書・領収書の控え

VI 介護報酬請求上の注意点について

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションとで報酬形態が異なるので、別々に説明します。

1 通所リハビリテーション

(1) 事業所規模による通所リハビリテーション費

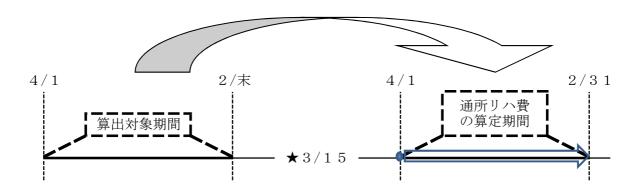
厚生労働大臣が定める施設基準(厚労告96六)

通所リハビリテーション費は、事業所の規模に応じて単位が異なってきます。事業所規模は3区分に分けられます。

区 分	厚生労働大臣が定める施設基準(厚労告96六イロハ)
通常規模型リハビリ テーション費	前年度1月当たり平均利用延人員数が <u>750人以内</u> の事業所
大規模型通所リハビリ テーション費 (I)	前年度1月当たり平均利用延人員数が 750人を超え900人以内 の事業所
大規模型通所リハビリ テーション費 (Ⅱ)	前年度1月当たり平均利用延人員数が <u>900人を超える</u> 事業所



通所リハビリテーション事業所は、<u>毎年3月15日までに</u>、当該年度(3月を除く)の1月当たりの平均利用者延人員数を算出し、翌年度の通所リハビリテーション費についてどの区分を適用するか確認しなくてはなりません。



★3/15までに判定を行い、事業所規模が変更になる場合は県に届け出を行う。

【注意!】

- 区分が変わる場合には、利用料(利用者負担分)も変わるため、事前に利用者に対して説明し、同意 を得ることが必要です。
- 事業所規模が変更になる場合については、必ず県に届出が必要です。 (毎年3/15必着) 県に届出がされている事業所規模に対応した請求コード (サービスコード) で報酬を請求する必要があります。

【ポイント】 1月当たりの平均利用延人員数の算出方法(老企36第2・8(6))

- 毎年必ず前年度(3月を除く)の利用者数を確認すること
 - <算出対象期間> 前年度の4月から2月において通所リハビリテーション費を算定している月
- ◆2単位以上の事業所は、すべての単位の合算で算定すること(【平成18年3月22日Q&A (vol.1)】問44)
- ◆指定通所リハビリテーション(要介護1~5)と指定介護予防通所リハビリテーション(要支援1、2)のサービス提供を
 - ・一体的に事業を実施している場合
 - 通所リハビリテーション (要介護) 人数に介護予防通所リハビリテーション (要支援) の人数を含めて 算出 (介護予防通所リハビリテーションの平均利用延人数の計算方法については、P26を参照)
 - ・分離して実施している場合
 - 介護予防通所リハビリテーション(要支援)の人員は含めずに算出
- ◆6時間以上8時間未満の報酬算定をしていない利用者について
 - ・1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者
 - ⇒ 利用者数に4分の1を乗じた数を基に計算
 - ・3時間以上4時間未満(2時間以上3時間未満を含む)の報酬を算定している利用者
 - ⇒ 利用者数に2分の1を乗じた数を基に計算
 - ・4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者
 - ⇒ 利用者数に4分の3を乗じた数を基に計算
- ◆正月等を除き毎日事業を実施している事業所 ⇒ 利用延人員数に6/7を乗じた数を基に計算

(【平成18年3月22日Q&A (vol.1)】問43)

<例外>

- ① 前年の実績が6月に満たない事業所(新規開設事業所等を含む)
- ② 前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業所(年度が変わる際のみ)
 - ⇒ ①、②の事業所については、上記の計算方法は適用せず、利用定員と予定される営業日数を基に計算
- ③ 新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は、平均利用延人 員数の計算には含めません。 (【平成18年3月22日Q&A (vol. 1)】問46)

【ポイント】 事業所規模の計算方法について

1 基本的な考え方

当該年度の前年度(3月を除く)の1月当たりの平均利用延人員数が、750人以内(通常規模型)か、750人を超え900人以内(大規模型 I)か、900人を超える(大規模型 I)かにより事業所の規模を区分します。 (以下の計算方法についても同様に考えてください。)

- → 例えば、平成27年度の報酬請求の際の事業所規模については、平成26年度の利用者の数によって決まることになります。
- 〇 既存の事業者が各年度の事業所の規模を判断する際には、前年度の4月から2月までのうち通所リハビリテーション費を算定している各月の利用者数の合計を月数(通常は 11_{5} 月)で割って計算することになります。 (老企第36号)

ただし、前年度の実績が6月未満の事業者(新規開設事業者等を含みます)や年度が変わる際に前年度か定員を25%以上変更して事業を実施しようとする事業者については、利用定員の90%を一日当たりの利用者数とし営業日数を掛けて計算することになります。(老企第36号)

(注意)利用者数の計算の際には、「4週間分」ではなく、「暦月(1ヶ月分)」の営業日数を基に計算して下さい。

- Q1:既存の事業者の場合で、前年度から定員は変更しないのですが、営業日数(サービス提供日数)を大幅に変更します。この場合も、前年度の利用者実績に基づく計算方法ではなく利用定員の90%に営業日数を掛けて計算する方法を使用するべきでしょうか。
- A1:利用定員の90%に営業日数を掛けて計算する方法は、既存の事業者の場合には、あくまでも「定員」を変更する場合のみ使用するものであり、「営業日数(サービス提供日数)」の変更の場合には、前年度の利用者実績に基づく計算方法を使用してください。
- Q2:既存の事業者の場合で、前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者とは、年度当初の4月から定員を変更する場合のみ該当するのか、それとも年度途中の例えば9月から利用定員を概ね25%以上変更する場合などについても該当するのでしょうか。
- A2:年度が変わる時のみ該当し、年度途中で利用定員を概ね25%以上変更する場合は該当しません。

2 介護予防通所リハビリテーション事業と一体的に行っている場合について(老企第36号)

- ① 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定も併せて受けている場合に、これらの事業を一体的に実施しているケースでは、介護予防通所リハビリテーションの前年度の1月当たりの平均利用延人員数も含めて計算し区分の判断を行います。
- ② ただし、介護予防通所リハビリテーションの利用者数を加える際には、延人員数にサービス提供時間に応じた係数を乗じたものを加えることもできますし、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えることもできます。

(※介護予防通所リハビリテーションと一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合(人員配置もそれぞれに必要になります。)には、介護予防通所リハビリテーションの利用者数は含めません。)

→ 例えば、ある日の介護予防の利用者が午前中 (9:00~12:30) は5名、午後 (13:00~16:30) は10名 の場合、延人員数にサービス提供時間に応じた係数を乗じて計算するのであれば、 $5 \times 1/2 + 10 \times 1/2 = 7.5$ 名となりますし、同時にサービスの提供を受けた者の最大数で計算すれば10名となり、他の 日も同様に計算して合計していくことになります。

3 同一事業所で2単位以上の通所リハビリテーションを行っている場合について

同一事業所で2単位以上の通所リハビリテーションを行っている場合については、全ての単位の利用者数の合計を基に計算します。 【平成18年3月22日Q&A(vol.1)問44】

4 暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合について

新規に要介護認定を申請中の方が、いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は、月平均延利用者の計算の際には含めません。 【平成18年3月22日Q&A (vol.1) 問46】

5 サービス提供時間別の報酬区分等に応じた計算方法について(老企第36号)

- ① 「6時間以上8時間未満の報酬を算定している利用者」については、利用者数をそのまま計算します。
- ② 「4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者」については、利用者数に4分の3を掛けて計算します。 (例えば、4人の利用者がいれば3人として扱うことになります。)
- ③ 「3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者」及び「2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者」については、利用者数に2分の1を掛けて計算します。(例えば、2人の利用者がいれば1人として扱うことになります。)
- ④ 「1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者」については、利用者数に4分の1を掛けて計算します。(例えば、4人の利用者がいれば1人として扱うことになります。)
- 6 正月等を除き毎日事業を実施している事業所の場合について(老企第36号)

正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所の計算方法については、利用延人員数に7分の6を掛けた人数により、1月当たりの平均延利用者数を計算することになります。

(2) 所要時間について

通所リハビリテーション費については、所要時間による区分により算定されるものですが、この「所要時間による区分」については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。

したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されます。

(このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えありません。)

また、ここでいう通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれません。

【指導事例】

- ・サービス提供時間が待ち時間を含めて6時間ちょうどであったが、6-8で請求していた。
 - → 待ち時間を除くと6時間に満たなかったため、4-6の単位となり、過誤調整することになった。
- ・朝の渋滞等により送迎に時間がかかり、恒常的に、プログラム開始が遅れサービス提供時間が6時間に満たなかったにも関わらず、6-8の単位で請求していた。 → 4-6の単位で過誤調整することになった。

ただし、平成24年3月16日国Q&Aにより、

- ①サービス提供の開始・終了について異なってもよいこと
- ②長い時間の単位が設定されている場合、それより短い単位については必要性があれば算定可能であることが明確にされたため、早く到着した利用者がいた場合などは、基準上必要とされる人員配置を行った上でサービス提供を開始することは可能です。

【ポイント】平成24年3月16日国Q&A

<サービスの提供時間(通所サービス)>

(問57) サービスの提供開始や終了は同一単位の利用者について同時に行わなければならないのか。

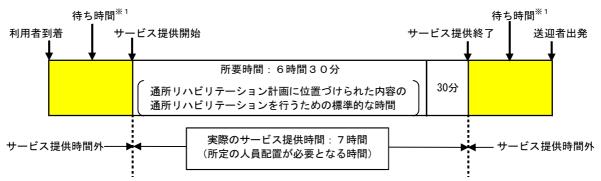
- (答) サービスの提供にあたっては、利用者ごとに定めた通所サービス計画における通所サービスの内容、利用当日のサービスの提供状況、家族の出迎え等の都合で、サービス提供の開始・終了のタイミングが利用者ごとに前後することはあり得るものであり、また、そもそも単位内で提供時間の異なる利用者も存在し得るところである。報酬の対象となるのは実際に事業所にいた時間ではなく、通所サービス計画に定められた標準的な時間であるとしているところであり、サービス提供開始時刻や終了時刻を同時にしなければならないというものではない。
 - → 長めの時間(例:4時間)のサービス提供時間を設定し、その中で、開始・終了の揃わない 一定時間(例:3.5時間)のサービスを行うことは認められます。 ただし送迎については事業所が責任をもって行ってください。

< 通所リハビリテーションの所要時間>

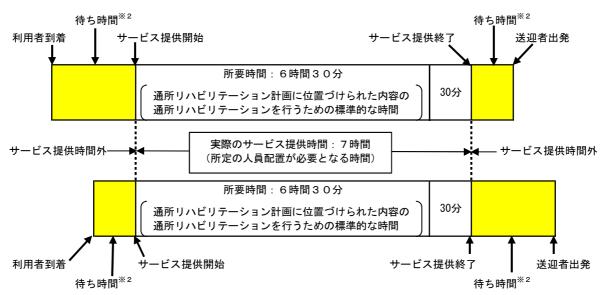
- (問87) 6時間以上8時間未満の単位のみを設定している通所リハビリテーション事業所において、利用者の希望により、4時間以上6時間未満のサービスを提供し、4時間以上6時間未満の通所リハビリテーション費を算定することができるのか。
- (答) 適切なケアマネジメントに基づき利用者にとって4時間以上6時間未満のサービス提供が必要な場合であれば算定することができる。
 - → 長時間(例:6-8)の単位の中でもっと短い単位(3-4、2-3、1-2)を行うことができます。ただし、利用者の合計が利用定員を超えないようにきちんと管理を行って下さい。 (予防の利用者の考え方に準じます)
- ※なお、疾患別リハビリテーション料を算定する保険医療機関において、医療保険の疾患別リハビリテーションと介護保険の1-2時間の通所リハビリテーションの提供を同時に行なう場合の考え方等については P. 75「1-2時間の通所リハビリテーションについて」をご覧ください。

【所要時間の考え方】

(例1) 送迎車が1便体制の場合で、プログラムは6時間30分だが、入浴介助に時間がかかり、 実際に全てのプログラムの内容を終了するのに30分超過した場合



- ※1 サービス提供開始前、終了後の単なる待ち時間は、所要時間に含まれません。
- (例2) 1単位で送迎車が2便体制の場合で、プログラムは6時間30分だが、入浴介助に時間がかかり、 実際に全てのプログラムの内容を終了するのに30分超過した場合



%2 1便到着後、2便到着前であっても、単なる待ち時間とするのではなく、基準上必要とされる人員配置を行った上でサービス提供を開始することは可能です。

(3) 利用者の体調不良等のやむを得ない事由によるサービス提供時間の短縮

【質問事例】

- 6-8の事業所だが、ある日、利用者の具合が悪くなり、5時間で早退した場合、算定はどうすれば良いか。
 - → 当初通所リハビリテーション計画に位置付けられていた時間で算定しても可能です。ただし、利用者の 負担を考えて、事業所の判断で、実際の時間分(4-6)で請求することも可能です。
- 利用者が朝事業所に来たところ、具合が悪く、通所リハビリテーションは無理と判断し、早急に帰宅させた。 計画通り算定して良いか。
 - → 通所リハビリテーションのサービスが提供されたとは言えないため、キャンセル扱いで対応して下さい。

【ポイント】

- 計画に位置付けられていた時間で算定可能なのは、当日の利用者側のやむを得ない事情がある場合のみであり、サービス開始前からサービス提供時間の短縮が決まっている場合は、その時間に応じた所定単位数を算定します。
- 6-8で計画していたが、3-4になってしまった場合には、3-4に応じた所定単位数を算定します。

(4) サービス提供時間中の中断

○ 医療機関の受診について

通所リハビリテーションのサービス提供時間帯における医療機関の受診は、緊急やむを得ない場合を 除いてできません。

【ポイント】

緊急やむを得ない場合における医療機関の受診による通所リハビリテーションサービスの利用の中止については、医療機関における保険請求が優先され、通所リハビリテーションサービスについては変更後の所要時間(医療機関での受診時間等を除いた時間)に応じた所定単位数を算定しなければならない。

(平成15年介護保険最新情報voi.151介護報酬に係るQ&A)

○ 通所リハビリテーション利用時の理美容サービスの利用について

サービス提供に支障のない短時間の理美容サービスの提供については、通所リハビリテーションの提供時間から当該理美容サービスに要する時間を除外した時間で報酬算定を行ってください。

ただし、その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所リハビリテーションの提供 プログラムに影響しないよう配慮が必要です。

(5)他のサービスとの関係

○ 利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。(厚告19別表7注14) 短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護若しくは複合型サービス

2 介護予防通所リハビリテーション

(1) 定額制

介護予防通所リハビリテーション費については、通所リハビリテーション費とは異なり、サービス提供 時間に応じた評価ではなく、月あたりの定額払いです。(厚労告127別表7)

日常生活上の支援などの「共通サービス」と、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上の「選択的サービス」に分け、それぞれについて**月単位の定額報酬**となります。

【ポイント】

介護予防通所リハビリテーションについては、複数の事業所を利用することはできないか。

→ 複数の事業所を利用することはできません。1つの事業所を選択する必要があります。

【国QA(平成18年3月22日vol.1)】

- (問12) 介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを、それぞれ週1回ずつ利用する等同時に利用することは可能か。
- (回答) 地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置付けることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない。

◆ 介護予防通所リハビリテーションのサービス提供記録について

介護予防通所リハビリテーションについては時間制ではなく月単位の報酬単価が設定されていますが、 事業所におけるサービス提供記録には内容とともにその開始時刻、終了時刻は必ず記録してください。 送迎、入浴に関する報酬も基本単位に包括されていますが、実施の記録を必ず残すようにしてください。

○ 報酬の日割り計算について (平成18年3月17日 老計発第○317○○1号)

介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬 であることから、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、 それぞれ計画上に位置付けられた単位数を算定することとし、日割り計算は行いません。

ただし、<u>月途中に①要介護から要支援に変更となった場合</u>、<u>②要支援から要介護に変更となった場合</u>、 <u>③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合</u>については、日割り計算によります。また、 <u>④月途中で要支援度が変更となった場合</u>についても、日割り計算によりそれぞれの単価を算定するもの とします。

なお、要支援 2 であった者が介護予防訪問介護費(III)を算定していた場合であって、月途中に要支援 1 に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費(II)を算定することとなります。

<日割りの対象となる場合の事由と起算日> (介護制度改革INFORMATION Vol. 76より)

月額報酬対象サービス		事由	起第日		
介護予防訪問介護	開始	・区分変更(要支援1⇔要支援2)	変更日		
介護予防通所介護		・区分変更(要介護→要支援)			
介護予防通所リハ		・サービス事業所の変更(同一保険者内のみ)	契約日		
(介護予防特定施設入居者		・事業所指定効力停止の解除			
生活介護における外部サ	終了	・区分変更(要支援 1 ⇔要支援 2)	変更日※		
ービス利用型を含む)		・区分変更(要介護→要支援)	契約解除日※		
		・サービス事業所の変更(同一保険者内のみ)			
		• 事業所指定有効期間満了	(満了日)		
		・事業所指定効力停止の開始	(開始日)		

[※]引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前目となる。

上記のほか、①月途中に介護予防特定施設を退所し、その後、月額報酬対象サービスを利用する場合、

②介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者が、当該サービス の利用日以外に月額報酬対象サービスを利用する場合、

平成20年1月からそれぞれ施設サービス等の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求を行います。

【平成20年4月21日「介護療養型老健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A」

(介護予防サービス等の介護報酬の算定等に係るQ&A関係) 問20・問21】

- 加算(月額)部分に対する日割り計算は行わない。
- 公費の適用期間は、公費適用の有効期間の開始日から終了日までが算定対象となる。

(2)他のサービスとの関係

○ 利用者が次のサービスを受けている間は、介護予防通所リハビリテーション費は、算定できません。 (厚告127号別表7注4)

介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護

3 その他 <通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション>

(1)送迎について

○ 通常の送迎にかかる費用については、通所リハビリテーション費・介護予防通所リハビリテーション 費の基本報酬へ包括されています。

通所リハビリテーション事業所への送迎は、通所リハビリテーション事業所が行うことになり、原則として、訪問介護事業所による外出介助サービス等、別の介護保険サービスを利用することはできません。送迎については、利用者宅玄関から事業所まで行うことが原則となります。

【ポイント】

【平成18年3月22日Q&A (vol.1) 】

- (問16) 送迎・入浴が単位数に包括されているが、送迎や入浴を行わない場合についても減算はないのか。
- (回答) 送迎・入浴については、基本単位の中に算定されていることから、事業所においては、引き続き希望される利用者に対して適切に送迎・入浴サービスを提供する必要があると考えている。

ただし、利用者の希望がなく送迎・入浴サービスを提供しなかったからといって減算することは考えていない。

- ※ 平成27年度から、通所リハビリテーションにおいて、送迎を行わなかった場合は減算の対象になりました。 (→P36)
- 4 減算 <通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション>

(1) 定員超過による減算

○ 単位ごとに、<u>月平均の利用者数</u>が都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合、通所リハビリテーション費、介護予防通所リハビリテーション費は、次の月の利用者全員について所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定します。 (厚告27二イ、一六イ)

【ポイント】

【平成18年3月22日Q&A (vol.1)】

- (問39) 通所サービスと介護予防通所サービスについて、それぞれの定員を定めるのか、それとも全体の定員の 枠内で、介護と予防が適時振り分けられれば良いものか。その場合、定員超過の減算はどちらを対象に、 どのように見るべきか。
- (回答) 通所サービスと介護予防通所サービスを一体的に行う事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と予防給付の対象となる利用者(要支援者)との合算で、利用定員を定めることとしている。例えば、定員20人という場合、要介護者と要支援者とを合わせて20という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、要支援者が10人であっても、要介護者が15人、要支援者が5人であっても、差し支えないが、合計が20人を超えた場合には、介護給付及び予防給付の両方が減算の対象となる。

【注意 !!】

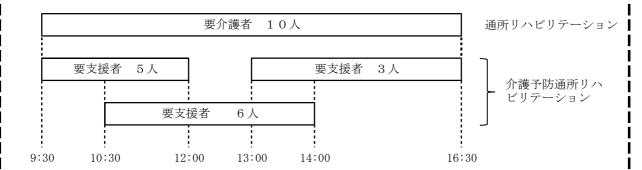
月平均で利用定員を超えなければ減算にはなりませんが、<u>1日でも利用定員を超えれば運営基準違反</u>です。 「減算にならなければよい」といった考え方で事業所の運営をしないようにしてください。

【ポイント】利用者数の算出方法について --

① 日ごとの最大利用者数の算出方法

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを1単位の中で一体的にサービス提供している場合、「通所リハビリテーションの利用者数+介護予防通所リハビリテーションの最大利用者数」の合計が、その日の単位としての「最大利用者数」となります。

【 提供時間7時間の単位の例 (9:30~16:30) 】



時間帯	要介護者	要支援者	要介護者と要支援				
中引制出	安月護有	安义饭伯	者の合計利用者数				
9:30~10:30		5人	15人				
10:30~12:00		11人(5人+6人)	21人				
12:00~13:00	10人	6人	16人				
13:00~14:00]	9人 (3人+6人)	19人				
14:00~16:30		3人	13人				

この日の「利用者数」は、この日最大利用者数の21人となります。

② 平均の利用者数の算出方法

次の33ページの表によって、月平均利用者数を算出します。

■ 表の<チェック!>で、②に該当すれば定員超過減算に該当することになります。

【ポイント】

・毎月ごとに、翌月が減算対象にならないか、事業所自ら確認する必要があります。

<月平均利用者数>

〇 単位ごとに作成してください。

平成 年 月分 単位目

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月の 合計
要介護1~5の利用者数	(a)																																
要支援1、2の利用者で同時 にサービスを受けた最大数	(b)																																
利用者合計数 (a)+(b)	(c)																																_

定員		(d) 名	月平均利用者数 :月の利用者合計数 (e) ÷営業日数		日 =		人
----	--	----------	------------------------------------	--	-----	--	---

備考:① 営業していない目については斜線等を引いてください。

② 要支援の利用者については、その日の延べ利用者数か、サービスを受けている要支援の利用者が最も多い時間帯の利用者数で計算します。

※ 要介護者等以外の自費負担による通所リハビリテーションサービスの利用者がいる場合については、当該利用者も含め利用者合計数を算出します。

くチェック!>

- ① 利用定員の遵守 ··· 各サービス提供日の利用者合計数 (c) が定員 (d) を超えていませんか。
- ② 減算の有無 ··· 月平均利用者数(f)が定員(d)を超えていませんか?
- → 超えている場合、当該月の次の月の介護報酬について減算する必要があります。

(2) 職員の人員欠如による減算 [通所リハ・予防リハ]

厚告19別表7注1、厚労告127別表7注1 厚告27二 口、十六 口

- ・人員基準欠如に対しての介護給付費の減額に関する規定は、適正なサービスの提供を確保するために介護給付費の減額を行うことを明確にしたものであり、事業所は職員の人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとされています。(老企第36号第二8(22))
- ・都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の 休止等を指導すること、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消し を検討することはこれまでのとおりです。
- ・単位ごとに、月平均で人員基準に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員 又は介護職員を置いていない状況で行われた場合、通所リハビリテーション費、介護予防通所リハビリ テーション費は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定します。

(厚告27二口、十六口)

<具体的な計算の方法>

イ)人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が減算されます。

(医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員の算定式)

サービス提供日に

配置された延べ人数 サービス提供日数

< 0.9 ⇒ 翌月から所定単位数に100分の70

(介護職員の算定式)

当該月に配置された

職員の勤務延時間数

当該月に配置すべき職員の勤務延時間数

< 0.9 ⇒ 翌月から所定単位数に100分の70

ロ)人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如 が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が減算されます(ただし、翌月の 末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

(医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員の算定式)

サービス提供日に

0.9 ≦ 配置された延べ人数 サービス提供日数 < 1.0 ⇒ 翌々月から所定単位数に100分の70

(介護職員の算定式)

当該月に配置された

職員の勤務延時間数

0.9 ≦ 38 < 1.0 ⇒ 翌々月から所定単位数に100分の70 当該月に配置すべき 職員の勤務延時間数

(3) 事業所と利用者の住居が同一建物に所在する場合の減算 [通所リハ・予防リハ]

厚告19別表7注17、厚労告127別表7注6

○ 通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する利用者については、真に送迎が必要な場合を除き減算となります。

<通所リハビリテーション>

同一建物に対する減算 ⇒ 所定単位数から94単位/日を減じた単位数で算定

<介護予防通所リハビリテーション>

同一建物に対する減算 ⇒ 所定単位数から 要支援1:376単位/月を減じた単位数で算定

要支援2:752単位/月を減じた単位数で算定

【留意事項(老企36第二8(19))】

① 同一建物とは、当該指定通所リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指す ものである。具体的には、当該建物の1階部分に指定通所リハビリテーション事業所がある場合や、当 該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接 する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所リハビリテーション事業所の指定通所リハビリテーション事業者と異なる場合であっても該当するものである。

② 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。

具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所リハビリテーション事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られる。

この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、 介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所リハビリテー ション計画に記載すること。

また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

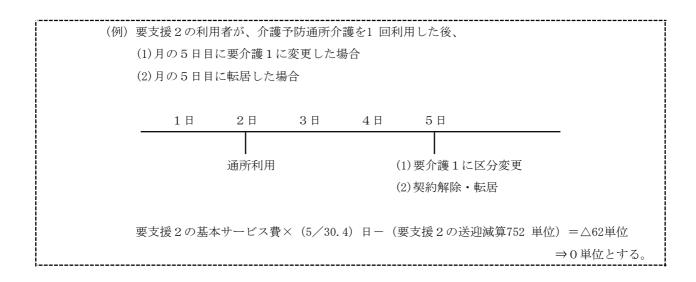
【平成24年3月16日Q&A (vol.2)】

- (問55) 「建物の構造上自力での通所が困難」とは、具体的にどのような場合か。
- (回答) 当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合を指す。

【平成27年4月30日Q&A (vol.2)】

- (問24) 通所サービス事業所と同一建物に居住する利用者が、次に該当する場合は、基本サービス費を日割りして算定することとなるが、送迎に係る減算はどのように算定するのか。
 - (1) 月途中で要支援から要介護(又は要介護から要支援)に変更した場合
 - (2) 月途中で同一建物から転居し、事業所を変更した場合
 - (3) 月途中で要支援状態区分が変更した場合
- (回答) (1) 及び(2) は、要支援状態区分に応じた送迎に係る減算の単位数を基本サービス費から減算する。
 - (3)は、変更前の要支援状態区分に応じた送迎に係る単位数を減算する。

ただし、(1)及び(2)において、減算によりマイナスが生じる場合は、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの各サービス種類の総単位数がゼロとなるまで減算する。



(4) 送迎を行わない場合の減算 [通所リハ]

厚告19別表7注18

利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算することになります。

ただし、同一建物減算 (P 3 5) の対象となっている場合には、送迎減算の対象にはなりません。 (老企 3 6 第二 8 (20))

【平成27年4月1日Q&A (vol.1)】

- (問61) 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。
- (回答) 送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の 送迎の有無を確認の上、送迎を行っていなければ減算となる。
- (問62) 通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えて良いか。
- (回答) 徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。

【平成27年4月30日Q&A (vol.2)】

- (問5) 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(宿泊サービス) を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施しないことになるが、送迎減算 (47 単位×2) と同一建物減算 (94 単位) のどちらが適用されるのか。
- (回答) 同一建物減算 (94 単位) については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事案は送迎減算 (47単位×2) が適用される。 なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算 (47単位) が適用される。

5 加算 <通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション>

◎通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの加算一覧表(厚告19、厚労告127)

	加 算 名	通所 リハビリテーション	介護予防通所 リハビリテーション	県への届出
(1)	理学療法士等体制強化加算	0		不要
(2)	時間延長サービス加算	0		必要
(3)	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	0	0	不要
(4)	入浴介助加算	0		必要
(5)	リハビリテーションマネジメン ト加算	0		必要
(6)	短期集中個別リハビリテーショ ン実施加算	0		必要
(7)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	0		必要
(8)	生活行為向上リハビリテーショ ン実施加算	0		必要
(9)	若年性認知症利用者受入加算	0	0	必要
(10)	栄養改善加算	0	0	必要
(11)	口腔機能向上加算	0	0	必要
(12)	重度療養管理加算	0		不要
(13)	中重度者ケア体制加算	0		必要
(14)	社会参加支援加算	0		必要
(15)	サービス提供体制強化加算	0	0	必要
(16)	運動器機能向上加算		0	必要
(17)	選択的サービス複数実施加算		0	必要
(18)	事業所評価加算		0	必要
(19)	介護職員処遇改善加算	0	0	必要

^{※ ○…}加算の制度があるもの

◆加算に係るサービス・選択的サービスを行う職員等の兼務について◆

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションのそれぞれの加算サービスを行うために必要な時間が確保されていれば兼務は可能です。

<兼務可能な例>

- ○通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの口腔機能向上サービスを担当する看護職員
- ○通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの栄養改善サービスを担当する管理栄養士

【ポイント】

【平成18年3月22日Q&A (vol.1)】

- (問23) 選択的サービスを算定するのに必要な職員は兼務することは可能か。
- (回答) 選択的サービスの算定に際して必要となる職員は、毎日配置する必要はなく、一連のサービス提供に 当たり必要な時間配置していれば足りるものであって、当該時間以外については、他の職務と兼務する ことも可能である。
- (問24) (選択的サービス関係) 各加算に関する計画書はそれぞれ必要か。既存の介護予防通所介護・通所リハビリテーションサービス計画書の中に入れてもよいか。
- (回答) 各加算の計画書の様式は特に問わず、介護予防通所介護・通所リハビリテーションサービス計画書と 一体的に作成する場合でも、当該加算に係る部分が明確に判断できれば差し支えない。

【重要!】

加算の算定要件が確認できる記録は必ず残しておいてください。加算の算定要件を確認できない場合は介護報酬の返還となることもありますので、注意が必要です。

(1) 理学療法士等体制強化加算 「通所リハ」

30単位/日

厚告19別表7注2

1時間以上2時間未満のサービス提供を行っている場合のみ算定対象となります。

◆算定

1時間以上2時間未満のサービス提供を行っている場合について、居宅条例第137条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している事業所については、1日につき30単位を所定単位数に加算します。

専従とは、当該通所リハビリテーション事業所において行うリハビリテーションについて、当該リハビリテーションを実施する時間に専らその職務に従事していることで足りるものとする。

(老企36第二8(3))

(2) 時間延長サービス加算 [通所リハ]

8時間以上9時間未満= 50単位/回、9時間以上10時間未満=100単位/回 10時間以上11時間未満=150単位/回、11時間以上12時間未満=200単位/回 12時間以上13時間未満=250単位/回、13時間以上14時間未満=300単位/回

厚告19別表7注3

- 通所リハビリテーション所要時間と、その前後に連続して行った日常生活上の世話の所要時間を通算 した時間が、8時間以上になるときに算定できます。
- 6-8の事業所のみ算定が可能です。

【留意事項(老企36第二8(4))】

・当該加算は通所リハビリテーションと延長サービスを通算した時間が8時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、7時間の通所リハビリテーションの後に連続して2時間の延長サービスを行った場合には、通所リハビリテーションと延長サービスの通算時間は9時間であり、1時間分(時間=9時間-8時間)の延長サービスとして50単位を算定する。

【ポイント】

時間延長サービスについて、時間延長サービス加算として請求するか、運営基準に定める特別なサービス費用 として全額利用者負担で徴収するかは事業所で選択することができます。

ただし、当然、同一時間帯について延長加算と特別なサービス費用を二重に徴収することはできません。

(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 [通所リハ・予防リハ] 所定単位数の100分5に相当する単位数 厚告19別表7注4、 厚労告127別表7注2

◆算定

指定通所リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に算定します。

※本県内での該当地域は次のとおり。

山北町、湯河原町、清川村、相模原市緑区(旧津久井町、旧藤野町)、南足柄市(旧北足柄村=内山、矢倉沢)、大井町(旧相和村=赤田、高尾、柳、篠窪)、松田町(旧寄村、旧松田町=松田町全域) 真鶴町

【留意事項(老企36第二8(5))】

・この加算を算定する利用者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第20条第3項に規定する交通費 の支払いを受けることはできない。

(4) 入浴介助加算 [通所リハ]

50単位/日

厚告19別表7注5

- 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである(利用者等告示第15号)が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となります。
- 通所リハビリテーション計画上入浴が位置付けられている場合に、利用者側の事情により入浴を実施 しなかった場合、実施しなかった利用者について入浴介助加算は算定できません。

【ポイント】

Q:利用者が当日熱があったので足浴のみにしたが、入浴介助加算は算定できますか。

A:入浴介助加算は、全身浴(全身シャワー浴含む)を実際に行った場合のみ算定できます。

足浴等の部分浴や清拭では、入浴介助加算を算定することはできません。

(5)	リハビリテーションマネジメント加算	[通所リハ]	(I)	2 3 0 単位/月
			(Ⅱ)(1)	1,020単位/月
			(Ⅱ)(2)	700単位/月
				厚告19別表7注6

○ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算 (以下、「リハマネ加算」という。)として、次に掲げる区分に応じ、所定単位数に加算します。

リハマネ加算(I) 230単位/月

リハマネ加算(Ⅱ)

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、 利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合・・・・・・1,020単位/月
- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリ テーションの質を管理した場合・・・・・・・・・・ 700単位/月
- 3区分のうちいずれかの加算を算定している場合には、その他の加算は算定しません。

◆算定

次に掲げるいずれの基準にも適合すること。

<リハビリテーションマネジメント加算(I)>

- ・通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している こと。
- ・指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が介護支援専門員 を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リ ハビリテーションの観点から日常生活の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- ・新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業 所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い指定 通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して一月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、 診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること。

<リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)>

- ・リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等 に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。
- ・通所リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意 を得ること。
- ・通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して 6月以内の場合にあっては1月に一回以上、6月を超えた場合にあっては、3月に一回以上、リハ ビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直し ていくこと。
- ・指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活の留意点に関する情報提供を行うこと。
- ・以下のいずれかに該当すること。
 - (1) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービスに位置づけた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
 - (2) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所 リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する 専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
- ・上記要件に適合することを確認し、記録すること。

【留意事項(老企36第二8(9)リハビリテーションマネジメント加算について)】

- ① リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施されるものであり、リハビリテーションの質の向上を図るため、多職種協働による通所リハビリテーション計画の作成、当該計画に基づく利用者の状態や生活行為向上リハビリテーション実施加算環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供、当該提供内容の評価とその結果を踏まえた当該計画の見直し等といったSPDCAサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものである。
- ② 「リハビリテーションの質の管理」とは、生活機能の維持又は向上を目指すに当たって、心身機能、個人として行うADLやIADLといった活動、他者との関わり合いがある家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等といった参加について、バランスよくアプローチするリハビリテーションが提供できているかを管理することを言う。
- ③ 本加算は、SPDCAサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものであることから、当該SPDCAサイクルの中で通所リハビリテーション計画を、新規に作成し直すことは想定しておらず、利用者の状態に応じて適切に当該計画の見直しが行われるものである。

したがって、「同意」とは、本加算を取得するに当たって初めて通所リハビリテーション計画を作成 して得られた同意をいい、当該計画の見直しの同意とは異なることに留意すること。

- ④ 加算(Ⅱ)(1)を取得後は、加算(Ⅱ)(2)を算定するものであることに留意すること。 ただし、当該期間以降であっても、リハビリテーション会議を開催し、利用者の急性増悪等により引き続き月に1回以上、当該会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画を見直していく必要性が高いことを利用者若しくは家族並びに構成員が合意した場合、加算(Ⅱ)(1)を再算定できるものである。
- ⑤ 大臣基準告示第25号イ(1)の「定期的に」とは、初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後は各加算に位置付けられた見直しの期間ごとに評価を行うものである。

◆リハビリテーションマネジメント加算(I)の算定に関して

リハビリテーションマネジメント加算(I)の算定におけるリハビリテーションを実施する際には、 以下の点に留意すること。

① サービス開始時における情報収集

指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの事業者は、医師より利用者のこれまでの医療提供の状況について、また、介護支援専門員より支援の総合方針、解決すべき課題及び短期目標について情報を入手すること。

また、利用者が希望する日常生活上の活動や参加の内容を把握すること。

② サービス開始時におけるアセスメント

利用者に関する収集した情報を踏まえ、医師、理学療法士(以下「PT」という。)、作業療法士(以下「OT」という。)又は言語聴覚士(以下「ST」という。)は、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握(アセスメントという、以下同じ。)を行うこと。

- ③ リハビリテーション計画書の作成
 - イ リハビリテーション計画書の作成に当たっては、医師、PT、OT、ST及び関連スタッフが参加するリハビリテーション会議を開催し、アセスメントに基づいて、目標、実施期間、リハビリテーションの具体的な内容、短期集中個別リハビリテーション実施加算や認知症短期集中リハビリテーション実施加算等の加算の算定の有無、リハビリテーションの提供時間、実施頻度、リハビリテーション提供中の具体的な対応(通所リハビリテーションのみ)等を定めたリハビリテーション計画書について検討を行うこと。なお、居宅サービス計画の変更が生じる場合は、速やかに介護支援専門員に情報提供を行うこと。
 - ロ 医師、PT、OT又はSTは、リハビリテーション計画書について、利用者の担当介護支援専門員に情報提供を行うこと。
- ④ リハビリテーション計画書の利用者及び家族への説明 リハビリテーション計画書については、医師、PT、OT又はSTが利用者又はその家族に説明を 行い、同意を得ること。
- ⑤ リハビリテーションの実施
 - イ 医師又は医師の指示を受けたPT、OT若しくはSTは、利用者ごとのリハビリテーション計画 書に従い、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などのリハビリテーションを実施すること。
 - ロ PT、OT又はSTは、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し以下の情報を伝達する等、連携を図ること。
 - ・利用者及びその家族の活動や参加に向けた希望
 - ・利用者の日常生活能力を維持又は向上させる介護の方法及びその留意点
 - ・その他、リハビリテーションの観点から情報共有をすることが必要な内容
 - ハ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下、「居宅基準」という。)第83条又は第119条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画に従い、医師の指示を受けたPT、OT又はSTが利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーションマネジメント加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものであること。
- ⑥ 通所リハビリテーションを新規で開始した日から1月前以内に居宅を訪問し行う評価について 新規にリハビリテーション計画書を作成した利用者については、事業所の医師又は医師の指示を受 けたPT、OT又はSTが、当該計画書に従い、通所リハビリテーションの実施を開始した日から起 算して1月以内に、利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行う。

⑦ モニタリングの実施

- イ リハビリテーション計画書は、初回はサービス提供開始からおおむね2週間以内、その後はおおむね3月ごとにアセスメントとそれに基づく計画書の見直しを行うものであること。
 - a 退院(所)後間もない場合、利用者及びその家族が在宅生活に不安がある場合又は利用者の状態が変化する等の理由でリハビリテーション計画書の見直しが必要になった場合は、適宜当該計画書の見直しを行うこと。
 - b 目標の達成状況やADL及びIADLの改善状況等を評価した上で、再度アセスメントを行い、 サービスの質の改善に関する事項も含めたリハビリテーション計画書の変更の必要性を判断する こと。
 - c リハビリテーション計画書の進捗状況について評価し、見直された計画書は、3月ごとに担当 介護支援専門員等に情報を提供するとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更を依頼する こと。
 - d リハビリテーション計画書の変更が生じた場合は、利用者及びその家族に説明し、同意を得る こと。
- ⑧ サービスの利用終了時の説明等
 - イ サービスの利用が終了する1月前以内に、医師、PT、OT及びSTによるリハビリテーション 会議を行うことが望ましい。その際、終了後に利用予定の介護支援専門員や他の居宅サービス事業 所のサービス担当者、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際はその担当者等の参加を求めるものであること。
 - ロ 利用終了時に、介護支援専門員や医師に対し、リハビリテーションに必要な観点から情報提供を 行うこと。

◆リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)の算定に関して

リハビリテーションマネジメント加算(II)におけるリハビリテーションは、リハビリテーション会議の開催を通じて、多職種の協働による継続的なリハビリテーションの質の管理に加え、退院(所)後間もない者や新たに要介護認定等を受けた者の生活の不安に対して、健康状態、生活の見通し及び計画の内容等を医師が、利用者又は家族に説明することを評価したものである。リハビリテーションマネジメント(II)を算定する際には、リハビリテーションマネジメント(I)の要件に加えて、以下に留意すること。

① リハビリテーション計画書の作成

イ リハビリテーション会議の開催に関しては、以下の点に留意すること。

- a 利用者及び家族の参加を基本とし、構成員による多職種協働により、リハビリテーション会議 を開催すること。
- b リハビリテーション会議では、アセスメント結果などの情報の共有、多職種協働に向けた支援 方針、リハビリテーションの内容、構成員間の連携等を協議するよう努めること。
- c リハビリテーション会議の記録は、会議出席者の所属(職種)や氏名を記載すること。次いで、リハビリテーションの方針(サービス提供終了後の生活に関する事項を含む。)、リハビリテーションの内容、各サービス間の協働の内容について検討した結果を記載すること。その上で、次回の開催予定を記載すること。作成した会議録は介護支援専門員をはじめ、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービスの担当者と共有を図ること。当該記録は利用者毎に5年間保存するものであること。
- d リハビリテーション会議に、家庭内暴力等により利用者やその家族の参加が望ましくない場合 又は家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加ができない場合は、その理由を会議録に記載すること。また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員の事由等により、構成員が参加できなかった場合にはその理由を会議録に記録するとともに、欠席者には計画

書及び会議録の写しを提供する等、情報の共有を図ること。

- ② 利用者又はその家族への説明

医師は、利用者又はその家族に対し、利用者の健康状態、日常生活能力の評価及び改善の可能性、 当該計画の目標、提供内容、目的、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点並び 将来的な生活の状態等について、リハビリテーション会議で説明し、同意を得ること。また、医師が やむを得ない理由等によりリハビリテーション会議を欠席した場合は、リハビリテーション会議以外 の機会を通して、利用者又はその家族に対して、当該計画を説明し、同意を得ること。

- ③ リハビリテーションの実施
 - イ 介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、 自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行う場合には、以下の内 容を盛り込むことが望ましい。
 - ・利用者や家族の活動や参加に関する希望及び将来利用を希望する社会参加に資する取組
 - ・利用者の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力等の日常生活能力並びにその能力 改善の可能性
 - ・利用者の日常生活能力を維持又は向上させる介護の方法及び留意点
 - ・家屋等の環境調整の可能性及び家具や調理器具等の生活用具の工夫
 - ・その他リハビリテーションの観点から情報共有をすることが必要な内容
 - ロ PT、OT又はSTは、利用者の居宅を訪問し、その家族に対して、利用者の基本的動作能力、 応用的動作能力及び社会適応能力、その能力の改善の可能性、生活環境に応じた日常生活上の留意 点並びに介護の工夫等の情報について助言指導を行うこと。又は、居宅サービス計画に位置付けら れた指定訪問介護等の居宅サービスの従事者と利用者の居宅を訪問し、当該従事者に対し、利用者 の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力、それらの能力の改善の可能性、生活環境に 応じた日常生活上の留意点並びに介護の工夫等の情報について助言指導を行うこと。
 - ハ 通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)においては、利用者の状態の悪化等の理由から通所リハビリテーションのサービスの利用がない月においても、PT、OT又はSTが利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族、介護支援専門員にリハビリテーション及び廃用症候群を予防する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点等について助言を行った場合は算定できるものであること。その場合、助言を行った内容の要点を診療記録に記載すること。
- ④ モニタリングの実施
 - イ リハビリテーション計画書は、訪問リハビリテーションにおいてはおおむね3月に1回、通所リハビリテーションにおいては、利用者の同意を得てから6月以内はおおむね1月に1回、6月超後は3月に1回、リハビリテーション会議の開催を通して、進捗状況を確認し、見直しを行うこと。
 - ロ 包括報酬である認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)を算定する場合は、利用者の認知症の状態に対し、支援内容や利用回数が妥当かどうかを確認し、適切に提供することが必要であることから1月に1回はモニタリングを行い、通所リハビリテーション計画を見直し、医師から利用者又はその家族に対する説明し、同意を得ることが望ましい。

- ⑤ リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理
 - リハビリテーションマネジメントの徹底を図るため、リハビリテーションマネジメント加算(II)を算定する場合は、SPDCAの行程管理を以下の手順により実施する。
 - イ サービス開始時における情報収集
 - ロ リハビリテーション会議の開催によるリハビリテーション計画書の作成
 - ハ 医師によるリハビリテーション計画の利用者・家族への説明
 - ニ リハビリテーション計画書に基づくリハビリテーションの提供
 - ホ リハビリテーション会議の実施と計画の見直し
 - へ 訪問介護の事業その他の居宅サービス事業に係る従業者に対する日常生活上の留意点、介護の工 夫等の情報伝達
 - ト 居宅を訪問して行う介護の工夫に関する指導等に関する助言の実施
 - チ サービスを終了する1月前以内のリハビリテーション会議の開催
 - リ終了時の情報提供

◆リハビリテーション計画書の作成又は変更についての留意事項

- ① リハビリテーションマネジメントにおける計画書の作成又は変更に当たっては、医師の指示、利用者等の生活の希望や生活機能の状況等を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したリハビリテーション計画書を作成すること。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画書の内容に沿って作成することに留意すること。
- ② リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、構成員と共有するよう努めること。
- ③ リハビリテーション計画書の作成のために診療を行った医師は、利用者又はその家族に対して、日常生活能力の改善の見通しなどを踏まえた上で、当該計画書の内容を適切に説明し、同意を得ること。なお、同意が得られる前に当該サービスを利用する場合については、PT、OT又はSTが当該計画書の原案について利用者又はその家族に説明を行い、同意を得るよう努めること。
- ④ 居宅基準第81条第5項又は第115条第6項に基づく一体的な計画の作成に当たっては、通所リハビリテーション事業所で実施する内容、訪問リハビリテーション事業所で実施する内容が分かるように記載し、一連のサービスとして提供できるよう、リハビリテーション計画書に記載するよう努めること。

ただし、訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションで提供される内容が同じであることは 想定されないため、同一の内容を提供する場合は、その理由を記載することが望ましい。

【ポイント】

【平成24年3月16日Q&A (vol.1)】

- (問76) 入院等の理由により、通所リハビリテーションの利用が中断された後、再度、通所リハビリテーション を利用する場合にあっては、再度、利用者の居宅への訪問は必要か。
- (回答) 通所リハビリテーションの利用再開後にリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合に必ずし も利用者の居宅を訪問する必要はないが、利用者の状態や居宅の状況に変化がある場合は、必要に応じて 利用者の居宅への訪問する必要があることが望ましい。

【平成27年4月1日Q&A (vol. 1)】

- (問82) 介護支援専門員が開催する「サービス担当者会議」に参加し、リハビリテーション会議同等の構成員の 参加とリハビリテーション計画に関する検討が行われた場合は、リハビリテーション会議を開催したもの と考えてよいのか。
- (回答) サービス担当者会議からの一連の流れで、リハビリテーション会議と同様の構成員によって、ハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を共有した場合は、リハビリテーション

- (問83) リハビリテーション会議に欠席した構成員がいる場合、サービス担当者会議と同様に照会という形をと るのか。
- (回答) 照会は不要だが、会議を欠席した居宅サービス等の担当者等には、速やかに情報の共有を図ることが必要である。
- (問84) リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) の算定要件について、「リハビリテーション計画について、 医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること」とあるが、当該説明等は利用者又 は家族に対して、電話等による説明でもよいのか。
- (回答) 利用者又はその家族に対しては、原則面接により直接説明することが望ましいが、遠方に住む等のやむを得ない理由で直接説明できない場合は、電話等による説明でもよい。 ただし、利用者に対する同意については、書面等で直接行うこと。
- (問85) リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) の算定要件について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その他指定居宅サービス従業者あるいは利用者の家族に対し指導や助言することとなっているが、その訪問頻度はどの程度か。
- (回答) 訪問頻度については、利用者の状態等に応じて、通所リハビリテーション計画に基づき適時適切に実施 すること。
- (問87) 一事業所が、利用者によってリハビリテーションマネジメント加算(I)又は(II)を取得するということは可能か。
- (回答) 利用者の状態に応じて、一事業所の利用者ごとにリハビリテーションマネジメント加算(I)又は(II)を取得することは可能である。

【平成27年4月30日Q&A (vol. 2) 】

- (問7) サービス提供を実施する事業者が異なる訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの利用者がおり、それぞれの事業所がリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を取得している場合、リハビリテーション会議を通じてリハビリテーション計画を作成する必要があるが、当該リハビリテーション会議を合同で開催することは可能か。
- (回答) 居宅サービス計画に事業者の異なる訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの利用が位置づけられている場合であって、それぞれの事業者が主体となって、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、リハビリテーション計画を作成等するのであれば、リハビリテーション会議を合同で会議を実施しても差し支えない。
- (問9) リハビリテーションマネジメント加算(I)の算定要件に、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること」があるが、その他の指定居宅サービスを利用していない場合や福祉用具貸与のみを利用している場合はどのような取扱いとなるのか。
- (回答) リハビリテーション以外にその他の指定居宅サービスを利用していない場合は、該当する他のサービス が存在しないため情報伝達の必要性は生じない。また、福祉用具貸与のみを利用している場合であっても、 本算定要件を満たす必要がある。
- (問10) リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) の算定要件にあるリハビリテーション会議の開催頻度を満たすことができなかった場合、当該加算は取得できないのか。
- (回答) リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) の取得に当たっては、算定要件となっているリハビリテーション会議の開催回数を満たす必要がある。
 - なお、リハビリテーション会議は開催したものの、構成員のうち欠席者がいた場合には、当該会議終了後、速やかに欠席者と情報共有すること。
- (問11) リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) の算定要件にある「医師が利用者またはその家族に対して 説明し、利用者の同意を得ること」について、当該医師はリハビリテーション計画を作成した医師か、計 画的な医学的管理を行っている医師のどちらなのか。

- (問12) リハビリテーションマネジメント加算(I)とリハビリテーションマネジメント加算(II)については、同時に取得することはできないが、月によって加算の算定要件の可否で加算を選択することは可能か。
- (回答) リハビリテーションマネジメント加算(I)とリハビリテーションマネジメント加算(I)については、同時に取得することはできないものの、いずれかの加算を選択し算定することは可能である。ただし、リハビリテーションマネジメント加算については、リハビリテーションの質の向上を図るため、SPDCA サイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行うものであることから、リハビリテーションマネジメント加算(I)が算定できる通所リハビリテーション計画を作成した場合は、継続的にリハビリテーションマネジメント加算(I)が算定できる通所リハビリテーションマネジメント加算(I)が算定できる通所リハビリテーション計画を作成した場合は、継続的にリハビリテーションマネジメント加算(I)を、それぞれ取得することが望ましい。
- (問16) リハビリテーションマネジメント加算(I)又はリハビリテーションマネジメント加算(I)は、多職種協働にて行うリハビリテーションのプロセスを評価する加算とされているが、PT、OT等のリハビリテーション関係職種以外の者(介護職員等)が直接リハビリテーションを行っても良いか。
- (回答) 通所リハビリテーション計画の作成や利用者の心身の伏況の把握等については、多職種協働で行われる 必要があるものの、診療の補助行為としての(医行為に該当する)リハビリテーションの実施は、PT、 OT等のリハビリテーション関係職種が行わなければならない。
- (問21) 新規利用者について通所リハビリテーションの利用開始日前に利用者の居宅を訪問した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(I)の算定要件を満たすのか。
- (回答) 通所リハビリテーションの利用初日の1月前から利用前日に利用者の居宅を訪問した場合であって、訪問日から利用開始日までの間に利用者の状態と居宅の状況に変化がなければ、リハビリテーションマネジメント加算の算定要件である利用者の居宅への訪問を行ったこととしてよい。
- (問22) 全ての新規利用者について利用者の居宅を訪問していないとリハビリテーションマネジメント加算(I) は算定できないのか。
- (回答) リハビリテーションマネジメント加算(I)は利用者ごとに算定する加算であるため、通所開始日から起算して1月以内に居宅を訪問した利用者について算定可能である。
- (問23) 通所リハビリテーションの利用開始後、1 月以内に居宅を訪問しなかった利用者については、以後、リハビリテーションマネジメント加算(I)は算定できないのか。
- (回答) 算定できない。ただし、通所開始日から起算して1月以内に利用者の居宅への訪問を予定していたが、利用者の体調不良などのやむを得ない事情により居宅を訪問できなかった場合については、通所開始日から起算して1月以降であっても、体調不良等の改善後に速やかに利用者の居宅を訪問すれば、リハビリテーションマネジメント加算(I)を算定できる。

【平成27年6月1日Q&A (vol. 3)】

- (間1) リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) については、当該加算を取得するに当たって、初めて通所 リハビリテーション計画を作成して同意を得た日の属する月から取得することとされているが、通所リハ ビリテーションの提供がない場合でも、当該月に当該計画の説明と同意のみを得れば取得できるのか。
- (回答) 取得できる。

リハビリテーションマネジメント加算(II)は、「通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月」から取得することとしているため、通所リハビリテーションの提供がなくても、通所リハビリテーションの提供開始月の前月に同意を得た場合は、当該月より取得が可能である。なお、リハビリテーションマネジメント加算(I)については、通所リハビリテーションの利用開始月以降に、当該加算におけるリハビリテーションマネジメントが実施されるものであるため、通所リハビリテーションの提供と合わせて取得されるものである。

- (問3) リハビリテーションマネジメント加算(Π)(1)を取得中にリハビリテーションマネジメント加算(Π)に変更して取得した場合であっても、その後、利用者の状態に応じてリハビリテーションマネジメント加算(Π)を再度取得する必要が生じた際には、リハビリテーションマネジメント加算(Π)(1)から取得することができるのか。
- (回答) リハビリテーションマネジメント加算(Π)(1)からリハビリテーションマネジメント加算(Π)に変更して取得後、利用者の同意を得た日の属する月から6月間を超えてリハビリテーションマネジメント加算(Π)を再度取得する場合は、原則としてリハビリテーションマネジメント加算(Π)(2)を取得することとなる。

ただし、リハビリテーション会議を開催し、利用者の急性増悪等により、当該会議を月に1回以上開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画を見直していく必要性が高いことを利用者若しくは家族並びに構成員が合意した場合、リハビリテーションマネジメント加算 (Π)(Π)を再度6月間取得することができる。その際には、改めて居宅を訪問し、利用者の状態や生活環境についての情報収集(Survey)すること。

- (問4) リハビリテーションマネジメント加算(II)(1)を取得中で、取得開始から6月間を超えていない場合 であっても、リハビリテーションマネジメント加算(II)(2)に変更して取得することは可能か。
 - 例えば、月1回のリハビリテーション会議の開催によりリハビリテーションマネジメント加算(Π)(1)を取得し2月間が経過した時点で、月1回のリハビリテーション会議の開催が不要と通所リハビリテーション計画を作成した医師が判断した場合、3月目から3月に1回のリハビリテーション会議の開催によるリハビリテーションマネジメント加算(Π)(2)に変更して取得することはできないのか。
- (回答) リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの 多職種が協働し通所リハビリテーション計画の作成を通じたリハビリテーションの支援方針やその方法 の共有、利用者又はその家族に対する生活の予後や通所リハビリテーション計画等についての医師によ る説明、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による居宅での生活の指導を行うことで、心身機能、活 動、参加にバランスよくアプローチするリハビリテーションを管理することを評価するものである。

リハビリテーションマネジメント加算(II)(1)については、利用者の状態が不安定となりやすい時期において、集中的に一定期間(6月間)に渡ってリハビリテーションの管理を行うことを評価するものである。

したがって、リハビリテーションマネジメント加算(Π)(1)を6月間取得した後に、リハビリテーションマネジメント加算(Π)(2)を取得すること。

【平成27年7月31日Q&A (vol. 4) 】

- (問1) 同一利用者に対して、複数の事業所が別々に通所リハビテーションを提供していしている場合、各々の事業者がリハビテーションマネジメト加算の算定要件を満たしていれば、リハビテーションマネジメント加算を各々算定できるか。
- (回答) 事業所ごとに提供可能なサービスの種類が異り、単一の事業所で利用者が必要とする理学療法、作業療法、言語聴覚療法のすべてを提供できない場合、複数の事業所で提供することが考えられる。例えば脳血管疾患発症後であって、失語症を認める利用者に対し、1つの事業所がリハビリテーションを提供することとなったが、この事業所には言語聴覚士が配置されていないため、失語に対するリハビリテーションは別の事業所で提供されるというケースが考えられる。

この場合、例えば、リハビテーションマネジメト加算(II)であれば、リハビテーション会議を通じて、提供可能なサービスが異る複数の事業所を利用することを話し合った上で、通所リハビリテーション計画を作成し、その内容について利用者の同意を得る等、必要な算定要件を各々の事業者が満たしていれば、リハビリテーションマネジメント加算(II)の算定は可能である。

(6) 短期集中個別リハビリテーション実施加算 [通所リハ]

110単位/日

厚告19別表7注7

○ 利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その退院 (所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算 定できます。

ただし、認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算 を算定している場合は、算定しません。

利用者が<u>リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために</u>入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院(所)した日又は初回の要介護認定日から起算します。

【ポイント】

- ・「初回の要介護認定日」とは、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けた日のことであり、要介護認定の効力が発生する有効期間の開始日を指します。要介護認定の更新や要介護1~5の間での区分変更は含みませんが、要支援への区分変更など認定の失効をはさんだ後の初回認定は含みます。
- ・リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患などの治療等のための入院(入所)に該当するかについては、通所リハビリテーションの配置医師が、入院先又は入所していた施設の医師からの診療情報提供等に基づいて判断してください。
- ・単なる検査入院などは、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患などの治療等のための入院 (入所)には該当しません。

【留意事項(老企36第二8(10))】

- ① 短期集中個別リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、利用者の状態に応じて、 基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施するものであること。
- ② 「個別リハビリテーションを集中的に行った場合」とは、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上実施するものでなければならない。
- ③ 本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていること から、当該加算の趣旨を踏まえたリハビリテーションを実施するよう留意すること。

【ポイント】

【平成27年4月1日Q&A (vol. 1)】

- (問98) 1月に算定できる上限回数はあるか。
- (回答) 短期集中個別リハビリテーション実施加算の上限回数は設定していない。

【平成27年4月30日Q&A (vol. 2) 】

- (問17) 短期集中個別リハビリテーション実施加算の算定に当たって、①本人の自己都合、②体調不良等のやむを得ない理由により、定められた実施回数、時間等の算定要件に適合しなかった場合はどのように取り扱うか。
- (回答) 短期集中個別リハビリテーション実施加算の算定に当たっては、正当な理由なく、算定要件に適合しるもの(利用者の体調悪化等)、②総合的なアセスメントの結果、必ずしも当該目安を超えていない場合であっても、それが適切なマネジメントに基づくもので、利用者の同意を得ているもの(一時的な意欲減退に伴う回数調整等)であれば、リハビリテーションを行った実施日の算定は認められる。なお、その場合は通所リハビリテーション計画の備考欄等に、当該理由等を記載する必要がある。

(7) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 [通所リハ]

- (I) 240単位/日
- (Ⅱ) 1, 920単位/月

厚告19別表7注8

○ 別に厚生労働大臣が定める基準^{※1}に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準^{※2}に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、(I)についてはその退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、(II)についてはその退院(所)日又は通所開始日の属する月からから起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合に加算します。

ただし、(I)、(I)、(II)を併せて算定することはできません。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合には算定できません。

※1 厚生労働大臣が定める基準

- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)
 - (1)一週間に二日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。
 - (2)通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(I)又は(II)を算定していること。
- ·認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)
 - (1)一月に四回以上リハビリテーションを実施すること。
 - (2)リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。
 - (3)通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している こと。

※2 厚生労働大臣が定める施設基準(厚労告96 七)

- ・リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
- ・リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対し て適切なものであること。

【留意事項(老企36第二8(11))】

- ① 認知症短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力(生活環境又は家庭環境へ適応する等の能力をいう。以下同じ。)を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施するものであること。
- ② 認知症短期集中リハビリテーション加算(I)は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、1週間に2日を限度として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合に算定できるものである。なお、当該リハビリテーションの提供時間が20分に満たない場合は、算定はできないこととする。
- ③ 認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を終了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じて、個別又は集団によるリハビリテーションは、1月に8回以上実施することが望ましいが、1月に4回以上実施した場合に算定できるものである。その際には、通所リハビリテーション計画にその時間、実施頻度、実施方法を定めたうえで実施するものであること。

- ④ 認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)における通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、認知症を有する利用者の生活環境に対応したサービス提供ができる体制を整える必要があることから、利用者の生活環境をあらかじめ把握するため、当該利用者の居宅を訪問すること。
- ⑤ 認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)における通所リハビリテーション計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅おける応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできないことに留意すること。
- ⑥ 本加算の対象となる利用者は、MMSE (Mini Mental StateExamination) 又はHDS-R (改訂長 谷川式簡易知能評価スケール) においておおむね5点~25点に相当する者とするものであること。
- ⑦ 本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえたリハビリテーションを実施するよう留意すること。
- ⑧ 本加算は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)についてはその退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)についてはその退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合に算定できることとしているが、当該利用者が過去3月の間に本加算を算定した場合には算定できないこととする。

【ポイント】

【平成21年4月Q&A (vol. 1)】

- (問104) 3月間の認知症短期集中リハビリテーションを行った後に、引き続き同一法人の他のサービスにおいて認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合、算定は可能か。
- (回答) 同一法人の他のサービスにおいて実施した場合は算定できない。
- (問105) 3月間の実施期間中に入院等のために中断があり、再び同一事業所の利用を開始した場合、実施は可能か。
- (回答) 同一事業所の利用を再開した場合において、介護老人保健施設、介護療養型医療施設においては前回 入所(院)した日から起算して3月、通所リハビリテーションにおいては前回退院(所)日又は前回利用開始日から起算して3月以内に限り算定できる。但し、中断前とは異なる事業所で中断前と同じサービスの利用を開始した場合においては、当該利用者が過去3月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できる。

【平成27年4月1日Q&A (vol. 1)】

- (問99) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)について、1月に4回以上のリハビリテーションの 実施が求められているが、退院(所)日又は通所開始日が月途中の場合に、当該月に4回以上のリハビ リテーションの実施ができなかった場合、当該月は算定できないという理解でよいか。
- (回答) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)は、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じて、個別又は集団によるリハビリテーションを1月に4回以上実施した場合に取得できることから、当該要件を満たさなかった月は取得できない。なお、本加算におけるリハビリテーションは、1月に8回以上実施することが望ましい。
- (問100) 通所リハビリテーションの認知症短期集中リハビリテーション実施加算の起算日について、「通所開始日」とは 通所リハビリテーションの提供を開始した日と考えてよいか。
- (回答) 貴見のとおりである。
- (問101) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)を算定していたが、利用者宅に訪問して指導する又は集団での訓練の方が利用者の状態に合っていると判断した場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)に移行することができるか。
- (回答) 退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内であれば、移行できる。ただし、認知症短期集中リハビリテーション(Ⅱ)は月包括払いの報酬であるため、月単位での変更となることに留意されたい。

【平成27年4月30日Q&A (vol. 2) 】

- (問18) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) 又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) の要件である「認知症に対するリハビリテーションに関わる専門的な研修を修了した医師」の研修とは具体的に何か。
- (回答) 認知症に対するリハビリテーションに関する知識・技術を習得することを目的とし、認知症の診断、 治療及び認知症に対するリハビリテーションの効果的な実践方法に関する一貫したプログラムを含む研 修である必要がある。

例えば、全国老人保健施設協会が主催する「認知症短期集中リハビリテーション研修」、日本慢性期 医療協会、日本リハビリテーション病院・施設協会及び全国老人デイ・ケア連絡協議会が主催する「認 知症短期集中リハビリテーション医師研修会」が該当すると考えている。また、認知症診療に習熟し、 かかりつけ医への助言、連携の推進等、地域の認知症医療体制構築を担う医師の養成を目的として、都 道府県等が実施する「認知症サポート医養成研修」修了者も本加算の要件を満たすものと考えている。

- (問19) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)については、「1 週に2 日を標準」とあるが、 1 週2日の計画が作成されている場合で、やむを得ない理由がある時は、週1日でも算定可能か。
- (回答) 集中的なリハビリテーションの提供を目的とした加算であることから、1週に2日実施する計画を作成することが必要である。ただし、当初、週に2日の計画は作成したにも関わらず、①やむを得ない理由によるもの(利用者の体調変化で週1日しか実施できない場合等)や、②自然災害・感染症の発生等により、事業所が一時的に休養するため、当初予定していたサービスの提供ができなくなった場合であれば、算定できる。
- (問20) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ) 又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ) について、通所リハビリテーション事業所に算定要件を満たす医師がおらず、算定要件を満たす外部の医師が情報提供を行った場合、算定は可能か。
- (回答) 算定できない。ただし、算定要件を満たす医師については必ずしも常勤である必要はない。

(8) 生活行為向上リハビリテーション実施加算 [通所リハ]

イ 2.000単位/月

口 1.000単位/月

厚告19別表7注9

- 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容を等 をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に 行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合に算定できます。
- 短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定できません。
- 次に掲げる基準のいずれにも適合していることが必要です。
 - ・生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を終了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。
 - ・生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
 - ・当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を 終了した日前一月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況 を報告すること。
 - リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定していること。

※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画書で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6月以内の期間に限り、同一の利用者に対して、指定通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。(厚告19別表7注10)

【留意事項(老企36第二8(12))】

- ① 「生活行為」とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為をいう。
- ② 生活行為向上リハビリテーションは、加齢や廃用症候群等により生活機能の1つである活動をするための機能が低下した利用者に対して、当該機能を回復させ、生活行為の内容の充実を図るための目標と当該目標を踏まえた6月間のリハビリテーションの実施内容をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めた上で、計画的に実施するものであること。
- ③ 生活行為向上リハビリテーションを提供するためのリハビリテーション実施計画の作成や、リハビリテーション会議における当該リハビリテーションの目標の達成状況の報告については、厚生労働大臣が定める基準第28号イによって配置された者が行うことが想定されていることに留意すること。
 - ※ 厚生労働大臣が定める基準第28号イ

生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。

- ④ 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、減算について説明した上で、当該計画の同意を得るよう留意すること。
 - ※ 減算について (老企36第二8(13))

生活行為向上リハビリテーションの提供を終了後、同一の利用者に対して、引き続き指定通所リハビリテーションを提供することは差し支えないが、通所リハビリテーション計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る際には、6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数が減算されることを説明した上で、当該計画の同意を得るよう留意すること。

- ⑤ 本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえ、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定すること。
- ⑥ 本加算は、6月間に限定して算定が可能であることから、利用者やその家族においても、生活行為の 内容の充実を図るための訓練内容を理解し、家族の協力を得ながら、利用者が生活の中で実践していく ことが望ましいこと。

また、リハビリテーション会議において、訓練の進捗状況やその評価(当該評価の結果、訓練内容に変更が必要な場合は、その理由を含む。)等について、医師が利用者、その家族、構成員に説明すること

⑦ リハビリテーション実施計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅おける応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできないことに留意すること。

【ポイント】

【平成27年4月1日Q&A (vol. 1) 】

- (問104) 生活行為向上リハビリテーション実施加算の算定要件について「利用者数が理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること」とあるが、具体的には、人員基準を満たすか否か が判断基準となるのか。
- (回答) 人員基準を満たすか否かに関わらず、生活行為向上リハビリテーションを実施する上で、適切な人員 配置をお願いするものである。
- (問105) 生活行為向上リハビリテーションの算定要件について、「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験」、「生活行為の内容の充実を図るための研修」とあるが、具体的にどのような知識、経験、研修を指すのか。
- (回答) 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験とは、例えば、日本作業療法士協会が実施する生活行為向上マネジメント研修を受講した際に得られる知識や経験が該当すると考えている。 生活行為の内容の充実を図るための研修とは、
 - ① 生活行為の考え方と見るべきポイント
 - ② 生活行為に関するニーズの把握方法
 - ③ リハビリテーション実施計画の立案方法
 - ④ 計画立案の演習等のプログラム

から構成され、生活行為向上リハビリテーションを実施する上で必要な講義や演習で構成されているものである。例えば、全国デイケア協会、全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本リハビリテーション病院・施設協会が実施する「生活行為向上リハビリテーションに関する研修会」が該当すると考えている。

【平成27年4月30日Q&A (vol. 2)】

- (問14) 短期集中個別リハビリテーション実施加算と認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)・(Ⅱ) を3ヶ月実施した後に、利用者の同意を得て、生活行為の内容の向上を目標としたリハビリテーション が必要であると判断された場合、生活行為向上リハビリテーション加算の口に移行することができるのか。
- (回答) 可能である。ただし、生活行為向上リハビリテーションの提供を終了後、同一の利用者に対して、引き続き通所リハビリテーションを提供することは差し支えないが、6月以内の期間に限り、減算されることを説明した上で、通所リハビリテーション計画の同意を得るよう配慮すること。

【平成27年6月1日Q&A (vol. 3)】

- (問5) 生活行為向上リハビリテーション実施加算の取得に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者 の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族 に伝達することとなっているが、そのための時間については、通所リハビリテーションの提供時間に含 めるということで良いか。
- (回答) 通所リハビリテーションで向上した生活行為について、利用者が日常の生活で継続できるようになる ためには、実際生活の場面での適応能力の評価をすることが重要である。したがって、利用者の居宅を 訪問し、当該利用者の居宅おける応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を利用 者とその家族に伝達するための時間については、通所リハビリテーションの提供時間に含めて差支えな い

【平成27年7月31日Q&A (vol. 4) 】

- (間2) 短期集中個別リハビテーション実施加算又は認知症短期集中リハビテーション実施加算(I)若しくは (II)を3月間取得た後に、生活行為向上リハビテーション実施加算ロを3月間実施した場合であって、 その後、同一の利用者に対して、通所リハビリテーションの提供を行う場合、減算期間は何月になるか。
- (回答) 減算については、生活行為向上リハビテーション実施加算を取得した月数と同月分のの期間だけ実施 されるもであり、本問の事例であれば3月間となる。
- (問3) 生活行為向上リハビリテーション実施加算を取得し、その後、同一の利用者に対して、通所リハビリテーションの提供を行い、減算が実施されている期間中であったが、当該利用者の病状が悪化し入院することとなった場合であって、病院を退院後に再度同一事業所において、通所リハビリテーションを利用することとなった場合、減算はどのように取り扱われるのか。

また、減算期間が終了する前に、生活行為向上リハビリテーション実施加算を再度取得することはできるのか。

(回答) 生活行為向上リハビリテーション実施加算は、加齢や廃用症候群等により生活機能の1つである活動をするための機能が低下した利用者に対して、当該機能を回復させ、生活行為の内容の充実を図るための目標と当該目標を踏まえた6月間のリハビリテーションの実施内容をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めた上で、計画的にリハビリテーションを提供することを評価したものである。

当該加算に関係する減算については、6月間のリハビリテーションの実施内容を当該実施計画にあらかじめ定めたものの、その後、同一利用者に対して、通所リハビリテーションを利用することとなった場合、当該加算を取得した月数と同月分の期間だけ実施されるものである。例えば、5月間取得した場合は、5月分の期間だけ減算される。

したがって、当該利用者の病状が悪化し入院することとなった場合は、あくまでも減算が中断された ものであり、病院を退院後に再度同一事業所において、通所リハビリテーションを利用することとなれ ば、必要な期間の減算が再開されることとなる。

【例】

<u></u> ν.	· ·												
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	通所リバ	\						〈 入院					/
状 況	生活行為	 - 向上リ/	 加算(イ) }									
				生活行為	 	\加算(口 \加算(口)						
減算適用月							•		•	•	•	•	•

また、生活行為向上リハビリテーション実施加算と、それに関連する減算については、一体的に運用がされているものであることから、当該加算は減算の終了後に再取得が可能となる。

(9) 若年性認知症利用者受入加算 [通所リハ・予防リハ]

(通所リハ) 60単位/日 (予防リハ) 240単位/月

厚告19別表7注11、 厚労告127別表7イ注3

○ 別に厚生労働大臣が定める基準^{**}に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定(介護予防) 通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定(介護予防)通所リハビ リテーションを行った場合は、1日につき60単位(1月につき240単位)を加算します。

※ 厚生労働大臣が定める基準

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていること。

【ポイント】

【平成21年4月改定関係Q&A (vol.1)】

- (問101) 一度本加算制度の対象者となった場合、65歳以上になっても対象のままか。
- (回答) 65歳の誕生日の前々日までは対象である。
- (問102) 担当者とは何か。定めるに当たって担当者の資格要件はあるか。
- (回答) 若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。 人数や資格等の要件は問わない。

【平成21年4月改定関係Q&A (vol.2)】

- (問24) 若年性認知症利用者受入加算について、個別の担当者は、担当利用者がサービス提供を受ける日に必ず出勤していなければならないのか。
- (回答) 個別の担当者は、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う上で中心的な役割を果たす ものであるが、当該利用者へのサービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。
- (問43) 若年性認知症利用者受入加算について、介護予防通所介護や介護予防通所リハビリテーションのよう に月単位の報酬が設定されている場合、65歳の誕生日の前々日が含まれる月はどのように取り扱うの か
- (回答) 本加算は65歳の誕生日の前々日までは対象であり、月単位の報酬が設定されている介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションについては65歳の誕生日の前々日が含まれる月は月単位の加算が算定可能である。

ただし、当該月において65歳の誕生日の前々日までにサービス利用の実績がない場合は算定できない。

(10) 栄養改善加算 [通所リハ・予防リハ]

(通所リハ) 150単位/回 (予防リハ) 150単位/月

厚告19別表7注12、 厚労告127別表7ハ

- 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を 目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は 向上に資すると認められるもの(栄養改善サービス)を行った場合に算定します。
- 3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算します。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引続き算定することができます。

※ 厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ・管理栄養士を1名以上配置していること。
- ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士言語聴覚士、 看護職員、介護職員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥 下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の 栄養状態を定期的に記録していること。
- ・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

【対象者(老企36第二8(15))】

栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。

イ BMIが18.5未満である者

- ロ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成 18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
- ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
- 二 食事摂取量が不良(75%以下)である者
- ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、上記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、 適宜確認されたい。

- ・口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- 生活機能の低下の問題
- ・褥瘡に関する問題
- ・食欲の低下の問題
- ・閉じこもりの問題 (基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目 において「1」に該当する者などを含む。)
- ・認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目に) おいて「1」に該当する者などを含む。
- ・うつの問題 (基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。)

【プロセス(老企36第二8(15))】

- イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
- ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」というを行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

なお、栄養ケア計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画の中に記載する場合は、その 記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。

- ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、 栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
- 二 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに 体重を測定する等により栄栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する支援専門員や 主治の医師に対して情報提供すること。
- ホ 指定居宅サービス基準第105条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。

【ポイント】

栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

【平成18年4月改定関係Q&A (vol. 1)】

- (問32) 管理栄養士は給食管理業務を委託している業者の管理栄養士でも認められるのか。労働者派遣法により派遣された管理栄養士ではどうか。
- (回答) 当該加算に係る栄養管理の業務は、介護予防通所介護・通所リハビリテーション事業者に雇用された管理栄養士 (労働者派遣法に基づく紹介予定派遣により派遣された管理栄養士を含む。) が行うものであり、御指摘の給食管理業務を委託している業者の管理栄養士では認められない。なお、食事の提供の観点から給食管理業務を委託している業者の管理栄養士の協力を得ることは差し支えない。 (居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションにおける栄養マネジメント加算についても同様の取扱いである。)

(11) 口腔機能向上加算 [通所リハ・予防リハ]

(通所リハ) 150単位/回 (予防リハ) 150単位/月

厚告19別表7注13、 厚労告127別表7ニ

- 口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的 として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若し くは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向 上サービス」という)を行った場合は、所定単位数に加算します。
- 3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算します。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が改善せず、口腔機能向上サービスを引き続き 行うことが必要と認められる利用者については、引続き算定することができます。

※ 厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。
- ・利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介 護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ・利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚 士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っていると ともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ・利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

【対象者(老企36第二8(16))】

口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。

- イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に 該当する者いずれかの項目において「1」以外に該当する者
- ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該 当する者
- ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次のイ又は口のいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できません。

- イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合
- ロ イを算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして、「摂食・嚥下機能 に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合

【プロセス(老企36第二8(16))】

- イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
- ロ 利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

なお、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画の中に記載する 場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。

- ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
- ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月 ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯 科医師に対して情報提供すること。

【ポイント】

口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

【平成18年4月改定関係Q&A (vol. 1)】

- (問36) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の行う業務について、委託した場合についても加算を算定する ことは可能か。また、労働者派遣法に基づく派遣された職員ではどうか。
- (回答) 事業者に雇用された言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員(労働者派遣法に基づく紹介予定派遣により派遣されたこれらの職種の者を含む。)が行うものであり、御指摘のこれらの職種の者の業務を委託することは認められない。(なお、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションにおける口腔機能向上加算についても同様の取扱いである。)

厚告19別表7注15

○ 所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の者であり、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5であって、別に厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示(平成27年厚生労働省告示第94号)第18号)にある利用者に対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に加算します。

【留意点】

- ・1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションの利用者では算定できません。
- ・算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記録しておく必要があります。
- ・算定できる利用者は、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者である必要があります。 なお、請求明細書の摘要欄に該当する状態(94号告示第18号のイからリまで)を記載(複数の状態に 該当する場合は主たる状態のみを記載)する必要があります。

※ 利用者等告示(平成27年厚生労働省告示第94号)第18号

- イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人口呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上でありストーマの処置を 実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

【留意事項(老企36第二8(17)②)】

- ア 利用者等告示第18号イの「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは、当該月において1日当たり8回(夜間を含め約3時間に1回程度)以上実施している日が20日を超える場合をいうものであること。
- イ 利用者等告示第18号ロの「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。
- ウ 利用者等告示第18号ハの「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬 剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。
- エ 利用者等告示第18号ニの「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週2日以上実施しているものであり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。
 - A 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病
 - B 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下)
 - C 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの
 - D 出血性消化器病変を有するもの
 - E 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの
 - F うっ血性心不全(NYHAⅢ度以上)のもの

- オ 利用者等告示第18号ホの「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している 状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90 mmHg以下が持続する状態、又は、酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度90%以下の状態で常時、心電 図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。
- カ 利用者等告示第18号への「膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。
- キ 利用者等告示第18号トの「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂 取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるも のであること。
- ク 利用者等告示第18号チの「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第3 度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。

第1度:皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)

第2度:皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの)

第3度:皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある

第4度:皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している

ケ 利用者等告示第18号リの「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利 用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。

厚告19別表7注16

○ 中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所リハビリテーションを行った場合に算定できます。

※ 厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定通所リハビリテーション事業所の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員 を常勤換算方法で一以上確保していること。
- ロ 前年度又は算定日が属する月の前三月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数の うち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の三十以上で あること。
- ハ 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当 たる看護職員を一名以上配置していること。

【留意事項(老企36第二8(18))】

- ① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する看護職員 又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保する必要がある。こ のため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数 を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において 常勤換算方法で1以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算す る際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員 又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位 以下を切り捨てるものとする。
- ② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。
- ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。
 - イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。
 - ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出をしなければならない。
- ④ 看護職員は、指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。
- ⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。 また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに認知症加算も 算定できる。
- ⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するリハビリテーションを計画的に実施するプログラムを作成することとする。

【ポイント】

【平成27年4月1日Q&A (vol. 1)】

- (問106) 中重度者ケア体制加算において、通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、看護職員を1以上 確保していることとあるが、2名の専従看護職員が両名とも体調不良等で欠勤し一日でも不在になった 場合、利用者全員について算定できるか。
- (回答) 時間帯を通じて看護職員を1以上確保していることが必要である。

(14) 社会参加支援加算 [通所リハ]

12単位/日

厚告19別表7二

- 指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、評価対象期間**の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。
 - ※ 評価対象期間(利用者等告示(平成27年厚生労働省告示第94号)第19号)

社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(基準に適合しているものとして届け出た年においては、届け出の日から同年12月までの期間)

※ 厚生労働大臣が定める基準

- イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者(生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。以下「通所リハビリテーション終了者」という。)のうち、指定通所介護等(指定通所リハビリテーションを除く)を実施した者の占める割合が100分の5を超えていること。
 - (2) 評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、居宅訪問等により、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- ロ 12を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25 以上であること。

【留意事項(老企36第二8(23))】

- ① 社会参加支援加算におけるリハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、指定通所介護等(通所リハビリテーションは除く)に移行させるものであること。
- ② 「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院や介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等は含まれず、算定対象とならないこと。
- ③ 大臣基準告示第13号イ(1)の基準において、指定通所介護等(通所リハビリテーションは除く)を実施 した者の占める割合及び基準第13号ロにおいて、12月を指定通所リハビリテーション事業所の利用者の 平均利用月数で除して得た数については、小数点第3位以下は切り上げること。
- ④ 平均利用月数については、以下の式により計算する。

評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計

- ・評価対象期間の利用者には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含むものである。
- ・利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する通所リハビリテーションを利用した 月数の合計をいう。
- ・新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する通所リハビリテーションを利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用を終了後、12月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取り扱うこと。
- ・新規終了者数とは、評価対象期間に当該事業所の提供する通所リハビリテーションの利用を終了した者の数 をいう。

⑤ 「3月以上継続する見込みであること」の確認に当たっては、指定通所リハビリテーション事業所の 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、通所リハビリテーション終了者の居宅を訪問し、通所リハ ビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と 比較して、ADL及びIADLが維持又は改善していることを確認すること。

なお、利用者の居宅への訪問が困難である場合、当該利用者の介護支援専門員に対して、居宅サービス計画の提供を依頼し、社会参加等に資する取組の実施状況を確認するとともに、電話等を用いて、上記と同様の内容を確認すること。

⑥ 「3月以上継続する見込みであること」の確認に当たって得られた情報については、通所リハビリテーション計画等に記録すること。

【ポイント】

【平成27年4月1日Q&A (vol. 1) 】

- (問89) 社会参加支援加算について、既に訪問(通所)リハビリテーションと通所介護を併用している利用者が、訪問(通所)リハビリテーションを終了し、通所介護はそのまま継続となった場合、「終了した後通所事業を実施した者」として取り扱うことができるか。
- (回答) 貴見のとおりである。
- (問90) 社会参加支援加算は事業所の取り組んだ内容を評価する加算であるが、同一事業所において、当該加 算を取得する利用者と取得しない利用者がいることは可能か。
- (回答) 同一事業所において、加算を取得する利用者と取得しない利用者がいることはできない。

【平成27年4月30日Q&A (vol. 2)】

- (問13) 社会参加支援加算で通所リハビリテーションから通所介護、訪問リハビリテーションから通所リハビ リテーション等に移行後、一定期間後元のサービスに戻った場合、再び算定対象とすることができるの か。
- (回答) 社会参加支援加算については、通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44 日以内に通所リハビリテーション従業者が通所リハビリテーション終了者に対して、居宅訪問等により、 社会参加に資する取組が居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認 することとしている。なお、3月以上経過した場合で、リハビリテーションが必要であると医師が判断 した時は、新規利用者とすることができる。

【平成27年7月31日Q&A (vol. 4) 】

- (問4) 社会参加支援加算の算定では、訪問・通所リハビテーションの提供が終了し、その終了日から起算して14日以降44日以内に、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みであることを確認する必要がある。その際、事前に電話等で詳細に状況を確認した時点で、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みであったが、その後、実際に居宅を訪問した際には、リハビリテーションを利用していた者の体調が急激に悪化しており、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みではなくなっていた場合、どのような取扱いになるのか。
- (回答) 事前の確認で社会参加等が3ヶ月続く見込みであったとしても、実際の訪問の時点で当該者の体調が 急激に悪化しており、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みが確認できなかった場合、社会参加等が3ヶ 月以上続く見込みを確認できないものとして扱うこと。

(15)	サービス提供体制強化加算	[通所リハ・予防リハ]
	(通所リハ) (I)	イ 18単位/回
	(I)	口 12単位/回
	(II)	6 単位/回
	(予防リハ) (I)	イ(要支援1)72単位/月、(要支援2)144単位/月
	(I)	口(要支援1)48単位/月、(要支援2) 96単位/月
	(I)	(要支援1) 24単位/月、(要支援2) 48単位/月
		厚告19別表7ホ、 厚労告127別表7ト

※ 厚生労働大臣が定める基準

- ①サービス提供体制強化加算(I)イ
 - ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100分の50以上であること。
 - ・利用定員超過・人員基準欠如減算に該当適合していないこと。
- ②サービス提供体制強化加算(I)ロ
 - ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100分の40以上であること。
 - ・利用定員超過・人員基準欠如減算に該当適合していないこと。
- ③サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - ・指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数が3年以上の者 の占める割合が100分の30以上であること。
 - ・利用定員超過・人員基準欠如減算に該当適合していないこと。

【留意事項(老企36第二8(24))】

① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる こととする。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。) については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前 月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とすること。

- ② 前記①のただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出*を提出しなければならない。
 - ※ 届出を行わず請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので、返還措置 を講ずることになります。悪質な場合は、指定が取り消されます。
- ③ 同一の事業所において介護予防通所リハビリテーションを一体的に行っている場合においては、本加 算の計算も一体的に行うこととする。
- ④ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成27年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成27年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

- ⑤ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。
- ⑥ 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士等、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指すものとする。

なお、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員を含むものとすること。

【ポイント】

【平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1)】

- (問5) 同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。
- (回答) 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。) における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継 の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営している と認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人については、たとえ 理事長等が同じであったとしても、通算はできない。
- (問6) 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。
- (回答) 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。
- (問7) EPAで研修に来ている者も当該加算の対象に含まれるのか。
- (回答) 人員配置基準においても含めていないことから、当該加算においても対象として含まない。
- (問9) 予防通所リハ及び予防通所介護を利用する者において、月途中に要支援度の変更があった場合、サービス提供強化加算の算定はどの様にするべきか。
- (回答) 月途中に要支援度が変更した場合は、変更前の要支援度に応じた報酬を算定する。ただし、変更となる前(後)のサービス利用の実績がない場合にあっては、変更となった後(前)の要支援度に応じた報酬を算定する。
- (問10) 届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」こととされている 平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届 出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。
- (回答) サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。

「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる ことが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定さ れなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」

具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。

厚労告127別表7口

○ 利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の 心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に、1月につき所定単位数を算定し ます。

【算定基準】

- イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機 能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

【留意事項(平成18年3月17日厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)】

- ① 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションにおいて運動機器向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意しつつ行うこと。
- ② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下「理学療法士等」という。)を一名以上配置して行うものであること。
- ③ 運動器機能向上サービスについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。
 - ア 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービス提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握すること。
 - イ 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標(以下「長期目標」という。)及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標(以下「短期目標」という。)を設定すること。長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図られたのもとすること。
 - ウ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、一回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、おおむね3月間程度とすること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。なお、介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションにおいては、運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画の中又は介護予防通所リハビリテーション計画の中にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとすること。
 - エ 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている等の適切なものとすること。また、運動器機能向上計画の実施上の問題点(運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。
 - オ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月毎に、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器 の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。

- カ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者毎に、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告すること。介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、前記のアからカまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。
- キ 旧指定介護予防サービス基準第107条において準用する第19条又は指定介護予防サービス基準第123 条において準用する第49条の13において規定するそれぞれのサービスの提供記録において利用者ごと の運動器機能向上計画に従い、介護予防通所介護においては理学療法士等、経験のある介護職員その 他の職種の者が、介護予防通所リハビリテーションにおいては医師又は医師の指示を受けた理学療法 士等若しくは介護職員が記録利用者の運動器の機能を定期的にする場合は、当該記録とは別に運動器 機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はないものとすること。

【ポイント】

【平成18年3月22日Q&A (vol.1) 】

- (問26) 運動器の機能向上について、個別の計画を作成していることを前提に、サービスは集団で提供してもよいか。
- (回答) 個別にサービス提供することが必要であり、集団的な提供のみでは算定できない。なお、加算の算定に当たっては、個別の提供を必須とするが、加えて集団的なサービスを提供することを妨げるものではない。
- (問27) 運動器の機能向上加算は1月間に何回か。また、1日あたりの実施時間に目安はあるのか。利用者の 運動器の機能把握を行うため、利用者の自己負担により医師の診断書等の提出を求めることは認められ るのか。
- (回答) 利用回数、時間の目安を示すことは予定していないが、適宜、介護予防マニュアルを参照して実施されたい。また、運動器の機能については、地域包括支援センターのケアマネジメントにおいて把握されるものと考えている。
- (問29) 介護予防通所リハビリテーションにおける運動器機能向上加算を算定するための人員の配置は、PT、OT、STではなく、看護職員ではいけないのか。
- (回答) 介護予防通所リハビリテーションにおいては、リハビリテーションとしての運動器機能向上サービスを提供することとしており、より効果的なリハビリテーションを提供する観点から、リハビリの専門職種であるPT、OT又はSTの配置を算定要件上求めているところであり、看護職員のみの配置では算定することはできない。なお、サービス提供に当たっては、医師又は医師の指示を受けたこれらの3職種若しくは看護職員が実施することは可能である。

(17) 選択的サービス複数実施加算 [予防リハ]

選択的サービス複数実施加算 (I) 480単位/月 選択的サービス複数実施加算 (II) 700単位/月

厚労告127別表7ホ

- 利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につきを所定単位数を算定します。
- 同月中に利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを算 定している場合は算定できません。

※ 厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号109)

イ 選択的サービス複数実施加算(I)

- (1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下「選択的サービス」という。)のうち、2種類のサービスを実施していること。
- (2) 利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、 選択的サービスを行っていること。
- (3) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

ロ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

- (1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。
- (2) イ(2)及び(3)の基準に適合すること。

【留意事項(平成18年3月17日厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)】

当該加算は、選択的サービスのうち複数のサービスを組み合わせて実施することにより、要支援者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。 なお、算定に当たっては以下に留意すること。

- ① 実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
- ② いずれかの選択的サービスを週2回以上実施すること。
- ③ 複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

【ポイント】

平成24年3月16日Q&A (vol.1)

(問129) 利用者に対し、選択的サービスを週1回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは1月に2回以上行うこととされているが、同一日内に複数の選択的サービスを行っても算定できるのか。

(回答) 算定できる。

通所利用	が週1回の	場合の組合せ例	第1週	第2週	第3週	第4週
複数実	施加算 I	パターン1	運動	口腔	運動	口腔
(27	種類)	パターン 2	運動	口腔・運動	運動	運動
複数実施	施加算 Ⅱ	パターン1	運動	口腔	運動	栄養
(37	種類)	パターン2	運動	口腔・運動	運動	栄養・運動

選択的サービスの提供日は、他の選択的サービスと同一日であっても、別の日であっても、いずれでもよい。

- (問130) 利用者に対し、選択的サービスを週1回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは1月に2回以上行うこととされているが、次の場合は、どのように取り扱うのか。
 - (1) 利用者が通所を休む等により、週1回以上実施できなかった場合。
 - (2) 利用者が通所を休む等により、いずれの選択的サービスも月に1回しか実施できなかった場合。
 - (3) 利用日が隔週で、利用回数が月2回の利用者に対し、利用日ごとに選択的サービスを実施し、かつ、同一日内に複数の選択的サービスを実施した場合。
 - (4) 月の第3週目から通所サービスを利用することとなった新規の利用者に対し、第3週目と第4週目に選択的サービスを実施し、そのうち1回は、同一日内に複数の選択的サービスを実施した場合。
- (回答) ・(1)、(3)、(4)は、週1回以上実施できていないこと
 - ・(2)は、いずれかの選択的サービスを月2回以上実施できていないことから、

いずれの場合も当該加算は算定できない。

この場合にあっては、提供した選択的サービスの加算をそれぞれ算定できる。

(18) 事業所評価加算 [予防リハ]

120単位/月

厚労告127別表7个

- 運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算の対象となる事業所について、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合に次年度に加算します。
- 評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位を加算する。

※ 厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号110)

- イ 定員利用、人員基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、選択的サービスを行っていること。
- ロ 評価対象期間における指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員が10名以上であること。
- ハ 評価対象期間における「選択的サービスの利用実人数」を「当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員」で除して得た数が、0.6以上であること。

評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数 ≥ 0.6 評価対象期間内に介護予防通所リハビリテーションを利用した者の数

- = 次の(2) を(1) で除した割合が(0.7以上であること。
 - (1) 評価対象期間において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の提供する選択的 サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第33条第2項に基づく 要支援更新認定又は法第33条の2第1項に基づく要支援状態区分の変更の認定(以下「要支 援更新認定等」という)を受けた者の数
 - (2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者(指定介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。)の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定された者の人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定された者の人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの

要支援状態区分の維持者数+改善者数×2 評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能 向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

【ポイント】

【平成18年9月11日Q&A (vol.7)

- (問1) いつの時期までに提供されたサービスが、翌年度の事業所評価加算の評価対象となるのか。
- (回答) 事業所評価加算の評価対象となる利用者は、①評価の対象となる事業所にて、選択的サービスに係る 加算を連続して3月以上算定しており、②選択的サービスに係る加算より後の月に要支援認定の更新又 は変更認定を受けている者であることから、選択的サービスの提供を受けた者の全てが評価対象受給者 となるものではない。

評価の対象となる期間は、各年1月1日から12月31日までであるが、各年12月31日までに国保連合会において評価対象受給者を確定する必要があることから、①9月までに選択的サービスの提供を受け、10月末日までに更新・変更認定が行われた者までが、翌年度の事業所評価加算の評価対象受給者であり、②11月以降に更新・変更認定が行われた者は翌々年度の事業所評価加算の評価対象受給者となる。

なお、選択的サービスに係る加算や受給者台帳情報は、国保連合会が一定期間のうちに把握できたものに限られるため、例えば、評価対象期間を過ぎて請求されてきた場合等は評価対象とならない。

- (問2) 事業所評価加算の評価対象受給者については、選択的サービスを3月以上利用することが要件とされているが、連続する3月が必要か。また、3月の間に選択的サービスの種類に変更があった場合はどうか。
- (回答) 選択的サービスの標準的なサービス提供期間は概ね3月であることから、評価対象受給者については 選択的サービスを3月以上連続して受給する者を対象とすることとしている。また、選択的サービスの 標準的なサービス提供期間は概ね3月であることから、通常3月は同一の選択的サービスが提供される ものと考えているが、連続する3月の中で選択的サービスが同一でない場合についても、国保連合会に おいては、評価対象受給者として計算することとしている。
- (問3) 評価対象事業所の要件として「評価対象期間における当該指定介護予防事業所の利用実人員数が10 名以上であること。」とされているが、10名以上の者が連続する3月以上の選択的サービスを利用す る必要があるのか。
- (回答) 単に利用実人数が10名以上であればよく、必ずしもこれらの者全員が連続する3月以上の選択的サービスを利用している必要はない。
- (問4) 4月にA事業所、5月にB事業所、6月にC事業所から選択的サービスの提供があった場合は評価対象となるのか。
- (回答) 事業所評価加算は事業所の提供する効果的なサービスを評価する観点から行うものであることから、 同一事業所が提供する選択的サービスについて評価するものであり、ご質問のケースについては評価対象とならない。

【平成18年3月22日Q&A (vol.1) 】

- (問37) 事業所評価加算は、利用者の側に立てば、自己負担額が増加することになり、利用者に対する説明に 苦慮することとなるが見解如何。
- (回答) 事業所評価加算を算定できる事業所は、介護予防の観点からの目標達成度の高い事業所であることから利用者負担も高くなることについて、介護予防サービス計画作成時から利用者に十分説明し、理解を求めることが重要であると考えている。
- (問38) 要支援状態が「維持」の者についても「介護予防サービス計画に照らし、当該介護予防サービス事業 者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る」として評価対象者に加わっているが、要支援状 態区分に変更がなかった者は、サービスの提供は終了しないのではないか。
- (回答) 介護予防サービス計画には生活機能の向上の観点からの目標が定められ、当該目標を達成するために 各種サービスが提供されるものであるから、当該目標が達成されれば、それは「サービスの提供が終了 した」と認められる。したがって、その者がサービスから離脱した場合であっても、新たな目標を設定 して引き続きサービス提供を受ける場合であっても、評価対象者には加えられるものである。

(19) 介護職員処遇改善加算 [通所リハ・予防リハ]

【H12 厚告 19】、【H12 厚告 25】、【H18 厚労告 127】、【H27 厚労告 95】、【H29 厚労告 60】

【H29 老発 0309 第 5 号】

介護職員処遇改善加算の内容については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理 手順及び様式例の提示について」を参照すること。

1 キャリアパス要件と職場環境等要件

介護職員処遇改善加算 (I)・(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)を算定する要件として、キャリアパス要件と職場 環境等要件があります。

- (1) キャリアパス要件 I
 - ア 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している こと。
- (2) キャリアパス要件Ⅱ
 - ア 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 - イ アの内容について、全ての介護職員に周知していること。
- (3)キャリアパス要件Ⅲ

次のア及びイの全てに適合すること。

- ア 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に 昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する 仕組みであること。
 - (ア) 経験に応じて昇給する仕組み
 - 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
 - (イ) 資格等に応じて昇給する仕組み
 - 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 - (ウ) 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的 な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
- イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

【賃金体系とは?】

- 〇 職務や職能に応じた等級を定め、それに応じた基本給を定めることや、役職、資格、能力、経験又は 職務内容等に応じ手当等を定めること。
 - (例) ・ 介護福祉士等の資格、介護職員初任者研修や介護職員実務者研修等の受講状況に応じた賃金水準の策定
 - ・ 人事評価(実績・勤務成績・能力等)を踏まえた賃金への反映

【就業規則等とは?】

- 就業規則や給与規程のほか、法人内部の要綱・要領・規定や内規(就業規則作成義務のない事業所) 類を指す。
 - ※ 就業規則は、従業者の雇用形態、勤務時間等に関係なく、常時10人以上の従業者を雇用する場合は作成しなければならず、過半数組合または従事者の過半数代表者からの意見書を添付したうえで、労働基準監督署へ届出なければなりません。変更があった場合はその都度届出が必要になります。

(4) 職場環境等要件

加算Ⅰ及びⅡ、Ⅲ及びⅣによって要件が変わります。

ア 加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の職場環境等要件)

平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(別紙1表4を参照)を全ての介護職員に周知していること。

イ 加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)の職場環境等要件

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(別紙1表4を参照)を全ての介護職員に周知していること。

老発0309第5号(平成29年3月9日発出)別紙1表4

職場環境等要件について

資質の向上	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の
	高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研
	修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽
	減するための代替職員確保を含む)
	・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	・キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)
	· その他 (
労働環境・	・新人介護職員の早期離職のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
処遇の改善	・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による
	雇用管理改善対策の充実
	・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問
	先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へ
	のサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る
	事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業
	務省力化
	・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを
	踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	・その他 (
その他	・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	・中途採用者(他産業とからの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立
	(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等))
	・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	・非正規職員から正規職員への転換
	・職員の増員による業務負担の軽減
	・その他 (

2 加算の算定用件

キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

区	イドリアバス女口	3	要件適合状況 適合、×=>	兄	Landerholder - John des L.V.I.							
分	算定要件	パターンA パターンB パターンC		パ ターン C	加算額の算定方法							
	キャリアハ゜ス要件 I	0										
I	キャリアパス要件Ⅱ	0			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減							
1	キャリアパス要件Ⅲ	0			算)× <u>サービス区分別の加算 I の加算率</u>							
	職場環境等要件	0										
	キャリアハ゜ス要件 I	·ャリアハ° ス要件 I										
П	キャリアパス要件Ⅱ	0			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減							
_ n	キャリアパス要件Ⅲ	×			算)× <u>サービス区分別の加算Ⅱの加算率</u>							
	職場環境等要件	0										
	キャリアハ゜ス要件 I	0	×									
	キャリアパス要件Ⅱ	×	0		地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算							
III	キャリアパス要件Ⅲ	×	×		減算)×サービス区分別の加算Ⅲの加算率							
	職場環境等要件	0	0									
	キャリアハ゜ス要件 I	0	×	×								
17.7	キャリアパス要件Ⅱ	×	0	×	 地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減							
IV	キャリアパス要件Ⅲ	×	×	×	算)× <u>サービス区分別の加算Ⅲの加算率× 0.9</u>							
	職場環境等要件	×	×	0								
	キャリアハ゜ス要件 I	×	×	×								
$ _{V}$	キャリアパス要件Ⅱ	×	×	×	 地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減							
v	キャリアパス要件Ⅲ	×	×	×	算)× <u>サービス区分別の加算Ⅲの加算率× 0.8</u>							
	職場環境等要件	×	×	×								

3 加算率

(1)加算算定対象サービス

		キャリアパン	マ要件等の適合な	犬況に応じた加算 ^図	率
サービス区分	加算 I	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算IV	加算V
・(介護予防) 訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5. 5%		
• (介護予防) 訪問入浴介護	5. 8%	4. 2%	2. 3%		
・(介護予防) 通所介護・地域密着型通所介護	5. 9%	4. 3%	2. 3%		
・ (介護予防) 通所リハビリテーション	4. 7%	3. 4%	1. 9%		
· (介護予防) 特定施設入居者生活介護 · 地域密着型特定施設入居者生活介護	8. 2%	6.0%	3. 3%		
• (介護予防) 認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4. 2%	加算Ⅲにより算	 加算 Ⅲ により算
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4. 1%		出した単位(1 単位未満の端数 四 捨 五 入)×
· (介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.1%	8. 1%	4. 5%	0. 9	0. 8
・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・(介護予防) 短期入所生活介護	8. 3%	6.0%	3. 3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3. 9%	2. 9%	1. 6%		
・介護療養型医療施設・(介護予防) 短期入所療養介護(病院等(老健以外))	2. 6%	1. 9%	1. 0%		

(2) 加算算定対象外サービス

サービス区分	加算率
 ・(介護予防) 訪問看護 ・(介護予防) 訪問リハビリテーション ・(介護予防) 福祉用具貸与 ・特定(介護予防) 福祉用具販売 ・(介護予防) 居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	0%

【国QA】(平成 29 年 3 月改定関係Q&A(介護保険最新情報 vol. 583))

- キャリアパス要件Ⅲについて
- (問1) キャリアパス要件Ⅲと既存のキャリアパス要件 I との具体的な違い如何。
- (回答) キャリアパス要件 I については、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備することを要件としているが、昇給に関する内容を含めることまでは求めていないものである。一方、新設する介護職員処遇改善加算(以下「加算」という。)の加算(I)(以下「新加算(I)」という。)の取得要件であるキャリアパス要件Ⅲにおいては、経験、資格又は評価に基づく昇給の仕組みを設けることを要件としている。
- (問2) 昇給の仕組みとして、それぞれ『①経験 ②資格 ③評価のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けること』という記載があるが、これらを組み合わせて昇給の要件を定めてもいいか。
- (回答) お見込みのとおりである。
- (問3) 昇給の方式については、手当や賞与によるものでも良いのか。
- (回答) 昇給の方式は、基本給による賃金改善が望ましいが、基本給、手当、賞与等を問わない。
- (問4) 資格等に応じて昇給する仕組みを設定する場合において、「介護福祉士資格を有して当該事業所 や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する」とあるが、具体的に はどのような仕組みか。
- (回答) 本要件は、介護福祉士の資格を有して事業所や法人に雇用される者がいる場合があることを踏まえ、そのような者も含めて昇給を図る観点から設けているものであり、例えば、介護福祉士の資格を有する者が、介護支援専門員の資格を取得した場合に、より高い基本給や手当が支給される仕組みなどが考えられる。
- (問5) キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みについて、非常勤職員や派遣職員はキャリアパス要件Ⅲ による昇給の仕組みの対象となるか。
- (回答) キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みについては、非常勤職員を含め、当該事業所や法人に雇用される全ての介護職員が対象となり得るものである必要がある。また、介護職員であれば派遣労働者であっても、派遣元と相談の上、介護職員処遇改善加算の対象とし、派遣料金の値上げ分等に充てることは可能であり、この場合、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとしている。新加算(I)の取得に当たっても本取扱いに変わりはないが、キャリアパス要件Ⅲについて、派遣労働者を加算の対象とする場合には、当該派遣職員についても当該要件に該当する昇給の仕組みが整備されていることを要する。
- (問6) キャリアパス要件Ⅲの昇給の基準として「資格等」が挙げられているが、これにはどのようなものが含まれるのか。
- (回答) 「介護福祉士」のような資格や、「実務者研修修了者」のような一定の研修の修了を想定している。また、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組み」については、介護職員として職務に従事することを前提としつつ、介護福祉士の資格を有している者が、「介護支援専門員」や「社会福祉士」など、事業所が指定する他の資格を取得した場合に昇給が図られる仕組みを想定している。また、必ずしも公的な資格である必要はなく、例えば、事業所等で独自の資格を設け、その取得に応じて昇給する仕組みを設ける場合も要件を満たし得る。ただし、その場合にも、当該資格を取得するための要件が明文化されているなど、客観的に明らかとなっていることを要する。
- (問7) 『一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み』とあるが、一定の基準とは具体的にどのような内容を指すのか。また、「定期に」とは、どの程度の期間まで許されるのか。
- (回答) 昇給の判定基準については、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。また、判定の時期については、事業所の規模や経営状況に応じて設定して差し支えないが、明文化されていることが必要である。
- (問8) キャリアパス要件皿を満たす昇給の仕組みを設けたが、それによる賃金改善総額だけでは、加算の算定額を下回る場合、要件は満たさないこととなるのか。
- (回答) キャリアパス要件皿を満たす昇給の仕組みによる賃金改善では加算の算定額に満たない場合にお

いても、当該仕組みによる賃金改善を含め、基本給、手当、賞与等による賃金改善の総額が加算の算定額を上回っていればよい。

- (問9)新加算(I)取得のため就業規則等の変更を行う際、役員会等の承認を要するが、平成29年度について、当該承認が計画書の提出期限の4月15日までに間に合わない場合、新加算(I)を算定できないのか。
- (回答)計画書に添付する就業規則等について、平成29 年度については、4月15 日の提出期限までに 内容が確定していない場合には、その時点での暫定のものを添付することとしてよい。ただし、 その内容に変更が生じた場合、確定したものを6月30 日までに指定権者に提出すること。
- (問10) 平成29 年4月15 日までに暫定のものとして添付した就業規則等につき、役員会等の承認が得られなかった場合や、内容に変更が生じた場合、新加算(I)は算定できないのか。
- (回答)事業所や法人内部において承認が得られなかった場合や、内容に変更が生じ、結果としてキャリアパス要件 Π を満たさない場合については、新加算(I)は算定できないが、新加算(I)以外の区分の算定要件を満たしていれば、変更届を提出の上、当該区分の加算を取得できる。また、内容の変更が軽微で、変更後の内容がキャリアパス要件 Π を満たす内容であれば、変更届の提出を要することなく、新加算(I)を取得できる。

〇 その他

- (問11)介護職員処遇改善加算に係る加算率について、今回の改定後の介護職員処遇改善加算Ⅱ及びⅢの加算率が改定前と変わっているのはなぜか。
- (回答) 新加算(I) の創設に伴い、最新の介護職員数と費用額の数値に基づき、介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 及び(Ⅲ) の加算率を改めて設定し直したものであり、介護職員 1 人当たりの賃金改善額として見込んでいる金額(27,000円相当、15,000円相当)が変わったものではない。
- 〇過去のQAは、下記に掲載しています。

(掲載場所)

「介護情報サービスかながわ」

- ーライブラリー(書式/通知)
 - -O.介護職員処遇改善加算
 - 一平成29年度介護職員処遇改善加算
 - -3-6. 介護職員処遇改善加算に関するQ&A

https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/80/lib-format-list.asp?cateid=863&topid=19

6 所要時間1時間以上2時間未満のサービス提供について

- ・ 1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションの利用者については、同日に行われる他の通所リハビリテーション費は算定できません。(老企36第二 8(1)④ただし書き)
 - \rightarrow 例) 6-8時間のサービスの前後に1-2時間のサービスを行うことはできません。
- ・ 医療保険の脳血管リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの 届出を行っている保険医療機関においては、利用者のサービス提供に支障が生じない場合に限り、1時 間以上2時間未満の通所リハビリテーションを、医療保険の上記リハビリテーションと同一のスペース において行うことも差し支えないことが明確に定められました(必要な機器及び器具の利用についても 同様です)。

ただし、このような指定通所リハビリテーションを行うためには、3平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用定員と医療保険のリハビリテーションを受ける患者の数を乗じた面積以上のスペースを必要とします。

7 医療保険と介護保険のリハビリテーションの給付調整について

要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定するリハビリテーションを行った後、介護保険における(介護予防) 訪問リハビリテーション又は(介護予防) 通所リハビリテーションに移行した日以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。

ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供することになった場合には、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、必要な場合(介護老人保健施設の入所者である場合を除く。)には、診療録及び診療報酬明細書に「医療保険における疾患別リハビリテーションが終了する日」を記載し、当該終了する日前の2月間に限り、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日に医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。ただし、当該終了する日前の1月間に算定で

きる疾患別リハビリテーション料は1月7単位までとする。

また、医療保険における疾患別リハビリテーションが終了する日として最初に設定した日以降については、原則どおり、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できないものであるので留意すること。

【平成26年3月28日保医発0328第1号「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険 の相互に関連する事項等について」の一部改正について(厚生労働省保険局医療課長)】

個人情報保護について

平成17年4月から、個人情報保護法が施行され、介護保険事業者も個人情報保護法に沿って事業 運営をしていかなければなりません。

具体的な取扱いのガイダンスは、厚生労働省が出しています。

※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 ⇒厚生労働省のホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html

	ポイント	具体的な内容等
1	利用目的の特定	・個人情報を取り扱うに当たり、利用目的を特定する。
		・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはいけな
		V ₀
2	適正な取得、利用目的の通知	・偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならな
		٧٠°
		・あらかじめ利用目的を公表しておくか、個人情報取得後、速
		やかに利用目的を本人に通知又は公表する。
		→公表方法(例:事業所内の掲示、インターネット掲載)
		通知方法(例:契約の際に文書を交付するなど)
3	正確性の確保	・個人データを正確かつ最新の内容に保つ。
4	安全管理・従業員等の監督	・個人データの漏えい等の防止のための安全管理措置
		→個人情報保護に関する規程の整備、情報システムの安全管
		理に関する規程の整備、事故発生時の報告連絡体制の整備、
		入退館管理の実施、機器の固定、個人データへのアクセス
		管理
		・従業者に対する適切な監督
		・個人データ取扱いを委託する場合は、委託先に対する監督
⑤	第三者への提供の制限	・あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に
		個別データを提供してはならない。
6	本人からの請求への対応	・本人から保有個人データの開示を求められたときには、当該
		データを開示しなくてはならない。
		・本人から保有個人データの訂正等を求められた場合に、それ
		らの求めが適正であると認められるときには、訂正等を行わ
		なくてはならない。
7	苦情の処理	・苦情などの申出があった場合の適切かつ迅速な処理
		・苦情受付窓口の設置、苦情処理体制の策定等の体制整備

[※] 上記の厚生労働省ガイダンスに詳細が記載されていますので、ご確認ください。

勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法

勤務形態一覧表は4週分のものではなく、暦月(毎月1日から末日)分のものを作成します。

従業者の勤剤	多の体	制及び勤務形	態一覧表						(29	年	6	月分	(1	Ħ	 	ビス	種類		(通所	リハ	ごリテ	ーシ	ョン	·介言	護予	防通用	近リハ	ビリ	テ╼₹	ョン)
				事業	美所 者	野号	(1	2345	678	90)		事	業	所名	(日	本大	通り	クリ	ニッ?	ゥ・	デイ	ケフ	アセ	ンタ-	_		\)
1単位目	定員	: 20名 +	通所リハビリテーショ サービスの指定を受 スを兼務しているこ。 B、非常勤であれば	さけてい とになる	るので、 ので、	であれ 、勤系	1ば、耳	銭員に	は両サ	ービ		ス <u>提</u> ・	供時	間:	7₿	<u>寺間</u>																	
職種	勤務	資格	□ □ □ □ □		71.	3	4 3	0	/	δ	9			$\overline{}$		_	_	_	_	_		$\overline{}$	_	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		27		$\overline{}$	30 3 ⁻	<u> </u>	常勤換算後
	形態			日	<u>月</u> ,	火	水木	金	土	日	月	火	水	木	金占	L E	3 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	合計	の人数
管理者	В	医師	神奈川 太郎		8	8	8 8	8	3		8	8	8	8	8		8	8 8	8	8	8				8	8	8	8			8	160	_
理学療法士	В/	理学療法士	横須賀 二郎		8	8	8 8	8 8	3		8	8	8	8	8		8	8 8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	168]
理学療法士	В	理学療法士	横浜 三郎		4	4	4 4	4	1		4	4	4	4	4		4	4 4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	84	
作業療法士	D	作業療法士	川崎 月子	$\perp \! \! \perp \! \! \perp$	8	8	8	3			8	8		8			8	8 8		8				8	8		8	Ш			8	104	
言語聴覚士	D	言語聴覚士	相模 さくら				8	8	3				8		8				8		8					8		8				64	
																												理学	-療法	去士	等音	420	1/2.5
看護職員	D	看護師	茅ヶ崎 しおり		3	3	3 3	3	3		3	3	3	3	3		3	3 3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	63	0.3
				1																									看該	隻職	員言	66	0.3
介護職員	В		鎌倉 小町		8	8	8 8	8 8	3		8	8	8	休	8		8	8 8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	8	176	
介護職員	В		藤沢 一郎						の事 老健の				8	8	\perp		8	8 8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	8	160	
介護職員	D		小田原 梅子		7	等)と	兼務し	てい	る場合 します	は崩			7		X		7	7 7	7	7					7	7		7		7	7	112	0.4
34		間を除いた実労働時 「は除いてください。	間で記載します。時			即伤	可同で	記収	しより	۰						1	勤職							5 #h		1+	Шα	R☆L 3女・			昌 ま		2.4
1		·従 B常勤兼	例 C非常動専従	D非常	常勤詞	兼務	ξ									算	の計	算上、	勤務	らした	もの。	しみな		ιば	、合語	计時	間数	に係	わらす	だ常 動	動換算	は1とな	1
計算けすべてが	小数 占	第2位を切り捨て	7														ことか 形態						1 1									いる場 又は、	
			、 勤務日数、勤務時間			Γ	5] =	(a)		週	4	.0	時間] (b	まりわ	す。非 ず勤	ド常勤 務時「	か 問か <i>i</i>	暇は	名目	を問 勤換	1 1									ト時間÷ 奥算数を	
24 #L TIM C2 / S #L	7 <i>h</i>	*******	+L 7/c n+ 88	_		- + 88		,				Т					の際						9	拿出	します								
吊野職員か野	務すへ	き1日あたりの	助務時間_		8	守间 —	(3)															- 1									算入す いき時間	
〇月の常勤職	員が通	i常勤務すべき日	<u>]数</u>	2	2.0		∃	(d)																_	でとた	よりま	ます。						
職員の勤務すべる	を曜日	が同じ場合 当詞	亥月の常勤職員が勤	務すっ	き曜	翟日:	を足し	上(げたE	∃数					トベきE よせん		数が	事業所	斤で複	数割	定さ	れる	ことは	#			-		隻職員	€、介	護職員	の別	
職員によって勤務	すべき	を曜日が異なる場	場合の常勤職員が通	常勤務	ますべ	(き)	日数の	か計	算方	法	(a) >	×4-	+(月	のほ	∃数−	28)	× (a	ı) ÷	7					- 1	で算と 列) 理								
常勤職員の15	<u>-月間(</u>	こおける勤務する	べき時間数	(c)	× (d)			176	時	間	(e)												- 1	•			÷176 ≰)+1.5	i=1.5 i=2.5	5			

常勤換算 常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数+(非常勤職員等の勤務時間数合計÷常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))